

農地調整法改正の際において新たに 二四一四
考慮すべき事項 (粗案) その一 農地部

第一

農業協同組合による農地の管理

(1) 農地の所有者又は耕作者は、いつでも農地の買
取又は管理を農業協同組合に申し出る事ができ
る。

(2) 前項の申出によつて農業協同組合が農地を買
取の場合には、森林中央金庫は、所要の資金を融通
する。

(3) 前項の他やまを得ない事世で耕作を継続する
ことなきをいふため第一項により一時農地の管理
を農業協同組合に申出た場合は、その事由が解
消し、目的耕作する事にかゝるようにならば、た
だ

前項の確定に農地の返還を受け耕作を行ふこと
とするよう法文を以て明かす。

(4) 市町村農地委員会は、農地の貸貸借関係の合
成するときは、小作地の耕作者の選定を適当とし
るための必要があることを認める場合は、当事者間にお
いて直接農地の貸借権の移譲を目的とし、これを除く以下
同じの規定又は規定を以て農業協同組合を通じて
行ふこととする。

(5) 市町村農地委員会は、市町村農業管理委員会が市町村農地委員の選挙
権を所し、投票を以て投票をせしめ、選挙権者(四分之二以上)の投票とし、投票
票は、(1)の目的に賛成することを必要とする。

(6) 市町村農地委員会は、次の通りである。
(a) 農業協同組合が農地の賃借権を取得する場合は、市町村農地委
員会の承認を必要とする。

第二

- (四) 第四項により農業協同組合が農地の賃借権を取得し、譲渡又は設定する場合は、民法第六二二條第一項の承諾を必要としない。
- (ハ) 市町村農地委員会が農業協同組合を当事者とし、ない農地の賃借権の譲渡又は設定については、承継するに限り、選定者（権利者）は同一と見做すことのできる。

市町村農地委員会は、農業経営を合理化し農業生産を増強するための特に必要があるとき、左に掲げる場合に限り、耕作権の配分を調整するたの、農地につき賃借権を取得しようとする者に対し賃借権の設定又は譲渡に關し所有者又は耕作者と協議することを承認することのできる。

- (イ) 二人以上の耕作者が共同耕作により農業経営の合理化を図ることを目的とする場合。
- (ロ) 農地を集団化しようとする場合。
- (ハ) 市町村農地委員会は、(イ)の(ロ)に該当する農地がある場合は、公示して耕作希望者を募り、適格者を選定して、その農地の所有者又は耕作者に対し、賃借権の設定又は譲渡について協議を求め、これを承認する。
- (ニ) (イ)に該当する場合は、共同耕作を目的として農地の集団化を行はうとする者の申請により、市町村農地委員会が承認する。但し、この場合の承認は、当該所有者又は耕作者に対し、地目、等位、地積、農地の距離等を総合的に勘案して、近似する農地について、賃借権の設定又は譲渡が、できる場合に限り、

- (イ) 農地の所有者その他耕作の権限を有する者が耕作していない場合
- (ロ) 農地の利用が充分でなく、且つ、耕作者おその農地について耕作権を失うことにより生活に困難を来たすおそれがある場合。

(4) 市町村農地委員会が(1)又は(2)の承認を行うには、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(5) (1)又は(2)の協議が調子ない場合又は協議を行うことができない場合は、承認を受けた者(申請人)は、市町村農地委員会は、質借権の設定又は譲渡について裁定を行う。この裁定の内容は従って質借又は譲渡される。

(6) 前条において、第一(5)及び(7)を準用する。

第三 農業協同組合による小作料の一括授受

(1) 市町村農地委員会は、農業協同組合の同意を得て、この小作料一括授受をなすべきことを決定することができ、

(2) この小作料一括授受は、直接地主に対して小作料を支拂うことができない。地主は小作農に対して直接その支拂を請求することができる。小作農は、小作料として自己の預金を地主の預金と振り替えるべきことを農業協同組合に請求し、小作料を支拂ったものとみなされる。

小作農が、小作料として自己の預金を地主の預金と振り替えるべきことを農業協同組合に請求し、小作料を支拂ったものとみなされる。

第四 農地の移動統制

(1) 政府の買渡した農地については、病氣その他止むを得ない事由で耕作を継続することができないために一時他人に賃貸する場合は、農業協同組合に対し抵当権を設定する場合は、都道府県知事の許可した場合を除き、権利の移転又は設定を行うことができない。

(2) (1)以外の農地に属する所有権その他権利の設定又は移転は、農業協同組合に対し抵当権を設定する場合を除き、市町村農地委員会の承認を必要とする。但し使用目的の変更を目的とする権利の設定又は移転は、都道府県知事の許可を必要とする。また従来より自作農創設維持事業による自作地以

外の農地について抵当権を設定する場合は、市町村農地委員会の承認を必要とする。

(3)

市町村農地委員会は、左に掲げる場合は、(2)の承認を行ふことができない。但し、農業協同組合が第一の権利を取得する場合は、この限りでない。

(イ) 自ら耕作の業務の目的に供するものと認めらるる場合。

(ロ) 権利を取得しようとする者が、その権利を取得しようとする概ね北海道

で一歩、都府縣で二歩以上の農業となる見込みない場合。

但し、この面積は知事が都道府縣農地委員会より意見をきいて

全部又は^{(イ) 地域}一部割程度変更することができ、また権利を取得

しようとする者の事情により、市町村農地委員会が特に承認

することと認める場合は、知事の認可を受け承認

することができる。

(ハ) 農業生産の低下をきたすことが明かな場合。

(ニ) 農地の賃借人が転貸しようとする場合。但し、農地賃借

借契約書に記載の場合、この限りでない。

第五

農地ノ清掃規則

一町歩以上の農地の清掃は、農林大臣の許可を必要とする。國が一町歩以上の農地を清掃する場合は、主務大臣は農林大臣に協議し、これに付する。

第六

農地の価格統制

(註) 農地価格は、交換分合の差金決済及び担保力の点から見て、維持することが困難となつてきたが、假令現行の統制価格を底土価格とするならば、自作収益価格の觀念は維持でき、收拾不能に陥るので、なほ現行通りとする。

(二) 使用目的の変更を内容とする農地の譲渡については、知事の特例を許可することができる。林措置する。

第七

貸借権の確立

一、期貸貸借の場合に、期間満了前には契約更新の拒絶の旨の通知をしない。は、同一條件で貸借を更新されること及び通知時期はいつでよき支えなるとを法文上明かにする。

第八

小作料の規制

(一) 小作料の額その他「農地貸借契約書」に記載された小作料の條件を付する場合は、小作契約書に記載し、市町村農地委員会の承認を必要とする。
(二) 裁判上の和解又は小作調停法による調停で決定した小作料その他の小作料は、農林大臣、都道府県知事又は市町村農地委員会の適正化の対象とすることができる。

第九 小作調停制度

(1) 農用薪炭林、採草地又は放牧地の利用関係に因りて生ずる争議は、小作調停制度を適用する。

(2) 裁判所が小作調停の申請を受諾したときは、市町村農地委員会が調停に附随して小作調停を行ふが、但し市町村農地委員会がこれを拒絶するときは、裁判所が調停を行ふ場合を除く。

(3) 裁判所が小作調停を行ふ場合は、市町村農地委員会及び市町村農地委員会が調停に附随して小作調停を行ふが、但し市町村農地委員会がこれを拒絶するときは、裁判所が調停を行ふ場合を除く。

(4) 小作調停は、都道府県農地委員会の推薦する者につき、裁判所

を選任する。但し裁判所が特に適当と認めるときは、あつた場合は別を選任することができる。

(5) 農地等の賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶についての紛争は、市町村農地委員会に移譲するが、この場合は、このついでに小作調停成立する場合は、あつた市町村農地委員会の承認を必要としない。

第十 市町村農地委員会の組織

(1) 市町村農地委員会は昭和三十五年度において、市町村農地調整委員会と合併し、市町村農地委員会となる。

(2) 農地委員の任期は二年であるが、第三回総選挙によつて選出された委員の任期は(1)との関係で農林大臣が短縮することができる。

市町村農地委員会。人数は選挙区ごとの者十人(農業委員会は十人)とし、

選挙区ごとの者十人以内の委員を選出する。この場合、

委員の選挙方法、任期、職権、職責、その他、

「地主」「小作」「細農」の中、ある階層に属する委員

が三人に充てられ、得票の順位は、十位は選挙区ごとの

階層に属する者三人とし、二又歩以上の小作地の所有者は

兼小作の場合、貸付地が借入地に比べて二又歩以上

「小作」とは、二又歩以上の小作地の耕作者(地主兼小作の場合

借入地が貸付地に比べて二又歩以上多い場合)、「細農」とは、

作面積がその市町村の平均耕作面積三分の三以上の者、「農地

委員」は、耕作面積がその市町村の平均耕作面積二分の三以下の者

とし、

二又歩以上の者一人、二又歩以下の者一人、

二又歩以上の者一人、二又歩以下の者一人、

二又歩以上の者一人、二又歩以下の者一人、

二又歩以上の者一人、二又歩以下の者一人、

地方自治法及び衆議院議員選挙法に準ずる。

市町村農地委員会処分に対する救済方法

市町村農地委員会処分に対し不服ある者は処分後十日以内、都道府県知事に訴願する。

都道府県知事は、前条の訴願を裁決する場合は、農地委員会委員の意見を参考としなければならない。

都道府県農地委員会組織

都道府県農地委員会は、都道府県知事に選任する委員を限り、その権限は市町村農地委員会委員の被選挙権と同様とする。

委員の定数、選挙による者十五人及び農林大臣が選任する者五人以内とする。

農林大臣は、その権限を委員として選任することとする。但し、選任は選挙された委員の過半数の同意が必要とする。

農業経営者 一人

農業技術者 一人

農政に関する学識経験者 一人

農業不干渉農業水利関係学識経験者 二人

選挙方法 市町村農地委員会と同様とする。

農地調整法及び自作農創設特別措置法
の一部を改正する法律案要綱(案)

農政 二四、三、一六
局

第一 農地の移動統制の基準

耕作を目的とする農地の所有権又は賃借権の設定又は
移轉は、市町村農地委員会承認に基いて行われ、市
町村農地委員会に於て掲げる場合は、この承認を行うこと
が出来ない。

(1) 権利を取得しようとする者が自ら耕作の業務を目的に供
するものと認められない場合

(2) 権利を取得しようとする者が耕作面積が北海道では二町
步、都府縣では三反歩を基準として都道府縣知事が定め
た面積に達する見込からい場合但し、市町村農地委員会

が特に必要と認めて知事の認可を受けずる場合を除く。

(3) 権利を取得しようとする者が所有し若しくは耕作する農地

の面積が自作農創設特別措置法第三條第一項第三号の
面積(都道府縣農地委員会がこれに代るべき面積を定め
たときはその面積)を超える場合又はその者が所有し若し

くは使用する牧野の面積と農地の面積の合計が同法第四

十條の二第一項第三号の面積(都道府縣農地委員会がこ
れに代るべき面積)を超える場合但し、市町村農地委員会が特

に必要と認めて知事の認可を受けずる場合を除く。

(4) 農業生産の低下を招くことか明かな場合

(5) 轉貸借の場合但し、病氣等やむを得ない理由により一年以
内の轉貸借をする場合及び選挙による公務就任による轉
貸借の場合を除く。

第二 農地の遺棄

都道府県知事ハ、五〇〇〇坪以上の農地の遺棄を許可する

場合は、農林大臣の承認を要する。

第三 小作料等の改訂手續の簡易化

小作料の額その他小作条件を小作農に不利に変更する

場合は、従来都道府県知事の許可を必要としたが行政廳の

定めに基準又は市町村農地委員会が都道府県知事の認可を受

けた基準の範囲内で市町村農地委員会の承認によりこれを変更

することとなる。

第四 小作調停制度の改正

小作調停制度を次のように改める。

(1) 農用薪炭林、採草地又は放牧地の利用関係に関する争議

については、小作調停制度を適用する。

(2) 裁判所が小作調停の申請を受理したときは、市町村農地委員

会の勧解に附きなければならぬ。但し、市町村農地委員会

がすでに当該争議の斡旋を試みた場合はこの限りでない。

(3) 裁判所が小作調停を行う場合は、小作官又は小作主事及び

市町村農地委員会の意見をきかなければならぬ。但し、農用

薪炭林、採草地又は放牧地に関する争議を調停する場合

は、これらの者の意見をきく外、更に林業又は畜産の事務に関す

る都道府県吏員が知事の指定する者の意見をきかなければ

ならない。

(4) 小作調停委員は都道府県農地委員会の推薦する者につき裁判所

が選任する。但し、裁判所が特に適当と認める者がある場合は別に

選任することとなる。

(5) 農地等の賃貸借の解除、解約又は更改の拒絶に関する都道府県知事

の許可権が市町村農地委員会に移譲された場合はこれについて小作調

停の成立す小は、あらためて市町村農地委員会の承認を必要としぬ。

第五 市町村農地委員会改組

市町村農地委員会組織を次のように改める。

(1) 委員の選挙資格及び被選挙資格は従前通りとする。但し、有権者と同一市帯に属していても農地を所有せず且つ耕作に従事していない者は除かれる。

(2) 委員の定数は、選挙による者十人及び選挙により委員となつた者の全員へ同意を得て都道府県知事が選任する者三人以内とする。

(3) 選挙の方法は従前どおり階層別選挙とする。階層の区分及び階層別委員の定数は次のとおりとする。

- (1) 保有面積の三分の一以上の小作地を所有する市帯に属する者 二人
- (2) 二反歩(北海道では五反歩)以上の小作地を耕作する市帯に属する者 二人
- (3) その他他者 六人

小作地を所有し、且つ、小作地を耕作している市帯については、両面積の差によって(1)又は(2)の区分を決定する。

(4) その他の選挙方法はできる限り地方自治法に準ずる。

第六 市町村農地委員会処分に対する救済方法

(1) 市町村農地委員会の処分に対して不服ある者は処分後二月以内に都道府県知事に訴願できる。

(2) 都道府県知事が、前号の訴願を裁決する場合、都道府県農地委員会の見解をきかなければならない。

第七 都道府県農地委員会改組

都道府県農地委員会組織を次のように改める。

(1) 委員の選挙資格は市町村農地委員会の選挙による委員として、被選挙資格は、市町村農地委員会の委員の被選挙資格と同一とする。

(2) 委員の定数は、選挙による者十人及び選挙により委員となつた者の全員の同意を得て都道府県知事が選任する者五人以内とする。

(3) 選挙の方法は従前どおり階層別選挙とする。階層の区分及び階層別委員の定数は、市町村農地委員会の組織と同一とする。

(4) その他の選挙方法は市町村農地委員の選挙に準ずる。

第八 自作農創設特別措置法の改正

農地等の買収に因する規定を次のように改める。

(1) 農地の所有者が農地のある市町村に住所がないときは、特別の事由に基き一時不在を除いて従来すべて不在地主とされたが、今後は、

農地を所有し且つ耕作しつた者が正當の事由に基いて^(他)市町村に移住し、その者の配偶者又は従来同居していた二親等内の血族がその家において農業を繼續している場合、その者が將來再び旧住所に帰来する見込みがあるときは、市町村農地委員会は、これを在村地主として取扱うことができる。この場合においては市町村農地委員会が二年毎に事業を審査することが必要であり、もしこの採な措置が毎年度なくなつた場合には、これを不在地主と認め

めることができる。

(2) 宅地、建物、農業用施設等の買収を適正にするため買収の基準を明かにする。

(3) 政府が賣り渡した農地について買受人が自作をやめようとする場合は、政府が先買権を行使することになつてゐるが、自作農が自かう宅地として使用する場合又は農業上の利用増進のための使用する場合について都道府県知事が相手と認めれば先買権を行使しない。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

(4) 民法施行法第四十七條第三項に規定する農地は、市町村農地委員会が買収を相手と認める場合は、政府がこれを買収して耕作者に賣り渡す。

法制局

農地調整法^案の一部を改正する法律案

裏面白紙

第一條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四條の次の一項を加える。

前三項の規定は自作農創設特別措置法第二十九條第二項に於て準用スル第十六條又八同法第四十一條第一項の規定に依り政府ノ賣渡シタル土地(第一項ノ土地ヲ除ク)又ハ建物ニ付テノ準用ス

第五條第三号中「農地」を「前條ニ規定スル土地又ハ建物」に改める。

第九條ノ十又第九條ノ十二とする。

第九條ノ九中「第九條ノ二」を「第九條ノ四」に、「第九條ノ三」を「第九條ノ五」に、「第九條ノ七」を「第九條ノ九」に改め、同條を第九條ノ十一とし、

第九條ノ八を第九條ノ十とする。

第九條ノ七中「第九條ノ二」を「第九條ノ四」に改め、同條を第九條ノ九とし、

第九條ノ六を第九條ノ八とする。

第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に改め、

「第九條ノ三」を「第九條ノ五」に改め、同條を第九條ノ七とし、

第九條ノ六とし、

第九條ノ第二項中「第九條ノ三」を「第九條ノ五」に改め、同條を第九條ノ四とする。

ノ四とする。

第九條ノ二 市町村農地委員会(第九條第二項ノ規定ニ依ル承認ノ

申請アリタル場合ニ於テ承認シ又ハ承認セザル旨ヲ議決シタルトキハ

其ノ旨を遅滞ナク、当該貸借ノ事者其他ノ利害關係人ニ通知スベシ

知スベシ

前項ノ処分ニ対シ不服アル者ハ同項ノ通知ノリタル日より一月以内ニ

都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ裁決ヲ為サントストキハ都道府縣農地

委員会ノ意見ヲ聽フコトヲ要ス

第九條ノ三 農地ノ所有者ハ民法第二百七十六條ノ規定ニ拘ラズ永小

作人が有^レ起スベキ事由ナリテ引續キ二年以上小作料ヲ滞納シテ
ル場合ニ限り農地ニ付存スル永小作權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得
第九條第一項第二項本文第三項乃至第六項及前條ノ規定ハ農
地ノ永小作ノ更新ノ拒絶ニ、第九條第三項乃至第六項及前條ノ
規定ハ農地ニ付存スル永小作權ノ消滅ノ請求ニ付之ヲ準用ス
第十條ニ付「第九條及第九條ノ十一」三「第九條乃至第九條三
及第九條ノ十一」ニ改めらる。

裏面白紙

租シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ通知ヲ爲スコト能ハザルトキハ公示ヲ以テ足ル

第十四條ノ六中「第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ」を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定ヲ申請シタル場合ニ於テ」に、「同項ノ承認」を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定」に改める。

第十四條ノ八第一項中「通知ヲ受ケタル日」の下に「(同項但書ノ場合ハ当該公示ノ日)」を加える。

第十四條ノ九 前六條ノ規定ニ依ル手續其ノ他ノ行爲又ハ制限ハ当該土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ノ承継人ニ付シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十五條第二項中「監督ニ屬シ」の下に「当該市町村ノ区域内ニ存スル土地、物件又ハ權利ニ付」を加え、「農地關係」を「農地關係等」に改め、同條に次の一項を加える。
市町村農地委員会前項第二号ニ掲グル事項ニ付、耕作者又ハ土地、物件若ハ權利、所有者、爲必要アル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ拘ラズ他ノ市町村ノ区域内ニ存スル土地、物件又ハ權利ニ關スル事項ヲ処理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ当該事項ガ他ノ市町村

農地委員会ノ処理スベキ事項ニ関係ヲ有シ之ヲ処理シ難キトキ又ハ処理スルコトヲ不
相当ト認ムルトキハ都道府縣農地委員会ニ對シテ該事件ノ処理ヲ申出ヅルコトヲ得

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第十項」に、同條第三項中「左ノ各号ノ区分ニ
從ヒ各号ノ一ニ該當シ」を「左ノ各号ノ区分ノ一ニ屬シ」に、「當該各号ニ該當シ」を
「當該区分ニ屬シ」に改メ、同條第五項の次に次の二項を加ふる。

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル地積ノアル農地
ニ在リテハ當該地積（市町村農地委員会當該地積ヲ以テ着シク不相當ト認メ別段ノ面
積ヲ定メタルトキハ其ノ面積）土地台帳ニ登録セラレタル地積ナキ農地ニ在リテハ
市町村農地委員会ノ定メタル面積トス

第三項各号ノ区分ハ選舉權又ハ被選舉權ヲ有スル者ノ登録セラレタル第十五條ノ五ノ
規定ニ依リ調製セラレタル選舉人名簿ノ区分ニ依ル但シ選舉人名簿ニ登録セラレザル
者ノ被選舉權ノ区分ニ付テハ當該選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選舉人名簿ニ
登録セラレザル者ニシテ選舉人名簿ニ登録セラルベキ確定判決書ヲ所持スル者選舉權区分
ニ付亦同ジ

第十五條ノ三第一項中「~~市町村ノ面積~~」を「~~市町村ノ面積~~以上ノ北海道ニ在リキト
主及步以上ノ面積」に改メ、「同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」の下に「ニシテ年令二十
年以上ノモノ」を、同條第二項中「前條第四項」の下に「第六項」を加ふる。

第十五條ノ四 市町村農地委員会ノ委員ノ選舉ニ関スル事務ハ市町村ノ選舉管理委員会
之ヲ管理ス

第十五條ノ五 市町村ノ選舉管理委員会ハ命令ニ定ムル申請ニ基キ毎年十二月一
日現在ニ依リ其ノ選舉資格ヲ調査シ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ市町村農地委
員会委員選舉人名簿ヲ調製スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ市町村ノ選舉管理
委員会ハ職權ヲ以テ選舉人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得
選舉人ノ年令ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及主年月日並ニ其ノ者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ
営ム農地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第四項ノ規定ニ依リ其ノ

者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ムノ面積等コ記載スベシ但シ第十五條ノ
三第一項ニ規定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選挙人ニ付テハ氏名及生年月日ヲ
記載スルヲ以テ足ル

前項ノ面積ハ第十五條ノ二第六項ニ規定スル面積トス

第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票区ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選挙人名簿ニ登載
セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人タルベキ者一人ヲ定メ選挙ノ期日
前二日迄ニ投票管理者ニ之ヲ届出ヅルコトヲ得但シ同一人ヲ届出ヅルコトヲ妨グズ
前項ノ届出アリタル者ハ委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ
其ノ者ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下同ジ第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ付二人ヲ超
エザルトキハ当該区分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票立会人トシ二人ヲ超ユルトキハ当該
区分ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立会人ニ入ラズ選スベシ
第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ付投票立会人二人ニ達セザルトキ若ハ二人ニ達セザ
ルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ参会スルモ、投票所ヲ関クベキ時刻ニ至リニ

人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ当該投票
区ニ於ケル当該区分ノ選挙人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票
立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立会ハシムベシ但シ委員ノ選挙ヲ行ハザ
ル区分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項ノ規定ハ投票立会人ニ付テハ準
用ス

第十五條ノ七 衆議院議員選挙法第二條、第十三條乃至第十七條、第百四十一條及第百
四十六條並ニ衆議院議員選挙法中改正法律（昭和二十年法律第四十二号）附則第八項
第九項ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付テハ準用ス但シ衆議院議員選挙法
第十三條中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十二月二十
日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ十二月十九日トアルハ次次年ノ三月
四日トス

第十五條ノ八 地方自治法第十七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第二十

四條第一項第二項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項
第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七
條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項
乃至第三項第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃
至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六
十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項
第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項及第七十三條ノ規定ハ普通
地方公共団体ノ長及郡道府縣ノ議會ノ選舉ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地
委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十
條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ六の規定」ト、第六十條第三項中「第九
十二條若しくは第四百一十一條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一」ト、第六十
二條第一項中「選舉を行わないで当選人を定めることができず又は更に選舉を行わな
いで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の數

と通じて当該選挙区における議員の定數(選挙区がないときは議員の定數)の六分の
一を越えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選舉を行わないで当選人を
定めることができず若しくは選舉を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の數が
前條第一項にいう当選人の不足數と通じて当該選挙区における議員の定數(選挙区が
ないときは議員の定數)の六分の一を越えるに至つたとき」トアルハ「選舉を行わな
いで当選人を定めることができないうとき」ハ市町村農地委員會の委員の任期満了前二箇
月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその數が通じて二人以下である場合に
いて市町村の選挙管理委員會が郡道府縣知事の承認を得たときを除く。』ト、同條第
二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議會に欠員を生じた場
合」トアルハ「市町村農地委員會の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならな
かつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五
十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とな
らなかつた者があるときは」トアルハ「当選人とならなかつた者があるときは」ト、

第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第四百十條第二項」トアルハ「第
章及び第四百十條第二項」トス

第十五條ノ九を第十五條ノ二十五とする。

第十五條ノ十五第二項中「監督ニ屬シ」の下に「当該都道府縣ノ区域内ニ存スル土地
物件又ハ權利ニ付」を加え、「農地関係」を「農地関係等」に改め、同條に次の一項々
加え、同條を第十五條ノ九とする。

第十五條第三項ノ規定ハ都道府縣農地委員会ニ付之ヲ準用ス但シ都道府縣農地委員会
トアルハ中央農地委員会トス

第十五條ノ十六を第十五條ノ十とする。

第十五條ノ十一 市町村農地委員会ノ委員ハ第十五條ノ二十項ノ規定ニ依リ選任セラ
レタル委員ヲ除クハ当該市町村農地委員会ノ設置セラレタル市町村ヲ合ム都道府縣
ニ設置セラレタル都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙権ヲ有ス
市町村農地委員会ノ委員ノ被選挙権ヲ有スル者ハ当該市町村農地委員会ノ設置セラレ

タル市町村ヲ合ム都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員会ノ委員ノ被選挙権ヲ
有ス

第十五條ノ十二第二項を次の如ク改め、同條第三項中「市町村農地委員会」を「市
町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会」に改め、同條を第十五條ノ二十三とする。

市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会、定員ノ過半数ニヨル委員出席スルニ非ザ
レバ會議ヲ開クコトヲ得ズ第十五條ノ二第三項各号ノ区分、一ニ屬スル委員ノ全員欠
員ナルトキ亦同ジ但シ都道府縣知事ノ認可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ十二 都道府縣農地委員会ノ委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙ス

前項ノ選挙区ハ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣ノ
選挙管理委員会之ヲ定ム

都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル選挙人ノ所屬ノ選挙区ハ選挙人ノ住所ノア
ル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十三 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關スル事務ハ都道府縣ノ選挙管理

委員会之ヲ管理ス

第十五條ノ十四第ニ項を^{削り}末より^{削り}改め、同條を第十五條ノ二十^九とす。

主務大臣ハ申米農地委員会ノ請求ニ因リ都道府縣農地委員会ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ十四 都道府縣ノ選挙管理委員会ハ都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ヲ行フ

場合ニ於テ都道府縣農地委員会委員選挙人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十

五條ノ二第ニ項各号ノ区分ニ從ヒ各選挙区毎ニ調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ

関係人ノ閲覧ニ供スベシ

前項ノ選挙人名簿ニハ氏名及其ノ者ノ屬スル市町村農地委員会ノ名称等ヲ記載スベシ

地方自治法第二十六條第三項前段第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選挙人名簿ニ付之ヲ

準用ス

第十五條ノ十五 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ノ投票区ハ都道府縣ノ選挙管理委員

会ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票区ヲ設ケタルトキハ都道府縣ノ選挙管理委員会之ヲ告示スベ

四内

第十五條ノ十六 前條ノ規定ハ都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル投票区ニ付之

ヲ準用ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第八項第十項第十一項本文及第十五條ノ六ノ

規定ハ都道府縣農地委員会ニ付之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第八項中五人トアルハ十

人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第十項中都道府縣知事トアルハ主務

大臣、三人トアルハ五人トス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「^裁決定又ハ^定議決ヲ含ム」を加

え、同條を第十五條ノ二十七とす。

第十五條ノ十八 地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、

第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十

二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條

第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第

五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項及第七十三條、規定ハ普通地方公共団体ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選挙ニ因スル部分ヲ除クノ外都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七」において準用する第十五條ノ六の規定ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第四百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めること」ができず又は更に選挙を行わないで当選人を定めても不适当人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を越えるに至つたときトアリ、第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めること」ができず若

しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を越えるに至つたときトアルハ「選挙を行わないで当選人を定めること」ができないとき（都道府縣農地委員会ノ委員の任期満了前二箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府縣の選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く）ト、同條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議會の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員会の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合」において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者が当選人とならなかつた者があるときは「トアルハ「当選人とならなかつた者があるとき」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第四百十條第二項」トアルハ「第十章及び第四百十條第二

項、ス

一六

第十五條ノ十九及び第十五條ノ二十中「第十五條ノ十五」を「第十五條ノ九」に改め、
 第十五條ノ十九を第十五條ノ^{二十九}とし、第十五條ノ二十を第十五條ノ三十^四とし、第十
 五條ノ二十一を第十五條ノ三十^一とし、第十五條ノ二十二を第十五條ノ三十^二とする。
 第十五條ノ十九 第十五條ノ二第三項各号ノ区分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ
 選挙権ヲ有スル者ハ当該区分ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選挙権ヲ有スル者（都
 道府縣農地委員會ノ場合ニ在リテハ其ノ者ト同一ノ選挙区ニ於テ選挙権ヲ有スル者）
 ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ同項（都道府縣農地委員會ノ場合ニ在リテハ第十五條ノ
 十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項）ノ規定ニ依リ選挙セラルタル委員ニシテ當
 該区分ニ屬スルモノ（都道府縣農地委員會ノ場合ニ在リテハ当該選挙区ニ於テ選挙セ
 ラレタル委員）ノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣農地委員會ノ委員ニ在
 リテハ都道府縣ノ選挙管理委員會、市町村農地委員會ノ委員ニ在リテハ市町村ノ選挙
 管理委員會ニ請求スルコトヲ得

五内

前項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキハ都道府縣ノ選挙管理委員會又ハ市町村ノ選挙管
 理委員會ハ選挙ナク其ノ旨ヲ告示スルト共ニ都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員
 會ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ告示アリタルトキハ第一項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ
 第一項ノ規定ニ依ル委員ノ全員ノ解任ノ請求ハ此等ノ委員ノ全員ノ選挙アリタル日ヨ
 リ一月内ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第一項ノ選挙権ヲ有スル者トハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調製セラレタル選挙
 人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トシテノ二分ノ一ノ数ハ都道府縣ノ選挙
 管理委員會又ハ市町村ノ選挙管理委員會ニ於テ選挙人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ
 第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項ノ区分ハ同項ニ掲グル者ノ登録セラレタル選挙人名
 簿ノ区分トス

衆議院議員選挙法第二十九條^及第三十條第一項ノ規定ハ第一項ノ同意又ハ請求ニ付テハ
 準用ス但シ「投票」トアルハ「同意」又ハ請求ト、第二十九條中「但シ選挙人名簿ニ

一七

登録シラルベキ確定判決書ヲ所持シ選挙ノ当日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ為サシムベシトアルハコト但シ確定判決ニ因リ選挙人名簿ニ記載セラルベキ者ハ此ノ限ニ在ラズトス

第十五條ノ二十 都道府縣ノ選挙管理委員会ハ本法ニ依リ市町村ノ選挙管理委員会ノ権限ニ属セシメタル事項ニ付市町村ノ選挙管理委員会ヲ指揮監督ス

農林大臣及全国選挙管理委員会ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選挙管理委員会ノ権限ニ属セシメタル事項ニ付都道府縣ノ選挙管理委員会ヲ指揮監督ス

地方自治法第五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ二十一 市町村農地委員会ノ委員、都道府縣農地委員会ノ委員又ハ中央農地委員会ノ委員ハ相兼ヌルコトヲ得ズ

都道府縣農地委員会ノ委員ハ都道府縣ノ議會ノ議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第十五條ノ二十二 委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由アルトキハ主務大臣ハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二十項ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員会ノ委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二十一項本文(第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ總委員トアルハ總委員ノ過半数トス

地方自治法第九十三條第三項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十四 委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会ノ同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條ノ二十六 地方自治法第二百二十七條第一項第三項第四項及第二百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会ノ委員ノ資格ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十八 主務大臣又ハ都道府縣知事ハ農地関係等ノ調整ノため必要アルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員会ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員会ニ委任セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員会ニ処理セシムル事項ニ關シテ
ハ本法ニ依リ都道府縣農地委員会ノ権限ニ屬セシメル事項ハ都道府縣知事之ヲ処理シ
本法ニ依リ都道府縣農地委員会ニ對シテ爲スベキ新項ノ提起ハ都道府縣知事ニ對シテ
マ行フモノトス

第十七條中「行政官ヲ」を「主務大臣又ハ都道府縣知事トシ、
「当該官吏」を「当該
官吏職員」に改める。

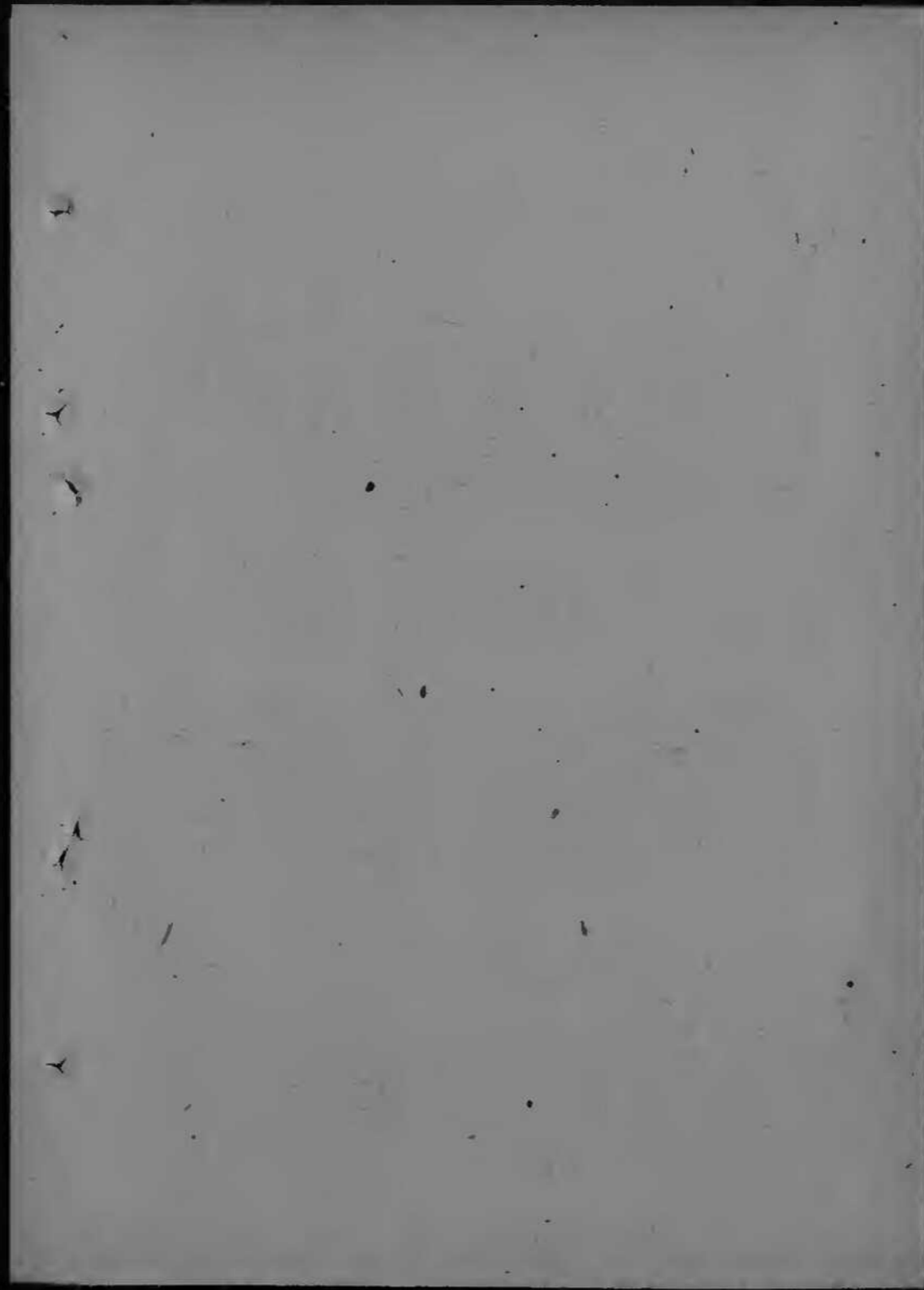
第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第八項」に改める。
第十七條ノ四中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に改める。
第十七條ノ七を「第九條ノ九」に改める。
第十七條ノ九を「第九條ノ十」に改める。
第十七條ノ五第二号中「第十四條ノ二」を「第九條ノ二第二項及第十四條ノ二」に
同條第四号中「当該官吏」を「当該官吏職員」に改める。

第二條 農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律

第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項に次の但書を加ふる。

但し、昭和二十四年四月三十日まで本市町村農地委員会に
對し承認の申請をしなかつた者はこの限りでない。



第三條 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号として次の一号を加える。

五 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する永小作權の目的となつていた農地

第十五條中二項を次のように改める。

前項において準用する第六條第二項の対価は、中央農地委員會の定める基準に従ひ、市町村農地委員會がこれを定める。

第四十條の二第四項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、第二号及び第四号とし、

次の二号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する永小作權の目的となつていた牧野

四 市町村、財産區又は農業校同組合以外のもの所有に屬し、共同利用の目的に供してゐる牧野

第四十四條中「第二十八條第三項(同條第五項において準用する場合を含む)若しくは第四十一條」を「第二十八條第三項(同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條、第四項において準用する場合を含む)、第四十一條若しくは第四十一條の三」に、「又は第二十八條第一項(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む)の規定による買取をする場合」を「若しくは、第二十八條第一項(同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む)の規定による買取をする場合又は第四十條の六第一項の規定により権利を消滅させる場合」に改める。

第四十四條の二中「及び第一條第四項」を「第二十九條第二項及び第四十一條第一項」に改める。

第四十四條の三中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に、「同條第二項中」を「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に「政令」を「省令」に改め、同條第六項を加える。
前項の規定により省令を定めるときは、その省令は、昭和二十二年三月二十一日(一九四七年三月二十一日)から、これを適用する。

第四十四條の四中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に、「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に改める。

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員会」を「都道府県市町村又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定する国有財産については、省令で国有財産法の特例を定めることとする。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「(第三十七條第三項において準用する場合を含む)」を加え、同條第二号中「当該官吏」を「当該官吏変更」に改める。
第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第四條 自作農創設特別措置法の十部を改正する法律
（昭和二十二年法律第二百四十一号）の一部を次の
ように改正し、昭和二十二年十二月二十六日から
適用する。
附則第六條中「第四十四條の三及び」を「第四十
四條の二乃至」に改める。

裏面白紙

前項の貸借の解除、解約又は更新の拒絶に係る農地は昭和二十年十一月二十三日現在における当該農地の所有者又はその承継人以外の者が適法且つ正当に耕作の實際の目的を以てしている場合

二、市町村農地委員会において前項の貸借の解除、解約又は更新の拒絶があつたときにおける当該所有者及び賃借人についての事情を調査して当該貸借の解除、解約又は更新の拒絶を適法且つ正当であると認められた場合

三、前項の承認を申請した者が所有者、賃借人、使用貸借による権利、永小作権その他の権原に基づいて自作農創設特別措置法第三条第一項オ三号の面積（同条オ三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に充てるべき面積があるときは、その面積）を超えたる面積の農地につき現に耕作の業務を営んでいる場合

四、昭和二十年十一月二十三日現在におけるオ一号の農地の所有者又はその承継人が現に当該農地につき耕作の業務を営む場合にあつては、その者が当該農地から

この耕作の業務をやめるときは、その三、状態が前項の承認を申請した者の庄
田状態に比して著しく異なるものと市町村農地委員会が認めるときは

五、前項の外部道府縣農地委員会において前項の承認の申請が信義に反するに認
めるときは

特別第六條 削除

第五條 小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村長及郡長」と「市町村農地委員会（当該土地ノ所在地ニ農地調整
法第十七條ニ於テ三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル地ニ農地委員会ノアルトキハ当該
地ニ農地委員会以下同ジ）又市町村長」に改める。

オ八條オ三項中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会又市町村長」に改める。
オ九條、ニ 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前當該争議ノ目的タル土地ノ所
在地ノ市町村農地委員会ヲシテ勸解ヲ為シシムルコトヲ要ス但シ當該争議ニ付既に市
町村農地委員会ノ勸解ヲ經タル場合其ノ他争議ノ実情ニ鑑ミ市町村農地委員会ノ勸解

ヲ不適当ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

オ十一條中「前條ノ規定ニ拘ラス」を「何時ニラモ」に改める。

オ十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員会又ハ市町村長」に改める。

オ十八條中「小作官、前條、市町村長又ハ郡長」を「オ十七條ノ市町村農地委員会又ハ
市町村長」に改め、同條をオ十八條ノニとする。

第十八條 裁判所調停ヲ為シシトスルトキハ小作官又ハ小作主事ノ意思ヲ聽クコトヲ要
ス

第十九條及びオ二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

第二十九條オ一項中「調停ニ適當ナル者」を「都道府縣農地委員会ノ推薦シタル者其
ノ他調停ニ適當ナル者」に改める。

第六條 第四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会又市町村長」に改める。

第七條 登録法（明治二十九年法律二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第八号ノニ中「取得ノ」を削る。

第十四條 この法律の施行に關し必要を規定は、命令でこれを定める。 三

理由

農地の永小作权を賃借权と同様に保護すると共に、農地委員会委員の選挙手続を農地委員選挙法及び地方自治法に準ずる等の必要があるからである。これがこの法律案を提出する理由である。

八休内

附 則

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する同條第四項の土地又は建築物に關する契約で当該契約に係る権利の設定又は移転に關する登記及び当該土地又は建築物の引渡（民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八十三條及び第百八十四條に規定する引渡を除く。）のいずれもが完了していないものについては、これを適用する。

第三條 この法律施行後昭和二十四年四月三十日までは、第九條第三項（第九條第二項及び第十四條ノ二において準用する場合を含む。以下同じ。）中「市町村農地委員会の承認」とあるのは、「都道府県知事、許可」と、同條第四項及び第五項（第九條ノ二第二項及び第十四條ノ二において準用する場合を含む。）中「承認」とあるのは、「許可」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、第九條第三項及び前項の規定による許可をするときは、農地にあつては、

をば、都道府県農地委員会の意見を、薪炭林、雑草地又は放牧地にあつては、都道府
~~県薪炭林等委員会~~の意見を聴かなければならない。

~~第三~~ 第九條ノ二の規定は、この法律施行の際農地又は放牧地につき現に存する次

小作権（民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第四十七條に規定する永小作権を
除く。）について、これを適用する。

2 前項に規定する永小作権は、この法律施行後一箇年以内はその存続期間が満了するも
のは、これをこの法律施行後一箇年を以て存続するものとする。この場合においては、
民法第二百七十八條第一項後段の規定は、これを適用しない。

第五條 第十四條ノ九の規定は、この法律施行の際第十四條ノ三及び第十四條ノ四の
規定による手続が現に存している土地又は草木わいのとも、これを適用する。

第六條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員たる
者は、この法律の改正規定により選挙又は選任されたものとみなし、その任期は、第
十五條ノ二十三の規定にかかわらず、昭和二十四年三月三十一日までとする。

第四條 この法律施行の際既に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会委員たる者は、この法律により改正された農地調整法の規定により選挙又は選任されたものとみなす。

第五條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第二項又は第三項の規定により選挙又は選任された市町村農地委員会又は都道府県農地委員会委員の任期満了に伴う選挙の期日は、農林大臣が定める。

第六條 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第四條の規定により修正された選挙人名簿及び同令附則第五條の規定により調製された補充選挙人名簿は、第十五條ノ五の規定により調整された選挙人名簿とみなし、昭和二十五年三月四日まで据え置くものとする。

二、この法律施行後昭和二十五年三月四日までに行われ、市町村農地委員会委員の選挙は、前項の規定による選挙人名簿を補充選挙人名簿により行う。

三、昭和二十三年においては改正後の第十五條ノ五の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調整しない。

第七條 この法律施行の際改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他行為は、これらの規定に相違するもの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他行為とみなす。

第八條 市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙は、この法律施行前に選挙の期日の告示があつたものについては、前條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

第九條 政府は、昭和二十四年一月一日以後あらたに自作農創設は別措置法第三條第一項又は第四條の二第一項に該當するものとなつた農地又は牧野を買収することはできない。

裏面白紙

2. 政府は自作農創設特別措置法第三條第五項第一号から
 第四号まで、第六号及び第七号、第十五條並に第四十條の二
 第四項第一号、第三号及び第五号から第七号までの規定による
 買収については昭和二十四年一月一日以後、同法第三條第一項第五
 項第一号並に第四十條の二第一項第四項第二号及び第四号の規
 定による買収については同年七月一日以後は、これを行ふことができない。

3. 自作農創設特別措置法第三條、第十五條又は第四十條カニ
 の規定による買収、取得その他の物件又は権利の買収に関する処
 分に關連して提起された訴訟の判決により是該処分が無効が確
 認され又は是該処分が取消され若し是は変更されるに場合におき、
 是該処分のおきにおいて是該物件又は権利は同法第三條、
 第十五條又は第四十條のニの規定により買収することゝなすも
 のであらうときは、前項の規定にかかわらず、判決の確定の後
 三月以内限り、これを買収することゝなす。

農地調整法の一部を改正する等の法律案

昭和二十四年四月五日
農地部

第一條 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次の

ように改正する。

第二條第一項の次に次の一項を加える。

本法ニ於テ小作地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ其ノ者又ハ其ノ同居ノ

親族若シテ其ノ配偶者ノ有スル賃借借地ノ使用貸借ニ依ル權利地上權

永小作權又ハ質權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ

第四條第一項「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同シ」を加え

同條第二項中「前項」を「第一項」に改メ第一項の次に次の二項を加

ふる。

前項ノ許可又ハ承認ノ左ニ掲ケル場合ニハ之ヲ行フコトヲ得ズ

一 前項ニ掲ケル権利ハ耕作ヲ目的トセザル權利ヲ除ク以下本項ニ於

テ同シヲ取得セントスル者又ハ其ノ同居ノ親族若シテ其ノ配偶者ガ当該

權利ノ目的タル農地ノ除草地又ハ放牧地ニ付自ら耕作又ハ養畜ノ業

務ノ目的ニ供スルモノト認メ得ケル場合

ニ 前項ニ掲ケル權利ヲ取得セントスル者ガ当該權利ヲ取得スルコトニ因リ其ノ者又

ハ其ノ同居ノ親族若シテ其ノ配偶者ノ所有シ若シ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ノ

面積ノ合計ガ自作農創設特別措置法第三條第一項第三号ノ面積（同條第

三項ノ規定ニ依リ当該区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積ガ

アルトキハ其ノ面積）ヲ超ユル場合又ハ此等ノ者ノ所有シ耕作若シ養畜ノ

業務ニ供スル農地ノ除草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ同法第四十條ノ二第

一項第三号ノ面積（同條第二項ニ於テ準用スル同法第三條第三項ノ規定ニ

依リ当該区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルトキハ其ノ面積）

ヲ超ユル場合但シ市町村農地委員会ガ都道府県知事ノ認可ヲ受

ケテ当該權利ヲ取得セントスル者ノ営ム耕作又ハ養畜ノ業務ヲ適正ト認

メ

メタル組合ヲ除ク

三 前項ニ掲グル権利ヲ取得セントスル者ガ当該権利ヲ取得スルモ其ノ者又ハ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地・採草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ北海道ニ在リテハ二町歩・都府縣ニ在リテハ三反歩ヲ基準トシテ都道府縣知事ノ定メタル面積ニ達セザル場合但シ市町村農地委員會ガ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四 農地・採草地又ハ放牧地ニ付借入中耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スルコトヲ目的トスル地上権・永小作権・賃借権又ハ使用貸借ニ依ル権利ヲ有スル者ガ当該土地ヲ轉貸セントスル者ノ及病ニ因リテ自ラ耕作・採草又ハ放牧スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時轉貸セントスル場合ヲ除ク

五 其ノ他前項ニ掲グル権利ヲ取得セントスル者ガ当該権利ノ目的タル農地・採草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スルコトニ因リ當

該土地ニ付テノ農業生産ノ低下ヲ来スト明ナル場合

第四條に第五項として次ノ一項を加ふる。

① 執務参考(一九頁以下同じ)

② 執務参考

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改メ、同條第一項の次に次ノ一項を加ふる。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ爲カントスル場合ニ於テ当該許可ニ係ル農地ノ面積ガ五千坪ヲ超ユルトキハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ第六條に第四項として次ノ一項を加ふる。

第一項及第五項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ農地ノ用途又ハ農地ノ用途ニ伴フ土地ノ利用以外ノ目的ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

第九條第二項中「期間滿了前六月乃至一年以内」の下に「(貸貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一

時貸貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期間満了前ニ加ヘ同項但書を削リ同條第三項に次々但書を加ふる。

但シ貸貸借ノ解約ガ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條第四項中「前項」を「第三項」に改メ同條第五項の次に一項を加ふる。

第十項及前項ノ規定ノ適用ニ付テ解除條件附貸貸借契約ハ期間ヲ定メタル貸貸借契約ト看做ス

第九條ノ二第二項中「第九條ノ三各号」を「第九條ノ三第一項各号」に改メ第九條ノ三に次々一項を加ふる。

前項但書ノ規定ニ依ル許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農地委員會ノ承認ヲ以テ之ニ代メルコトヲ得

第九條ノ四第一項中「前條各号」を「前條第一項各号」に改メ第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に改メ

九條ノ三各号」を「第九條ノ三第一項各号」に改める。

第九條ノ六を次のように改める。

第九條ノ六 削除

第十四條ノ二第二項を次の一項を加ふる。

小作調停法並ニ第十條乃至第十二條及第十四條ノ規定ハ薪炭林採草地又ハ放牧地ノ貸貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的タル契約ニ付テ準用ス但シ此等ノ規定中「小作官又ハ小作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産ノ事務ニ従事スル都道府縣

吏員ニシテ都道府縣知事ノ指定スルモノトス

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第十一項」に同條第三項を次のように改める。

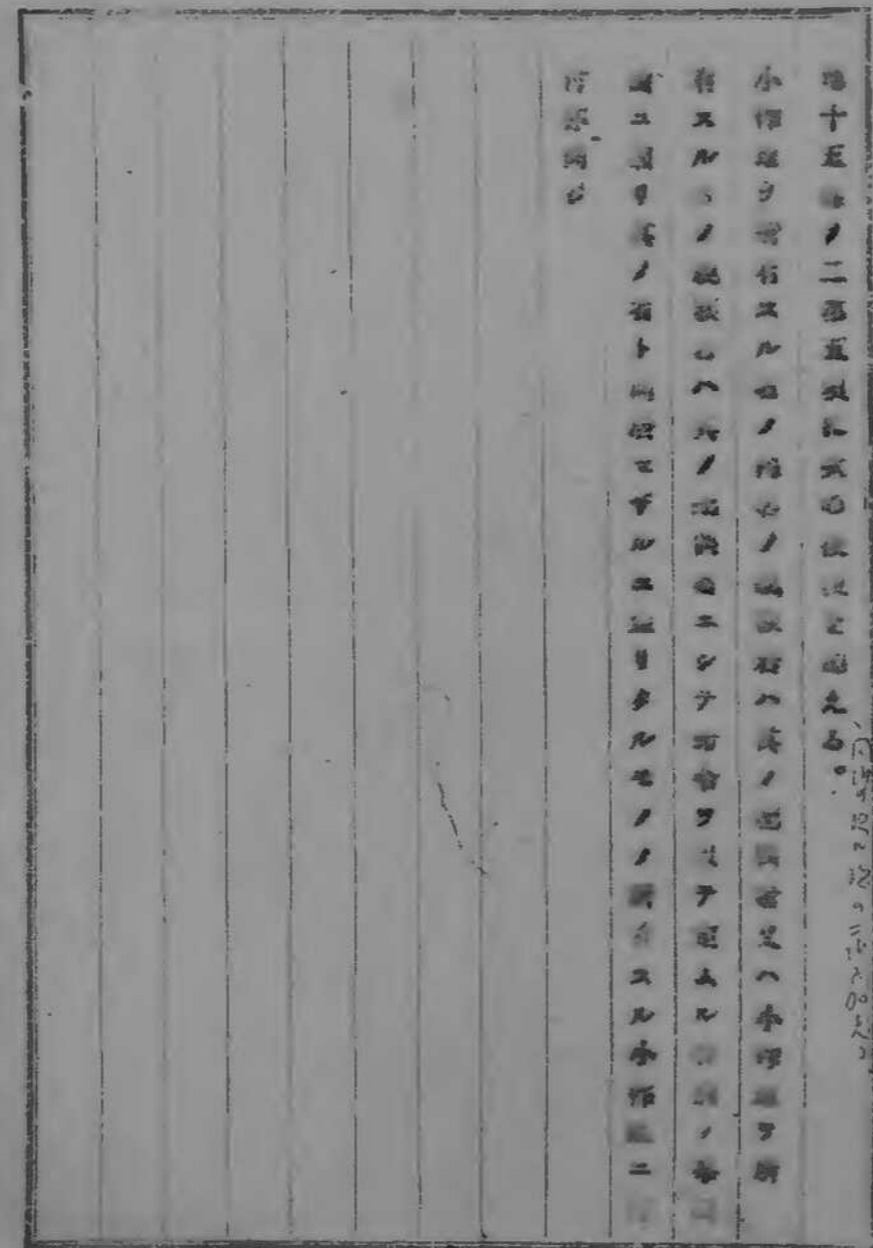
委員ハ左ノ各号ノ区分ノ一に屬シ被選挙権ヲ有スル者ニ就キ当該区分ニ屬シ選挙権ヲ有スル者ノ選挙シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

自作農創設特別措置法第三條第一項第二号ノ面積(同條第三項

ノ規定ニ依リて之ニ充ツ

裏面白紙

第十五番ノ二番五枚式ノ紙は、
小作地ノ所有スルモノノ種々ノ紙類ハ其ノ種類甚多ハ本邦ニ
有スルモノノ種々ハ其ノ紙類ニシテ所有ヲ以テ紙ノ種々ノ
紙ニ其ノ種々ノ種々ノ紙類ニシテ其ノ種々ノ紙類ニシテ
其ノ種々ノ紙類ニシテ其ノ種々ノ紙類ニシテ其ノ種々ノ紙類ニシテ



(50x100)

37

⑩

前三項ニ於テ耕作地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ貸借権、使用貸借ニ依ル権利、
地上権、永小作权ニハ質権ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ

⑨

前三項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ営ム者永小作ノ同居ノ
親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作ノ業務ヲ営ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシ

テ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノ
ガ有スル所有権、質借権、使用貸借、^依地租、地上権、永小作权又ハ質

権ノ目的タル農地ハ之ヲ当該耕作ノ業務ヲ営ム者ガ此等ノ権利^{ヲ有スル}
農地ト看做ス

農地ト看做ス

農林省

前項ノ規定ハ耕作ノ業務ヲ営ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ同居セザルニ至リタルモノガ有スル所有権、質借権、使用貸借、地租、地上権、永小作权又ハ質権ノ目的タル農地ハ之ヲ当該耕作ノ業務ヲ営ム者ガ此等ノ権利農地ト看做ス

ノ規定ニ依リ華英区域ニ付定メラルタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルト
 ヤハ其ノ面積ノ二分一以上ノ小作地ヲ所有スル者
 北海道ニ在リテハ五段歩 都府縣ニ在リテハ二段歩 以上ノ小作地ニ付
 耕作ノ業務ヲ営ム者

ニ 耕作ノ業務ヲ営ム者又ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二号ニ該当セ
 グルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有シ且ツ小作地ニ付耕作ノ業務
 ヲ営ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ耕作ノ業務ノ目
 的ニ供スル小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各号ノ区分ヲ定ム
 第十五條ノ二第六項ノ次ニ次ク二項を加ふる。

④-③

第十五條ノ二第九項を次ノように改める。

第三項ノ規定ニ依リ選挙セラルベキ委員ノ定数ハ同項第一号ノ区分ニ属
 スル者ニ在リテハ二人、同項第二号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ二人、同項第三
 号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ六人トス
 第十五條ノ二第十項後段を次ノように改める。
 此ノ場合ニ於テ同項各号ノ区分ニ属スル者ニ付増加スベキ委員ノ定数ハ
 前項ニ規定スル委員ノ定数ノ比率ニ等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員ノ
 定数ハ十人ヲ超ニルコトヲ得ズ

第十五條ノ三第一項中「同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」ハ下ニ「ニシテ年齢
 二十年以上ノモノ」を同項に次ニ但書を加え、同條第二項中「第四項」を
 「第五項及第七項」に改める。

但シ農地ヲ所有セズ且耕作ノ業務ニ従事セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ
 (トシテノリルキ)
 (トシテノリルキ)
 (トシテノリルキ)

第十五條ノ二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員会ノ処分ニ對シ不服

アル者ハ処分ノアリタル日ヨリ二月以内ニ都道府縣知事ニ申請スル
コトヲ得

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル申請ニ対シ裁決ヲ爲
リントスルトモハ都道府縣農地委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

⑦-⑦

第十五條ノ三十三 市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会ノ行フ
小作関係相隣関係其ノ他農地等ノ利用関係ニ関スル幹^後決^後事^後議^後

一 所^後半^後年^後ニ交換命令其ノ他農地等ノ利用状況ノ改善^後ニ関スル事^後項^後
ニ関スル負担ハ地方財政法第十一條ノ規定ニ拘ラズ市町村又ハ都道府縣
ノ負担トス

⑧-⑧

オニ條 自作農創設特別措置法の一部を次のように改正する。

オ三條オ五項中オ六号をオ七号とし、オ五号をオ六号とし、オ五号として次の一号を加える。

五 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法、

オ四十七條に規定する永小作権の目的となつていた農地（同日以後開墾の規定により自作地となつた農地を除く。）

オ四條にオ三項及びオ四項として次の二項を加える。

前條オ一項の規定の適用については、農地を所有する者自ら耕作の業務を営む者がオ二條オ四項に規定する特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつた場合において、

引き続きその者の配偶者又はその者と同居していた

二親等内の血族が当該農地の全部又は一部について耕

作の業務を営んでおり、且つ、その者が当該農地のあ

る市町村の区域内に住所を有するに至る見込がある

市町村農地委員会が認めるときは、その者は、当該市町

村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村農地委員会は、前項の規定に該当した者を二

年ごとに審査し、同項に該当するか否かを決定しな

ればならない。

オ十二條の二オ三項の次に次の一項を加える。

オ一項又はオ二項の地役権を有する者は、当該農地

を電線路の施設の用に供している限り登記がなくても

当該地役権の承役地となつてゐる農地の買受人又はそ

四ノニニ
オ一ニニ
オ一ニニ
オ一ニニ

一
一
一
一

昭和二十三年七月十五日現在に於いて、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた牧野（同日以後同條の規定により自作牧野となつた牧野を除く。）

の者から当該農地の所有権を承継した者に於し当該権利の存在を主張することができる。
第十五條第三項中「牧野に於ては、命令の定めるところによりしき」命令の定めるところにより、牧野に於てはしに改め、同條第二項として次の一項を加える。
政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定による宅地又は建物の買収をしない。

一 宅地につき賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者又は建物につき賃借権を有する者がその主たる所得を農業以外の職業から得てゐる場合

二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用する事を相当とする場合

三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合
第三十八條の二 開拓適地の選定その他開拓に関する重要事項を調査審議させるため、都道府縣に開拓委員会を置く。

前項の委員会に關し必要な事項は、政令で定める。
第四十條の二 第四項中「五号を六号とし、六号を七号とし、七号を八号とし、八号を九号とし、九号を十号として次の一号を加える。」

二 昭和二十三年七月十五日現在に於いて、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた牧野（同日以後同條の規定により自作牧野となつた牧野を除く。）

裏面白紙

附則

第六條の二 自作農副産物特別措置法第十二條の二第一項又は第二項

(同法第十五條第三項、第三十五條第二項又は第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)の地役権を有する者は、当該土地を電線路の施設の用に供している限り登記がなくても当該地役権の承役地となつてゐる土地の買受人又はその者から当該土地の所有権を承継した者に対し当該権利の存在を主張することができない。

第三條の二 農地調整法第九條の改正規定は、同法の規定施行の際

現に農地の上に存する賃貸借契約に適用する。

⑬ 乳券券券四九頁以下

附則

才一條 この法律は、才一條中、農地調整法才九條才三項
俾事の規定は、昭和二十五年一月一日から、同法才十
五條ノ二の改正規定は、昭和二十四年七月一日から、
その他の規定は、公布の日から施行する。

才二條 ⑩

才五條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は郡
道府縣農地委員会の委員たる者は、（昭和二十四年六月三十日現在在任す
る。） 才九條の改正規
定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任す
る。

才四條 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員

会又は郡道府縣農地委員会委員の総選挙に関する選
挙人名簿の調製、縦覧、確定、異議の決定及び訴願の
提起に用する期日及び期間等は、農林大臣が定める。

才五條 ⑪

才六條 ⑫

才八條 ⑮

才九條 ⑯

才十條 市町村農地委員会及び郡道府縣農地委員会の委
員の任期等に関する特別に関する法律へ昭和二十三年
法律才二百七十三号へは、昭和二十四年七月一日に廢
止する。
六月三十日限り

才十一條 ⑭

才七條 自作農創設特別措置法同法才十五條才一項の規
定による申請は、昭和二十五年一月一日以後行ふこと
ができない。

農地
改革 執務参考

第三三三號

第二回國會より第三回國會に至る對國會關係

—改正法律案の提出をめぐつて—

昭和24年2月

農林省農地部

第二回國會より第三回國會に至る對國會關係

一 改正法律案の提出をめぐって

一、第二回國會に法律案を提出するまでの経過

(一) 第二回國會に法律案を提出するに至つた動機は、現行法規に種々の不備があり、また法規を実施してゆく上において新しい規定を挿入する必要がある等全く技術的な立場から改正をする必要があつたことに始まる。しかるに二十三年三月頃關係方面より、法律政令省令と複雑に分れた現在の法規が極めて繁雜であり、農地改革法として中外に発表するのに不適當であること、及び新憲法の精神から見て政令に重要な規定をあまりに多く譲りすぎていることを指摘され、右記事項を含め全文改正を計画、自作農創設特別措置法を改正する法律案(資料一——七頁)を三月三十日より四月二日に亘る法制局の審査を経て、四月十二日、N.R.S.(天然資源局)に提出した。

しかるに至十三日に至り國會の審議に充分の時間がない今日全文改正の必要がない旨天然資源局より通知があり、ここに再び方針をかえ、部分改正を行うことにした。

(二) よつて四月十七日左記要綱に基いて自作農創設特別措置法及び農地調整法の一部を改正する法律案を作成することを決定した。
即ち

(自作農創設特別措置法關係)

- 1 民法施行法第四十七條により所謂旧慣水小作は、昭和二十三年七月十五日限り効力を失うことになつてゐるが、發生の沿革から見ても分割所有權の一種と事實上認められるので、かかる水小作權の存する農地や牧野は、政府において買収することができるよう途を拓く。
- 2 農地の題及買収を併進に行うよう從來の規定を明確にする。
- 3 報償金算定の基準となる農地の面積について省令で規定してゐた事項を法律に明確化する。
- 4 買収しうる牧野の範圍を拡張し、個人所有の牧野で共同利用されてゐるものも買収できるようにする。
- 5 未墾地の買収に關し、昭和二十年十一月二十三日以後に開發された農地は、未墾地として買収しうることにする。
- 6 未墾地としての買収又は使用予定地域の指定手續を簡素化すると共にその指定の取消も公告するものとする。
- 7 市町村農地委員会の定めた未墾地買収計画に係る土地の代地については、市町村農地委員会で買収計画を定めるものとする。
- 8 買収された未墾地、牧野、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に關する權利は、買収後も一定の時期までは、買収當時の所有者や使用者、使用させることができるようにする。
- 9 政府が買収した土地、權利、立木、工作物その他の物件の管理について國有財産法の特例を定めることができるようにする。

(農地調整法関係)

- 1 自作農創設特別措置法により政府が売り渡した牧野、未墾地、宅地及び建物について農地と同様に移動税制を行う。
 - 2 民法による水小作権の保護は、農地調整法による農地の賃借権の保護に比して弱いため、その消滅の請求、更新の拒絶について農地の賃借権の解除、解約又は更新の拒絶と同様の制限をする。
 - 3 新炭林、採草地又は放牧地についての使用権設定の手續を当該土地についての権利の承継人に対しても効力を有せしめる。
 - 4 市町村農地委員会の委員の選挙手續を最大限地方自治法と一致させる。
 - 5 第九條第三項の市町村農地委員会の承認が、暫定的措置として昭和二十三年十二月三十一日までには、都道府縣知事の許可になつてゐるを昭和二十四年四月三十日まで延期する。
 - 6 都道府縣農地委員会の委員は、間接選挙に反し、選挙権は市町村農地委員会の委員にのみ與え、ただ被選挙権だけは市町村農地委員会の委員の被選挙権と同一とする。
 - 7 農地調整法関係についても自作農創設特別措置法と同様に市町村農地委員会の権限を都道府縣農地委員会に代行させることができるようにする。
 - 8 現に市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員たる者の任期を昭和二十四年三月三十一日まで延期する。それに伴ひ現行選挙人名簿を昭和二十四年三月三十一日まで据え置く。
 - 9 この法律施行前に行われた選挙に対する出訴期間は、この法律施行後一箇月に限る。
 - 10 市町村農地委員会が行う賃借権の回復を円滑に行うため若干の改正をする。
 - 11 裁判所が小作調停を受理した場合、原則として事件を市町村農地委員会の勸解に付する等小作調停制度を部分的に改正する。
- かくて自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案は、四月二十、二十一日、農地調整法の一部を改正する法律案については、自作農が全然農業に従事せず然も自作地牧野のある市町村及びその隣接市町村に住所を有しない場合、その自作地自作牧野を買収する途を拓く必要が生じ、それに伴う自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案の一部修正が五月二十八日閣議決定され、印刷の關係等でやや時間を掛けましたが、六月十日政府より衆議院に提出され、同日付農林委員会に付託され、又衆議院に対して同日予備審査のために提出されたのである。提出された法律案は、資料二(二十九頁)、三(三十六頁)の如くである。なお五月二十二日閣議決定を見た自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案は資料四(三十九頁)の如くである。

二、第二回國會の審議經過

かくて六月十五日より審議を開始、資料五(四十三頁)の如く政府次官が提案理由の説明をし、六月十六日より質疑に入る。なお参考資料として提出した改正法律案の要綱は、資料六(四十四頁)、七(四十四頁)の通りである。

質疑を通ずる傾向及び各政党の意向を判断するに、現在の農地委員会の委員の任期の延長に対しては、保守党側は、現在委員の急進化を憂慮、急進党側は、委員のボス化を指摘し、期せずしてできるだけ早い機会に総選挙を行うことを可とし原案に難色を示した。又現行開拓政策に対しては、入植政策に対する反対、既存農家の農用地の利用権との利害対立等に非難が集中され、審議は難行を極め、剩るこの改正案が社会党の第三次農地改革乃至その萌芽であるとの風説に対する民主党、民自党の反撥により全く審議は停滞し、僅か数回の審議を開いただけで内部交渉に終始した。

従つて審議未了の可能性が強く、かろうじて七月五日閉会前、國會法第四十七條第二項の規定による閉会中も継続審議することが可決されたにとどまる。

三、第三回國會までの審議

閉会中の継続審議に入つた農林委員会においては、二、三度委員会を開いたにとどまり、さしたる進捗はなかつた。

四、第三回國會における審議

十月十一日第三回國會の開会と共に農林委員会で審議される筈であつたが、委員の任期の延期を除いても第二回國會当時の空気が変らず、十月七日総辞職した芦田内閣の後継首班問題に注意が傾注され、殆んど審議もされない内に二十四日より十五日間の休会に入つてしまつた。

吉田内閣としては、前内閣当時の法律案は一應白紙に戻し再検討する方針をきめ、農地關係についてもその趣旨から一應撤回すべきものとし、十一月四日自作農創設特別措置法及び農地調整法の一部を改正する法律案の撤回要求を兩院に提出、十一月十日衆議院は、撤回を承認し、同日政府及び参議院に通知し來つた。

五、第三回國會に市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特別に關する法律案を提出するまで

以上の如き経緯を経て撤回された農地法改正法律案に対する農林省の対策として、第二回國會及休会中の委員会中の意向を尊重し、選挙關係の改正を中心に、今年一杯を以て一應完了する自作農創設に対する措置を含め、農地調整法等の一部を改正する法律案要綱を決定したのである。

- 第一 自作農創設特別措置法の規定により政府が売り渡した未墾地、宅地及び建物について農地と同様に移動税制を行うこと。
- 第二 農地調整法第九條による農地の賃借権の保護規定を水小作権にも及ぼすこと。
- 第三 市町村農地委員会の選挙の手續をできる限り市町村會議員の選挙と同様とすること。
- 第四 都道府縣農地委員会の委員の選挙は間接選挙とし、選挙権は市町村農地委員会の委員のみ有するものとし、被選挙権は市町村農地委員会の委員の被選挙資格と同様とすること。

第五 市町村農地委員会の委員は、昭和二十三年十二月に任期満了するが、次の総選挙は、よりあえず、従前の名簿、従前の階層別定数によりこれを行うこと。

第六 農地の貸借の解除、解約又は更新の拒絶は、昭和二十三年十二月三十一日までは都道府県知事の許可制となつてゐるが、昭和二十四

年以降は、市町村農地委員会の承認となるので、不服ある者に対し都道府県知事に訴願の途を拓くこと。

第七 昭和二十三年十一月二十三日以後行われた不当な土地取上に対しては、市町村農地委員会が貸借権の回復を行うことができることになつてゐるが、耕作権の回復は、昭和二十四年四月三十日まで、小作者であつた者から貸借権回復の申立のあつた農地に限るものとする。

第八 小作調停制度を次のように改善すること。

(一) 裁判所が小作調停を受理した場合は、原則として事件を市町村農地委員会の勧解に付すること。

(二) 裁判所が調停をする場合には小作官又は小作主事の意見を聴かなければならないこと。

(三) 地方裁判所長が選任する調停委員になるべき者は、これを都道府県農地委員会において推薦するもの及びその他適当なものについて選任することとする。

第九 民法施行法第四十七條に規定されてゐる永小作権即ち民法施行前に永久存続すべきものとして設定された永小作権及び存続期間が五十年を超える永小作権は、同法の規定により昭和二十三年七月十五日において効力を失つたことになつてゐるが、農地改革の趣旨に照してその処理を行うためかかる永小作権の存する農地及び牧野は、政府において買収することができることとする。

第十 農地改革による農地、牧野等の買収は、昭和二十三年十二月三十一日をもつて完了することを明かに規定すると共に政府が同日までに当然に買収すべき農地又は牧野で買収しなかつたものに限り、特に昭和二十四年六月三十日まで買収を行うことができることを規定すること。

これを要するに十二月一杯で農地改革に終止符をうち今後は交換分合や土地改良等の新しい問題を取上げようとするものと農地改革後の市町村農地委員会の構成は再検討を要するが差し当り次期総選挙は従来通りにし、ただ手続だけは地方自治法にできるだけ近づけようとするに

あつた。

かくの如き方針のもとに十一月五日要綱を閣議決定したのであるが関係方面の了解に達することができず、従つて十一月二日法制局の第一

院会を通つた資料八(四十五頁)の農地調整法等の一部を改正する法律案は、日の目を見ずに終つたのである。

そして農林省としては、都道府県農地委員会の委員の選挙を間接選挙にすることは、後日を期し、さし当り政令の改正により第二回国会以来

の選挙手続についての方針を政令の限度でできるだけ満すことに方針を変えたのである。ただし、市町村農地委員会の委員は、昭和二十三年十

二月下旬に、都道府県農地委員会の委員は、昭和二十四年二月下旬に任期満了をみるので、それに伴う総選挙を目前に控えてゐるからである。

しかるに農林大臣の提案理由(資料十一、五十三頁)にもある如き理由から現行の選挙人名簿を据え置き旧階層によつて選挙を行う必要がある

が、これを政令で規定することは疑問である旨の關係方面の意向もあり、また最高裁判所事務局の意向も同様であり、政府としても国会閉会中

にあつては国会の意思を尊重する意味からしても法律によるを適當とする旨の態度を決し、再びここに方針をかえ、選挙に関する特例として單獨法案を提出することにした次第である。

よつて左記要綱により十一月二十日法制局の審議を遂げ、市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する法律案を作成、關係方面の交渉を経て十一月二十七日閣議決定を見、翌二十八日国会に提案されたのである。(資料九、五十二頁)

即ち、同日衆議院に提出直ちに農林委員会に付託され、又参議院に対しても予備審査のため送付され直ちに農林委員会に付託されている。

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する法律案要綱

第一 この法律は、昭和二十五年三月三十一日までに行われる農地委員の選挙及びリコールの特例であること。

第二 現行の選挙人名簿及び補充選挙人名簿は昭和二十四年二月十九日まで据置かれることになつてゐるが、これを更に二十五年三月三十一日まで延長すること。

第三 昭和二十三年十二月二十日現在で補充選挙人名簿を作成すること。

補充選挙人名簿に記載すべき選挙人の地主、自作、小作階層は、すでに世帯員で名簿に記載されている者がある場合は、昭和二十三年十二月二十日現在の事実によらず、世帯員の階層によること。

第四 昭和二十五年三月三十一日までに行われる選挙及びリコールは、選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載された階層で行うこと。

第五 次の総選挙の期日は、農林大臣が定めること。

新委員の任期は昭和二十五年三月三十一日までとする。

第六 市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特例に關する法律案の修正成立まで

衆議院の農林委員会では、先づ政務次官の提案理由(資料十一、五十三頁)の説明があつた。右法案の審議に當つては、各党共今日において

は、第二回国会の政府提出案の通り任期延長して選挙までするには及ばないという意見に傾いて居り、その理由としてあげられたものは左記の点である。

(i) 農地改革が本年中に一應完了するとすれば、その後における農地法案が提出されるべきであり、この法案においては全村選挙を採用すべきであるが、然りとすれば、今強いて選挙するには及ばない。

(ii) 政府案によれば、実体的に地主、自作、小作という階層が既に消滅してゐるにもかかわらず、地主、自作、小作の階層を擬制して選挙を行うことは、國民感情にも合致しない。須らく政府は次の機会に法案を整備して全村選挙に基づく農地委員の改選を行うようにすべきであ

り、農地委員会の事務処理上も半年程任期を延長して選挙を行わないのが得策である。
 ここにおいて、農林委員会は井上良次(社会党)氏提案の形式で修正案(資料十一—五十三頁)を上程、政府提出原案(修正案以外の分)に對しては全員賛成、修正案に對しては反対一名を除いて可決し、これを二十日午後八時に開かれた衆議院本会議に付し、これを可決し、直ちに参議院に送付した。
 参議院においては、右衆議院の意向に最初から同調し、同日午後九時参議院農林委員会において、衆議院の修正通りと決定(資料十二—五十四頁)これを参議院本会議に上程してここに「市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律」は第三回國會において成立した。(資料十三—五十五頁)
 かくて、十一月三十日國會法第六十五條により衆議院議長は、同法律の公布を奏上し、十二月十日法律第二七三号として公布を見たのである。
 なお國會における同法審議中の公約に基き、農地法の根本的改正を第五回國會に提出すべく準備中である。

【資料一】

自作農創設特別措置法(案)

自作農創設特別措置法を次のように改正する。
 自作農創設特別措置法目次

- 第一章 總 則
- 第二章 農 地
- 第三章 未墾地
- 第四章 牧 野
- 第五章 附 則

第一章 總 則

(い)法律の趣旨
 第一條 この法律は、耕作者の地位を安定し、その勞働の成果を公正に享受させるために自作農を急進且つ広汎に創設し、又土地の農業上の利用を増進し、以て農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進とを圖ることを目的とする。

(定) 義
 第二條 この法律において、農地とは、耕作の目的に供される土地をい、牧野とは、家畜の放牧又は採草の目的に供される土地(農地並びに植林の目的その他家畜の放牧及び採草以外の目的に主として供される土地を除く)をい、

この法律において、自作地とは、耕作の業務を営む者が所有権に基きその業務の目的に供している農地をい、小作地とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用賃借による権利、永小作権、地上権又は賃借に基きその業務の目的に供している農地をい、自作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が所有権に基き家畜の放牧又は採草の目的に供している牧野をい、小作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が賃借権、使用賃借による権利、永小作権又は賃借に基き家畜の放牧又は採草の目的に供している牧野をい、

賃借に基き家畜の放牧又は採草の目的に供している牧野をい、
 前二項の規定の適用については、耕作若しくは養畜の業務を営む者の同居の親族若しくはその配偶者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者の親族若しくはその配偶者で左に掲げる事由に因りその者と一時同居しなくなつたものが有する前二項に掲げる権利は、これをその耕作又は養畜の業務を営む者の有するものとみなす。

一 疾病

二 就 学

三 昭和二十年八月十五日以前の召集

四 選挙による公務就任等一時同居しないことをやむなくさせた事由として、市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て認め、又は都道府県農地委員会が認めたもの。

この法律において、自作農とは、自作地につき耕作の業務を営む個人をい、小作農とは、小作地につき耕作の業務を営む個人をい、

第二章 農 地

(買収する農地)

第三條 左に掲げる農地は、政府が、これを買収する。

一 農地の所有者がその住所のある市町村の区域(その隣接市町村の区域内の区域で市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む。以下同様、第四條及び第十三條第二項において同じ)外において所有する小作地

二 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において、北海道にあつては四町歩、都府県にあつては、中央農地委員会が都府県別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を超える面積の当該区域内の小作地

三 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積とその者の所有する自作地の面積との合計が、北海道にあつては十二町歩、都府県にあつては中央農地委員会が都府県別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の当該区域内の小作地

前項第二号又は第三号に規定する都府県別の面積は、その平均面積が同

項第三号に規定するものにあつては概ね一町歩、同項第三号に規定するものにあつては概ね三町歩になるようにこれを定めなければならない。

第一項第二号又は第三号の都道府県別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各区域別の面積に、概ね同項第二号又は第三号の当該都道府県別の面積になるようにこれを定めなければならない。

第七十五條の規定による買収があつた牧野の所有者がその買収のあつた後において所有する牧野を以て開墾した自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

作農又は法人その他の団体の耕作の業務はこれを適正なものとする

一 自作地については、その者が当該農地を効率的に耕作するのに充分な自家努力を有している場合は当該農地を分別して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合

二 法人その他の団体の耕作については、当該農地を分別して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められ、且つ、その耕作の業務が法人その他の団体の主たる業務の運営に欠くことのできないものである場合

（買収しない農地）

第五條 政府は、左の各号の一に該当する農地については、第三條の規定による買収をしない。

一 買又は公共機関が公用又は公用に供している農地

二 都道府県、市町村、財源区及び耕作者の組織する団体で中央農地委員会、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会の指定するもの所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの

三 試験研究若しくは農事指導の目的又は都道府県農地委員会が中央農地委員会承認を得て指定する耕作以外の目的に主として供している農地で都道府県知事の指定したもの

四 都市計画法第十二條第一項の規定による土地区画整理を施行する土地その他農林大臣の指定するこれに準ずる土地又は都市計画による同法第十六條第一項の施設に必要な土地の地域内にある農地で都道府県知事が農林大臣の承認を得て指定する区域にあるもの

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

一 自作地である者の耕作の業務が適正でないもの所有する自作地の面積が第一項第三号の面積（第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積。第二十條の場合を除き以下同じ）を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

んでいた小作農は、その小作農が当該小作地につき同日現在において有していた賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を当該小作農から譲り受けた者を含む。以下本條において同じ。同日以後において当該小作地についての耕作の業務をやめたもの、同日現在における小作地を同日現在におけるその所有者若しくはその所有者の住所が同日以後において変更したものにつき同日以後引継ぎ耕作の業務を営んでいる小作農又はこれらの者の相続人が、市町村農地委員会に対して当該小作地の同日現在における所有者が同日現在において所有していた小作地につき、同日現在における事実に基づいて第七條の規定による農地買収計画を定めるべきことを請求したときは、市町村農地委員会、当該所有者が同日現在において所有していた小作地につき、同日現在における事実に基づいて同條の規定による農地買収計画を定めなければならない。昭和三十二年十一月二十三日以後貸借の解除若しくは解約（含意解約を含む。以下同じ。）又は更新の拒絶のあつた小作地を、買収すべき農地に優先的に充てなければならない。前項の小作地が左の各号の一に該当するときは、市町村農地委員会は、第一項の規定により昭和三十二年十一月二十三日現在の事実に基づいて定める農地買収計画において当該小作地を買収すべきことを定めることはできない。

一 市町村農地委員会が当該貸借の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有者又はその承継人及び小作農についての事情を調査して当該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正当であると認められた場合、当該解除若しくは解約又は更新に係る小作地

二 第一項の小作農又はその相続人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作権に基づいて第三條第一項第三号の面積を超える面積の農地につき現に耕作の業務を営んでいる場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

三 昭和三十二年十一月二十三日現在における事実に基づいて定められた農地買収計画によつて買収をするときは当該小作地の同日現在における所有者又はその承継人で同日以後において当該小作地につき耕作の業務を営むものの生活状態が同項の請求をした者の生活状態に比べて著しくわくなる場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

四 前号の外都道府県農地委員会において前項の請求が信義に反すると認められた場合、当該解除若しくは解約又は更新に係る小作地

めた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

第十條 市町村農地委員会が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に、当該請求に係る小作地の昭和三十二年十一月二十三日現在における所有者が同日現在において所有していた小作地につき同項の規定により農地買収計画を定めなければならない場合において、当該請求をした者が、その期間経過後一箇月以内に、都道府県農地委員会に対して、当該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府県農地委員会は、当該市町村農地委員会に対して同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示しなければならない。

前項の指示については、前條第二項第三項による。

第十一條 昭和三十二年十一月二十三日現在と第七條の規定による農地買収計画を定める時期において、農地につき所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権その他の権利に基づいて耕作の業務を営む者が異なる場合又は農地の所有者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同日以後において農地でなくなつた場合においては、市町村農地委員会は、第九條第一項の請求がない場合でも同項の規定による農地買収計画を定めることができる。

前項の場合には、第九條第二項第三項の規定を準用する。

市町村農地委員会は、第一項の場合においては、第九條第一項の規定により農地買収計画を定めることの可否につき審議しなければならない。

市町村農地委員会は、前項の審議において第九條第一項の規定により農地買収計画を定めることと否としたときは、その理由を議事録に記載しなければならない。

第十二條 前條第三項の規定の適用については、昭和三十二年十一月二十三日現在において第三條第五項第二号に規定する自作地につき請負その他の契約に基づいて耕作の業務を営んでいた者で同日以後当該自作地についての耕作の業務をやめたものは、これを小作農とみなし、当該自作地はこれを小作地とみなす。

第十三條 第七條の規定による農地買収計画に定められた農地の所有者は、当該農地買収計画について異議があるときは市町村農地委員会に対して異議を申し立てることができる。当該農地の所有者の住所が、その農地のある市町村の区域内にあるときは、その所有権が当該市町村の区域内において所有する当該農地以外の農地につき耕作の業務を営む小作農もまた同様とし、この場合には、第四條の規定を準用する。

前項の異議の申立は、第七條第四項の期間内にこれをしなければならない。

市町村農地委員会は、第一項の申立を受けたときは、第七條第四項の期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。

前項の決定に対して不服ある申立人は、都道府県農地委員会に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府県農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。

第十四條 第七條の規定による農地買収計画につき同條第四項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第三項の規定による決定があり、且つ、同條第四項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合において同條第五項の規定による決定があつたときは、市町村農地委員会は、遅滞なく当該農地買収計画について都道府県農地委員会の承認を受けなければならない。

第十五條 第十三條の規定による買収は、都道府県知事が、前條の規定による承認があつた農地買収計画により当該農地の所有者に対し買収命令を交付してこれを執行しなければならない。但し、当該農地の所有者の住所が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは第二項各号に掲げる事項を公告して令書の交付に代えることができる。

令書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第七條第四項各号に掲げる事項

二 對價の支拂の方法及び時期

三 その他必要な事項

第十六條 第三條、第七條及び前條の規定の適用については、農地の面積は土地台帳に登録された面積のある農地にあつては、当該土地台帳に登録された当該農地の面積（土地台帳に登録された面積を以てその面積とする）を著しく不相符と認めらるる農地につき市町村農地委員会が当該面積に代るべき別段

の面積を定めたときは、その面積により、土地台帳に登録された面積がない農地にあつては、市町村農地委員会が当該農地につき定める面積による。

第十七條 第七條乃至第十五條の規定によりした手続その他の行為は、第三條の規定により買収すべき農地の所有者、先取特権者、賃借権者又は抵当権者の承継人に対してその効力を有する。

第十八條 都道府県知事が第十五條の規定による手続をしたときは、令書に記載し、又は同條第一項但書の規定により公告した買収の時期に、当該農地の所有権は、政府がこれを取得し、当該農地に関する権利は、消滅する。

前項の規定により政府が取得した農地につきその取得の当時賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は地役権があるときは、第十九條第二項の場合を除いて、その取得の時に当該権利を有する者のために従前と同一の條件を以て当該権利が設定されたものとみなす。但し、その権利の存続期間は、従前の権利の存続期間とする。

前項の場合において、従前の権利の上に先取特権、賃借権又は抵当権があるときは、その先取特権、賃借権又は抵当権は、同項の規定により設定された権利の上にあるものとみなす。

第十九條 前條第一項の規定により政府の取得した農地がその取得の当時電気事業法による電気事業者又は同法第三十條第二項の事業を営む者（以下電気事業者と稱する。）の所有に属し、電線路（電線の支持物を除く。以下本條において同じ。）の施設のために供されているものであるときは、その取得の時に当該電気事業者のために、当該電線路の施設を目的として、当該電線路に近接する変電所、変電所、開閉所又は電線の支持物の用地で当該電気事業者の所有するものを要役地とし、当該農地を承役地とするものを要役地とし、当該農地を承役地とする地役権が設定されたものとみなす。但し、その地役権の存続期間は、従前の権利の存続期間とする。

第二十條 市町村農地委員会が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に、当該請求に係る小作地の昭和三十二年十一月二十三日現在における所有者が同日現在において所有していた小作地につき同項の規定により農地買収計画を定めなければならない場合において、当該請求をした者が、その期間経過後一箇月以内に、都道府県農地委員会に対して、当該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府県農地委員会は、当該市町村農地委員会に対して同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示しなければならない。

前項の指示については、前條第二項第三項による。

第十一條 昭和三十二年十一月二十三日現在と第七條の規定による農地買収計画を定める時期において、農地につき所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権その他の権利に基づいて耕作の業務を営む者が異なる場合又は農地の所有者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同日以後において農地でなくなつた場合においては、市町村農地委員会は、第九條第一項の請求がない場合でも同項の規定による農地買収計画を定めることができる。

前項の場合には、第九條第二項第三項の規定を準用する。

市町村農地委員会は、第一項の場合においては、第九條第一項の規定により農地買収計画を定めることの可否につき審議しなければならない。

市町村農地委員会は、前項の審議において第九條第一項の規定により農地買収計画を定めることと否としたときは、その理由を議事録に記載しなければならない。

第十二條 前條第三項の規定の適用については、昭和三十二年十一月二十三日現在において第三條第五項第二号に規定する自作地につき請負その他の契約に基づいて耕作の業務を営んでいた者で同日以後当該自作地についての耕作の業務をやめたものは、これを小作農とみなし、当該自作地はこれを小作地とみなす。

第十三條 第七條の規定による農地買収計画に定められた農地の所有者は、当該農地買収計画について異議があるときは市町村農地委員会に対して異議を申し立てることができる。当該農地の所有者の住所が、その農地のある市町村の区域内にあるときは、その所有権が当該市町村の区域内において所有する当該農地以外の農地につき耕作の業務を営む小作農もまた同様とし、この場合には、第四條の規定を準用する。

前項の異議の申立は、第七條第四項の期間内にこれをしなければならない。

市町村農地委員会は、第一項の申立を受けたときは、第七條第四項の期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。

前項の決定に対して不服ある申立人は、都道府県農地委員会に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府県農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。

第十四條 第七條の規定による農地買収計画につき同條第四項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第三項の規定による決定があり、且つ、同條第四項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合において同條第五項の規定による決定があつたときは、市町村農地委員会は、遅滞なく当該農地買収計画について都道府県農地委員会の承認を受けなければならない。

第十五條 第十三條の規定による買収は、都道府県知事が、前條の規定による承認があつた農地買収計画により当該農地の所有者に対し買収命令を交付してこれを執行しなければならない。但し、当該農地の所有者の住所が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは第二項各号に掲げる事項を公告して令書の交付に代えることができる。

令書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第七條第四項各号に掲げる事項

二 對價の支拂の方法及び時期

三 その他必要な事項

第十六條 第三條、第七條及び前條の規定の適用については、農地の面積は土地台帳に登録された面積のある農地にあつては、当該土地台帳に登録された当該農地の面積（土地台帳に登録された面積を以てその面積とする）を著しく不相符と認めらるる農地につき市町村農地委員会が当該面積に代るべき別段

前項の地役権は、承継地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の助けとなる行為をしないことを内容とする。

第一項又は第二項の規定により地役権が設定された場合においてその設定の当時その地役権が抵当権の目的である工場財團、鉄道財團又は軌道財團に属しているときは、その地役権は、当該抵当権の目的となるものとする。

第三十條 第三條の規定による農地の買収については、政府は、その対価を買収の時期における当該農地の所有者に支拂わなければならない。但し、当該農地の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしない限り、旨の出用がある場合を除いて、政府は、その対価を供託しなければならない。

当該農地の上に先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した対価に對してその権利を行うことができる。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對して、その農地の面積（その農地の面積が同條第一項第三号の面積を超えるときは、同号の面積）に應じて報償金を交付する。

農地の所有者の同居の親族若しくはその配偶者又は農地の所有者の親族若しくはその配偶者で第二條第四項各号に掲げる事由に因つてその者と一時同居しなくなつた者が所有する農地については、第三條の規定による買収があつたときは、前項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを一人の所有する農地とみなす。

前項の場合においては、第三項の規定による報償金は、前項に掲げる者に對して第一項の規定によりその者に支拂うべき対価の割合に應じてこれを交付する。

第三項の報償金の一反歩当りの額は、田にあつては二百二十四、畑にあつては百三十四を基準とし、当該農地の収量、位置その他の状況を参考として、農林大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十六條の規定を準用する。

第二十一條 第三條の規定により買収する農地、政府の所有に属する農地で第二十九條第一項の決定があつたもの若しくは第三十九條の規定による交換に因つて政府の取得した農地（以下國有農地と総稱する。）につき自作農となるべき者又は当該農地の所有者が農業用施設、水の使用に關する権利、立木、農林大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十六條の規定を準用する。

第三十條 第三條の規定による農地の買収については、政府は、その対価を買収の時期における当該農地の所有者に支拂わなければならない。但し、当該農地の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしない限り、旨の出用がある場合を除いて、政府は、その対価を供託しなければならない。

当該農地の上に先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した対価に對してその権利を行うことができる。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對して、その農地の面積（その農地の面積が同條第一項第三号の面積を超えるときは、同号の面積）に應じて報償金を交付する。

農地の所有者の同居の親族若しくはその配偶者又は農地の所有者の親族若しくはその配偶者で第二條第四項各号に掲げる事由に因つてその者と一時同居しなくなつた者が所有する農地については、第三條の規定による買収があつたときは、前項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを一人の所有する農地とみなす。

前項の場合においては、第三項の規定による報償金は、前項に掲げる者に對して第一項の規定によりその者に支拂うべき対価の割合に應じてこれを交付する。

第三項の報償金の一反歩当りの額は、田にあつては二百二十四、畑にあつては百三十四を基準とし、当該農地の収量、位置その他の状況を参考として、農林大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十六條の規定を準用する。

第二十一條 第三條の規定により買収する農地、政府の所有に属する農地で第二十九條第一項の決定があつたもの若しくは第三十九條の規定による交換に因つて政府の取得した農地（以下國有農地と総稱する。）につき自作農となるべき者又は当該農地の所有者が農業用施設、水の使用に關する権利、立木、農林大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十六條の規定を準用する。

第三十條 第三條の規定による農地の買収については、政府は、その対価を買収の時期における当該農地の所有者に支拂わなければならない。但し、当該農地の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしない限り、旨の出用がある場合を除いて、政府は、その対価を供託しなければならない。

当該農地の上に先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した対価に對してその権利を行うことができる。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對して、その農地の面積（その農地の面積が同條第一項第三号の面積を超えるときは、同号の面積）に應じて報償金を交付する。

農地の所有者の同居の親族若しくはその配偶者又は農地の所有者の親族若しくはその配偶者で第二條第四項各号に掲げる事由に因つてその者と一時同居しなくなつた者が所有する農地については、第三條の規定による買収があつたときは、前項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを一人の所有する農地とみなす。

宅地又は建物（以下農業用施設等と総稱する。）で左に掲げるものを政府において買収すべき旨の申請をした場合において、市町村農地委員会がその申請を相当と認めるときは、政府は、之を買収する。

一 國有農地の利用上必要な農業用施設、水の使用に關する権利

二 國有農地の利用上必要な立木又は國有農地若しくは第三号の規定により政府の買収する宅地の上にある立木

三 農地に關する権利を有する者若しくは、質権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者若しくは、質権、使用貸借による権利

前項の場合には、第七條第一項第二号第四項、第十三條乃至第十九條及び第二十條第一項第二号の規定を準用する。

前項において準用する第七條第二号の対価は、中央農地委員会の定める基準に從ひて市町村農地委員会がこれを定めなければならない。

第二十二條 第七條第四項（前條第二号において準用する場合を含む。）の規定による公費のあつた後は、当該農地買収計画において定められた農地又は農業用施設等に關する権利を有する者は、買収に支障を及ぼす虞のない場合を除いて、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、当該農業用施設、立木若しくは建物を損壊し、若しくは除去し、又はその使用に關する権利を侵害してはならない。

第二十三條 第三條又は前條の規定により買収した農地又は農業用施設等の対価又は第二十九條第三項の規定による報償金については政府は、その支拂に代えて三十年以内に償還すべき證券を交付することができる。

政府は、前項の規定により交付するため、必要な額を限度として証券を発行することができる。

前二項の規定により交付する証券の交付価格は、これと類似する他の証券の時價を参考として農林大臣が、これを定める。

第二十四條 政府は、國有農地を、左の各号に定める者又はその相続人（相続人が二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）で自作農として農業に専ら従ふ見込のあるものに賣渡す。

一 第三條第一項、第五項第四号若しくは第六号の規定により買収した農地又は第三十九條の規定による交換に因つて政府の取得した農地について、当該農地についてその賃借権、使用貸借による権利若しくはは永小作権を譲り渡す、又は当該農地につき賃借権若しくは使用貸借による権利を設定した場合（その設定が第五條第六号に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員会においてその小作農が近く当該農地につき耕作するものと認め、且つ、それを相当と認める場合を除く。）当該権利の譲渡又は設定を受けた者

二 第三條第五項第一号、第三号若しくは第五号の規定により買収した農地（第四号に規定する農地を除く。）又は同項第六号の規定により買収した農地若しくは第二十九條第一項の決定があつた政府の所有に属する農地で第一号若しくは第三号に規定する小作農のないものについては、自家努力によつて耕作の業務を営む者でその業務を営む農地の面積が当該農地に比べて著しく不足しているもの、買収又は決定の時期において当該農地についての耕作の業務に従事するため常時雇われてゐる者その他自作農として農業に精進する見込のある者の中から市町村農地委員会において当該農地を賣渡すべき相手方と定めたもの

前項の規定の適用については、政府の賣渡すべき農地につき交換に因つて賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を取得した者は、これを第三條の規定による買収の時期において当該農地につき耕作の業務を営む小作農とみなす。

第一項第五号の規定の適用については、同号の一時転貸をした者が同号に規定する事由に因つて同号に規定する農地につき耕作の業務を営むことのできない者から当該農地の一時転貸を受けた者であるときは、同号の一時転貸をした者に一時転貸をした者は、これを同号の一時転貸をした者とみなす。

第一項第六号の規定の適用については、同号に規定する権利の譲渡又は設定を受けた者が当該権利を譲り渡し、又は当該農地につき賃借権若しくは使用貸借による権利の設定をしたときは、同号に規定する権利の譲渡又は設定を受けた者から当該権利の譲渡又は設定を受けた者は、これを同号の小作農から当該権利の譲渡又は設定を受けた者とみなす。但し、当該権利の設定が第五條第六号に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員会において当該権利を設定した者が近く当該農地につき耕作するものと認め、且つ、それを相当と認める場合を除く。

第一項第六号の規定の適用については、同号に規定する農地につき第一号、第三号又は第四号に規定する時期において耕作の業務を営む小作農が当該時期以後にお

いて当該農地についてその賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権を譲り渡し、又は当該農地につき賃借権若しくは使用貸借による権利を設定した場合（その設定が第五條第六号に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員会においてその小作農が近く当該農地につき耕作するものと認め、且つ、それを相当と認める場合を除く。）当該権利の譲渡又は設定を受けた者

二 第三條第五項第一号、第三号若しくは第五号の規定により買収した農地（第四号に規定する農地を除く。）又は同項第六号の規定により買収した農地若しくは第二十九條第一項の決定があつた政府の所有に属する農地で第一号若しくは第三号に規定する小作農のないものについては、自家努力によつて耕作の業務を営む者でその業務を営む農地の面積が当該農地に比べて著しく不足しているもの、買収又は決定の時期において当該農地についての耕作の業務に従事するため常時雇われてゐる者その他自作農として農業に精進する見込のある者の中から市町村農地委員会において当該農地を賣渡すべき相手方と定めたもの

前項の規定の適用については、政府の賣渡すべき農地につき交換に因つて賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を取得した者は、これを第三條の規定による買収の時期において当該農地につき耕作の業務を営む小作農とみなす。

第一項第五号の規定の適用については、同号の一時転貸をした者が同号に規定する事由に因つて同号に規定する農地につき耕作の業務を営むことのできない者から当該農地の一時転貸を受けた者であるときは、同号の一時転貸をした者に一時転貸をした者は、これを同号の一時転貸をした者とみなす。

第一項第六号の規定の適用については、同号に規定する権利の譲渡又は設定を受けた者が当該権利を譲り渡し、又は当該農地につき賃借権若しくは使用貸借による権利の設定をしたときは、同号に規定する権利の譲渡又は設定を受けた者から当該権利の譲渡又は設定を受けた者は、これを同号の小作農から当該権利の譲渡又は設定を受けた者とみなす。但し、当該権利の設定が第五條第六号に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員会において当該権利を設定した者が近く当該農地につき耕作するものと認め、且つ、それを相当と認める場合を除く。

第一項第六号の規定の適用については、同号に規定する農地につき第一号、第三号又は第四号に規定する時期において耕作の業務を営む小作農が当該時期以後にお

いて当該農地についてその賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権を譲り渡し、又は当該農地につき賃借権若しくは使用貸借による権利を設定した場合（その設定が第五條第六号に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員会においてその小作農が近く当該農地につき耕作するものと認め、且つ、それを相当と認める場合を除く。）当該権利の譲渡又は設定を受けた者

のと認め、且つ、それを相当と認める場合は、この限りでない。
第一項第五号若しくは第六号、第三項又は第四項に規定する売渡の相手方が二人以上あるときは、市町村農地委員会、都道府県農地委員会の承認を受け、同項の売渡の相手方を定めなければならない。

第二十五條 前條の規定により売渡す農地につき同條に規定する相手方がないとき、その者が当該農地についての耕作をしないつもりで第三十一條の規定による買受の申込をしないとき又は第二十六條第一項の規定により他の相手方に売渡すときは、当該農地は、これを左の順序により左に掲げる者に売渡す。
一 第三條の規定により買収した農地につき第三十二條の規定による農地売渡計画を定める時期において耕作の業務を営む小作農
二 市町村農地委員会において自作農として農業に専従する見込のある者と認める者第二十六條第二項の規定により売渡す農地の面積は、同居の親族及びその配偶者並びに第二條第四項に規定する事由に因り一時同居しなくなつた親族及びその配偶者を通じて第三條第一項第三号の面積を超えないものとする。但し、その者の営む耕作の業務が適正であるときは、その限りでない。

前項の規定の適用については、前二條の規定による売渡を受けようとする者の所有する農地で第三條の規定による買収を受けることのないもの及びその者が耕作の業務の目的に供している小作地で固有農地でないものの面積は、これを同項の規定により政府の売渡す農地の面積とみなす。
前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を準用する。

第一項但書の規定の適用については、第三條第三項の規定を準用する。
第一項但書の規定により市町村農地委員会が第三條第一項第三号の面積を超えたる面積の農地につき農地売渡計画を定める場合は、第三十五條の承認を申請する旨を記載しなければならない。

第二十七條 第三十二條の規定による農地売渡計画を定める時期において、第二十四條第一項又は第二十五條第一号に規定する農地の売渡の相手方の営む耕作の業務が適正でないときは、前條第一項の制限を超える面積に相当する部分の当該農地は、これを他の相手方に売渡す。
前項の場合には、第三條第六項の規定を準用する。

農地売渡計画においては、売渡すべき農地並びに買渡の相手方、時期及び対価を定めなければならない。
前項の売渡の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならない。

市町村農地委員会は、農地売渡計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から十日間市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。
一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
二 売渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積
三 第三十三條 前條第二項の規定は、第三條の規定により買収した農地を売渡す場合にあっては当該買収における農地の対価に相当する額により、その他の農地を売渡す場合にあっては第八條第一項本文の例により定められた額による。

第八條第一項但書の規定は、前項の対価につきこれを準用する。
第三十四條 第三十一條の規定による買受の申込をした者は、第三十二條の規定による農地売渡計画について異議があるときは、市町村農地委員会に対して異議を申し立てることができる。但し、同條第四項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。
前項の場合には、第三十三條第三項乃至第五項の規定を準用する。この場合において同條第三項中「第七條第四項」とあるのは、「第三十二條第四項」と読み替へるものとする。

第三十五條 第三十二條の規定による農地売渡計画につき同條第四項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第三項において準用する第三十三條第三項の規定による決定があり、且つ、前條第三項において準用する第三十三條第四項但書の期間内に異議の提起がなかつたとき、又は同項の規定による異議の提起があつた場合において前條第三項において準用する第三十三條第五項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会は、遅滞なく当該農地売渡計画について都道府県農地委員会の承認を受けなければならない。

第二十八條 政府は、特別の必要があるときは、固有農地を、第二十四條及び第二十五條の規定にかかわらず、農林大臣の指定する法人その他の団体に売渡すことができる。
前項の規定による売渡を受けた法人その他の団体が行う農地の管理又は売渡に關し、必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十九條 政府の所有に属する農地（第三條又は第四十八條第一項第三号の規定により買収した農地を除く。）を市町村農地委員会が自作農割設の目的に供することを相当であると決定したものは、農林大臣が、これを管理するものとする。
前項の規定は、都道府県農地委員会の承認がなければその効力を生じない。都道府県農地委員会が前項の承認をするには、当該農地の所管大臣の認可を受けなければならない。

所管大臣は、前項の規定による職権を部局長又は都道府県知事に行わせることができる。
第三十條 公共用財産若しくは公用財産又は營林財産たる農地につき前條第二項の承認があつたときは、当該農地の所管大臣は、その用途又は目的を廃止し、且つ、当該農地が農林大臣の管理に属しないものであるときは、農林大臣に対して当該農地の管理換をしなければならない。

營林大臣は、前二項の規定により管理換を受けたとき、又はその管理に属する農地につき第一項の規定により用途若しくは目的を廃止したときは、遅滞なくその旨及び第二項の場合には、固有財産法施行令第二條乃至第四條の規定を適用しない。
第三十一條 第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定による農地を買収し、受けようとするものは、市町村農地委員会に対してその申込をしなければならない。

第三十二條 政府が第二十四條第二十五條又は第二十八條の規定により買渡すには、市町村農地委員会の定める農地売渡計画によらなければならない。

第三十六條 第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定による買渡は、都道府県知事が前條の規定による承認があつた農地売渡計画により買渡の相手方に対し買渡通知書を交付して、これをしなければならない。
通知書には、左の事項を記載しなければならない。
一 第三十二條第四項各号に掲げる事項
二 対価の交換方法及び時期
三 その他必要な事項

第三十七條 前條の規定による買渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された買渡の時期に、当該農地の所有権は、その通知書に記載された買渡の相手方に移転する。
第三十九條 政府が第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定により農地を売渡す場合において、自作農の創設を遂行するため特に必要があるときは、市町村農地委員会は、地目、面積、方位等が当該農地と近似する小作地と当該農地との交換に關し、当該小作地の所有者に対して必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換により当該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めてこれをしなければならない。
第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に当該指示に係る交換に關して市町村農地委員会と協議しなければならない。

前項の場合において、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の裁定の申請をすることができる。
前項の規定による裁決があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

第四十條 前條の規定による交換においては、同條第三項の協議又は同條第四項の規定において定められた日に農地の所有権の移転の効力が、生ずるものとする。
前項の規定による所有権の移転の際当該小作地の上にある先買特権、質権又は抵当権は、当該小作地の所有者が交換に因り取得した農地の上にある。

第三十六條 第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定による買渡は、都道府県知事が前條の規定による承認があつた農地売渡計画により買渡の相手方に対し買渡通知書を交付して、これをしなければならない。
通知書には、左の事項を記載しなければならない。
一 第三十二條第四項各号に掲げる事項
二 対価の交換方法及び時期
三 その他必要な事項

第三十七條 前條の規定による買渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された買渡の時期に、当該農地の所有権は、その通知書に記載された買渡の相手方に移転する。
第三十九條 政府が第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定により農地を売渡す場合において、自作農の創設を遂行するため特に必要があるときは、市町村農地委員会は、地目、面積、方位等が当該農地と近似する小作地と当該農地との交換に關し、当該小作地の所有者に対して必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換により当該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めてこれをしなければならない。
第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に当該指示に係る交換に關して市町村農地委員会と協議しなければならない。

前項の場合において、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の裁定の申請をすることができる。
前項の規定による裁決があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

第四十條 前條の規定による交換においては、同條第三項の協議又は同條第四項の規定において定められた日に農地の所有権の移転の効力が、生ずるものとする。
前項の規定による所有権の移転の際当該小作地の上にある先買特権、質権又は抵当権は、当該小作地の所有者が交換に因り取得した農地の上にある。

第三十六條 第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定による買渡は、都道府県知事が前條の規定による承認があつた農地売渡計画により買渡の相手方に対し買渡通知書を交付して、これをしなければならない。
通知書には、左の事項を記載しなければならない。
一 第三十二條第四項各号に掲げる事項
二 対価の交換方法及び時期
三 その他必要な事項

第三十七條 前條の規定による買渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された買渡の時期に、当該農地の所有権は、その通知書に記載された買渡の相手方に移転する。
第三十九條 政府が第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定により農地を売渡す場合において、自作農の創設を遂行するため特に必要があるときは、市町村農地委員会は、地目、面積、方位等が当該農地と近似する小作地と当該農地との交換に關し、当該小作地の所有者に対して必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換により当該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めてこれをしなければならない。
第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に当該指示に係る交換に關して市町村農地委員会と協議しなければならない。

前項の場合において、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の裁定の申請をすることができる。
前項の規定による裁決があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

第四十條 前條の規定による交換においては、同條第三項の協議又は同條第四項の規定において定められた日に農地の所有権の移転の効力が、生ずるものとする。
前項の規定による所有権の移転の際当該小作地の上にある先買特権、質権又は抵当権は、当該小作地の所有者が交換に因り取得した農地の上にある。

のとする。

第四十一條 政府が第二十四條、第二十五條及び第二十八條の規定により農地を売却する場合において、自作農の創設を通正に行うため特に必要があるときは、市町村農地委員会は、政府の発行した貸借債権又は水小作権を有する者及び地目、面積、等級等が当該農地と近似する農地で政府の買収しないものにつき貸借債権又は水小作権を有する者に対して当該貸借債権又は水小作権の交換に必要事項を指示することができる。

前項の指示は、交換に因り移転すべき貸借債権又は水小作権の目的たる農地の所在、地目、地目及び面積を定めて、これをしなければならぬ。

第一項の規定による交換については、貸借債権又は水小作権の移転は、民法第二百七十二條第四項及び第六百三十二條の規定にかかわらず、これを行うことができる。

市町村農地委員会が第一項の指示をしたときは、遅滞なくその旨を当該指示に係る農地の所有者及び所有者でない貸借人へ通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、第一項の指示に異議があるときは、市町村農地委員会に異議を申し立てることができる。但し、前項の通知を受けた日から十日を経過したときは、この限りでない。

第一項の規定による交換には、第三十九條第三項乃至第五項及び前條の規定を準用する。この場合において第三十九條第三項中「市町村農地委員会と協議し」とあるのは、「協議し」と、同條第四項中「市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の裁定」とあるのは「第一項の指示を受けた者は、市町村農地委員会の裁定」と読み替へるものとする。

第四十二條 政府は、第二十一條の規定により買収した農用施設等又は政府の所有に属する農用施設等で第四十三條第一項の決定のあつたものを左の各号に定める者に売却する。

一 農用施設、水の使用に関する権利又は立木については、これらのものにつき使用収益を目的とする権利がある場合においては、当該権利を有する者で第二十四條又は第二十五條の規定により農地の売却を受けたもの、これらのものにつき使用収益を目的とする権利がない場合においては、第二十四條又は第二十五條の規定により農地の売却を受けた者で当該農地の利用上当該農用施設、水の使用に関する権利又は立木を必要とするもの

農地の対価を省令で定める支拂の方法により支拂うものとした場合における年賦金額と当該農地の公租公費の金額の合計額が当該農地の通常收穫物の價額の一定の割合を超えるときは、政府は、当該農地の対価の支拂につき年賦金額を減免し、年賦金額の支拂を猶予し、その他対価の支拂に関する負担を軽減するために、必要な措置を講じなければならない。

前項の一定の割合は、中央農地委員会が、これを定める。但し、三分の一を超えてはならない。

前項に規定するものの外第一項の規定の施行に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第四十七條 第二十四條又は第二十五條の規定による農地の売却を受けた者若しくは第二十八條の規定により農地の売却を受けた團體から当該農地の売却を受けた者又はこれらの者の相続人が当該農地に就いての自作をやめようとするときは、遅滞なく都道府県知事に届出なければならない。

都道府県知事は、前項の届出があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除いてその者に対し、当該農地を買い取るべきことを申入れなければならない。

一 その者又はその者の同居の親族若しくはその配偶者の死亡、疾病、就學、選挙による公務就任等市町村農地委員会においてやむを得ない事由と認めらるる事由に因つてその者が一時自作をやめる場合
二 当該農地を公共の目的に供するため一時耕作以外の目的に供することを都道府県知事において相当と認める場合
前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條件によつて政府と当該農地の所有者の間で当該農地の売却が成立する。この場合における当該農地の対価には、第八條の規定を準用する。

第二十六條の規定は、第二項の申入にこれを準用する。この場合において「売却通知書」とあるのは、「買取申入書」第二項中「通知書」とあるのは、「申入書」と読み替へるものとする。

宅地又は建物については、貸借債権、使用貸借による権利又は地上権を有する者で第二十四條又は第二十五條の規定により農地の売却を受けたもの、政府は、特別の必要があるときは、農用施設等を前項の規定にかかわらず、農林大臣の指定する法人その他の團體に売却することができる。

前二項の規定による売却については、第二十八條第二項及び第三十一條乃至第三十八條の規定を準用する。

第四十三條 政府の所有に属する農用施設等（第二十一條第一項、第四十八條第一項、第六十條第一項、第六十二條第二項第六十二條第一項又は第七十五條第四項の規定により買収した農用施設等又は第六十七條第一項第一号、第七十四條第一項第八十條第一項の決定のあつた農用施設を除く。）で市町村農地委員会が自作農の創設の目的に供することを相当であると決定したものは、農林大臣がこれを管理する。

前項の場合には、第二十九條第二項乃至第四項及び第三十九條の規定を準用する。

第四十四條 第二十四條、第二十五條若しくは第二十八條の規定により売却した農地又は第四十二條の規定により売却した農用施設等の対価の支拂は、支拂期滿三十年（据置期間を含む。）以内、年利三分二厘の均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、当該農地を買い受けた者の申出のあるときは、その対価の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第四十五條 政府は、省令の定めるところにより、第二十四條、第二十五條若しくは第二十八條により売却した農地又は第四十一條の規定により売却した農用施設等の対価の徴収を市町村にさせることができる。

市町村が避けられない災害に因つて前項の規定により徴収金を失つたときは、政府は、省令の定めるところにより、その責任を免除することができる。

第一項の対価の支拂期限を過ぎてその対価を支拂わぬ者があるときは、政府は、省令の定めるところにより、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

第一項の対価並びに前項の督促手数料及び延滞金は、國稅滯納処分の場合によりこれを徴収することができる。但し、先取特権の順位は、國稅に次ぐものとする。

第四十六條 第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定により売却した農地又は建物については、貸借債権、使用貸借による権利又は地上権を有する者で第二十四條又は第二十五條の規定により農地の売却を受けたもの、政府は、特別の必要があるときは、農用施設等を前項の規定にかかわらず、農林大臣の指定する法人その他の團體に売却することができる。

前二項の規定による売却については、第二十八條第二項及び第三十一條乃至第三十八條の規定を準用する。

第四十七條 貸借債権、使用貸借による権利、水小作権、地上権又は地役権の設定されている農用施設につき第二十四條、第二十五條又は第二十八條の規定による売却があつた場合においてその権利を有する者が当該農地の買手の相手方でないときは、当該権利が地役権であるときは、市町村農地委員会が当該農地を耕作することの妨げになるものと認定した地役権に限る。は当該農地の売却の時期に消滅する。但し、電氣事業者のために電線路の施設を目的として設定されている当該農地に関する権利は、この限りでない。

政府は、前項の規定により消滅する権利を有する者に対してその権利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。但し、その者が第七條第四項の規定による公告のあつた後第十八條第一項の規定により消滅した権利を取得した者又は政府の所有に属する農地で第二十九條第一項の決定のあつたものにつき省令で定める公告のあつた後前項の規定により消滅した権利を取得した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による権利の消滅に因つて通常生ずべき損失とする。

第二項の補償金額は、市町村農地委員会が、都道府県知事の認可を受けてこれを決定する。

市町村農地委員会は、前項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けるべき者に対してこれを通知しなければならない。

第一項の規定により消滅する権利の上に先取特権、質権又は抵当権がある

ときは、第二十条第一項及び第二項の規定を準用する。
第三項の補償金額については、第二十三條の規定を準用する。

第四章 未開地の買収

(買収又は使用の対案)

第四十八條 政府は、自作農を創設し、又は土地の農業上の利用を増進するため必要があるときは、左に掲げるものを買収することができる。
一 農地及び牧野以外の土地で農地の開発に供しようとするもの
二 政府の所有に属する土地で農地の開発に供しようとするもの
三 第一号又は第二号の土地附近の農地又は牧野で当該土地と併せて開発するのを相当とするもの
四 第一号又は第二号の土地の上にある立木又は建物その他の工作物
五 漁業権
六 水の使用に関する権利
七 開発後における第一号、第二号又は第三号の土地(当該土地の近傍にある農地を含む)の利用に必要な土地、立木又は建物その他の工作物
八 第一号及び第三号の土地を除く外農地の開発に必要な土地
九 公有水面の増立する権利
前項第六号又は第八号に掲げるものは、政府が、これを使用することができ、
昭和二十年十一月二十三日以後に開発された農地は、第一項第一号の適用については、これを農地以外の土地とみなす。

(買収又は使用予定地域)

第四十九條 農林大臣又は都道府県知事は、前條の規定による買収又は使用をするため必要があるときは、期間を定め、買収又は使用予定地域を指定することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。
農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。
第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期

ればならない。

未開地買収計画においては、買収し若しくは使用すべき土地、権利、立木又は建物その他の工作物、買収の時期又は使用の時期及び期間並びに対償を定めなければならない。
都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、未開地買収計画を定めるときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日第三十條の規定により買収し、又は使用すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を閲覧に供しなければならない。
一 買収し、若しくは使用すべき土地、権利、立木又は工作物の所有者の氏名又は名称及び住所
二 買収し、又は使用すべき土地については、その所在、地質、地目及び面積、権利については、その種類、立木については、その樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所
三 対償
四 買収の時期又は使用の時期及び期間

(対償)

第五十一條 前條第二項の対償を定めるには、左の各号による。
一 農地(第四十八條第四項に規定する農地を含む)にあつては、第八條の規定によるもの。
二 農地以外の土地で当該土地の上に生立する竹木のないものにあつては、当該土地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める率を乗じて得た額を超えてはならない。
三 農地以外の土地で当該土地の上に生立する竹木のあるものにあつては、当該土地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める率を乗じて得た額と当該竹木の價格との合計額を超えてはならない。この場合において当該竹木の價格は、近傍に生立する類似の竹木の時價を参考としてこれを定める。
四 権利、立木又は建物その他の工作物にあつては、中央農地委員会において定める基準によつて定める。
特別の事情によつて都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が都道府県知事の認可を受けて前項第二号又は第三号の土地につきこれらの額の額を定

間内に、当該買収又は使用予定地域内において左の各号の一に該当する行為をしようとする者は、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。
一 土地の形質の変更
二 竹木の植栽若しくは伐採又は土地に定着する物件の移転、除去若しくは損毀
三 土地又は土地に定着する物件の譲渡
左に掲げる場合には前項の規定を適用しない。
一 行政官廳が都道府県知事と協議して同項各号の一に該当する行為をしようとする場合
二 農林大臣又は農林大臣の指定する者が、農地の開発のために同項各号の一に該当する行為をしようとする場合
三 土地物件の保存又は危険予防のために同項第一号又は第二号に該当する行為をしようとする場合
第三項の規定による許可を受けないでした同項第三号に該当する行為は、その効力を生じない。
政府は、第一項の規定による指定に因つて通常生ずべき損失を補償しなければならない。
農林大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による買収又は使用予定地域の指定の必要がなくなつたものと認めるときは、当該地域の全部又は一部につきその指定を取り消さなければならない。
前項の場合には第二項の規定を準用する。

(未開地買収計画)

第五十條 政府が第四十八條の規定による買収又は使用をするには、都道府県農地委員会が定める未開地買収計画によるなければならない。
農地委員会が定める未開地買収計画による買収をする場合において、その買収に係る同條第一項第一号の土地の面積が農林大臣の定める面積を超えないときは、政府は前項の規定にかかわらず、市町村農地委員会の定める未開地買収計画により同條第一項第三項の規定による買収をすることができる。
都道府県農地委員会が未開地買収計画を定めるには、予備官吏員及び学識経験のある者が都道府県知事の指定するものの組織する團体に諮問しな

めたときは、その額による。但し、当該土地の近傍類似の土地の時價を超えてはならない。
(測量、検査又は障害物の移転若しくは除却)

第五十二條 都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、第五十條の規定による未開地買収計画を定めるため必要があるときは、その委員又は委員会の事務に従事する者に、他人の土地に立入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除却させることができる。前項の場合には、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、省令の定めるところにより、予めその土地の占有者にこれを通知しなければならない。但し、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公告を以てこれに代えることができる。
政府が第四十八條の規定により買収し若しくは使用又は第四十九條の規定による指定をするため必要がある場合には、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「その委員又は委員会の事務に従事する者」とあるのは「当該官吏員」と読み替へるものとする。

(異議及び訴訟)

第五十三條 第五十一條の規定による未開地買収計画に定められた土地、権利、立木又は工作物の所有者は、当該未開地買収計画について異議があるときは、当該未開地買収計画を定めた都道府県農地委員会又は市町村農地委員会に対して異議を申し立てることができる。但し、同條第五項の検査期間を経過したときは、この限りでない。
都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、前項の申立を受けたとき、第五十條第五項の検査期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。前項の決定に対して不服のある申立人は、都道府県農地委員会のした決定については都道府県知事に、市町村農地委員会のした決定については都道府県農地委員会に訴願をすることができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。
都道府県知事又は都道府県農地委員会は、前項の訴願を受けたときは、同項但書の期間満了後二十日以内に裁決をしなければならない。
第五十四條 第五十條の規定による未開地買収計画につき同條第五項の期間内

に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項による決定があり、且つ同條第三項但書の期間内に異議の提起がなかつたとき又は同項の規定による異議の提起があつた場合において同條第四項の規定による裁決があつたときは、遅滞なく当該未整地買収計画について、都道府県農地委員会又は都道府県知事の認可、市町村農地委員会は都道府県農地委員会の承認を受けなければならない。

(買収又は使用令書)

第五十五條 第四十八條の規定による買収又は使用は、都道府県知事が前條の規定による認可又は承認があつた未整地買収計画により当該未整地買収計画に定められた土地、権利、立木又は工作物の所有者に対し買収又は使用令書を作成して、これをしなければならぬ。但し当該所有者の住所が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは、第二項各号に掲げる事項を公告して令書の交付に代えることができる。

- 令書には、左の事項を記載しなければならない。
- 一 第五十條第五項各号に掲げる事項
- 二 対価の支拂の方法及び時期
- 三 その他必要な事項

(土地の面積の算定及び買収手続の承認人に対する効力)

第五十六條 第四十八條の規定による買収又は使用については、第十六條及び第十七條の規定を準用する。

(買収の効果)

第五十七條 都道府県知事が第五十五條の規定による手続をしたときは、令書に記載し、又は同條第一項但書の規定により公告した買収の時期に、当該土地、立木若しくは工作物の所有者又は当該権利は、政府がこれを取得し、これらのものに関する権利は、消滅する。

第四十八條第一項第三項の規定による買収に係る土地が、その買収の当時電氣事業者が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は地上権に基き電線路の施設の用に供しているものである場合には、第十八條第二項第三項及び第十九條の規定を準用する。

(対価の支拂)

第五十八條 第四十八條の規定による買収については、政府は、当該買収に係

る土地、権利、立木又は工作物の対価を買収の時期におけるこれらのものの所有者に支拂わなければならない。但し、これらのものの上に先取特権、買収又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をしないでもよい旨の申出がある場合を除いて、政府は、その対価を供託しなければならない。

(使用の効果)

第五十九條 政府が第四十八條第二項の規定により、権利、土地、立木又は工作物を使用する場合には、第五十五條第一項の令書に記載し、又は同項但書の規定により公告した使用の時期に、政府は、当該権利、土地、立木又は工作物の使用権を取得し、当該権利又は当該土地、立木若しくは工作物に関する権利は、使用の期間その行使を停止される。但し、使用を妨げないものは、この限りでない。

(被使用者の買収請求)

第六十條 第四十八條第二項の規定による権利、土地、立木若しくは工作物の使用が三年以上わたるとき、又はその使用に因つて当該権利、土地、立木若しくは工作物を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、当該権利、土地、立木又は工作物の所有者は、政府に対して当該権利、土地、立木又は工作物の買収を請求することができる。

前項の規定により買収を請求しようとする者は、権利、土地、立木又は工作物につき第五十五條第一項の令書の交付又は公告があつた後一箇月以内に事由を記載した請求書を都道府県知事に提出しなければならない。

(不用物件の除去)

第六十一條 政府は、第四十八條の規定による買収若しくは使用に係る土地(同

條第一項第二号に規定する土地を含む)又は工作物にある物件の所有者又は占有者に、その物件を除去させることができる。

前項の規定による除去は、都道府県知事が、省令の定めるところにより、除去令書を当該物件の所有者又は占有者に交付してこれをしなければならぬ。

第一項の場合において、当該物件を除去することに因つて当該物件を従来用いた目的に供することができないときは、当該物件の所有者は、政府に対してその買収を請求することができる。

前項の規定により買収を請求しようとする者は、第二項の令書の交付があつた後一箇月以内(除去の期間が一箇月以内であるときは、その期限以内)に、事由を記載した請求書を都道府県知事に提出しなければならない。

第二項に規定する買収の対価は、都道府県知事が、時價を參考としてこれを定める。

(代地の買収)

第六十二條 政府は、第四十八條第一項の規定により土地の買収をする場合において、特に必要があるときは、その買収の当時当該土地に關し所有権、賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は入会権を有する者に対し当該土地に代るべき土地として売渡すため必要な他の土地(当該土地の上にある立木を含む)を買収することができる。

政府が前項の規定による買収をするには、都道府県農地委員会の定める未整地買収計画により買収する土地に代るべきものにあつては、都道府県農地委員会が、市町村農地委員会の定める未整地買収計画により買収する土地に代るべきものにあつては、市町村農地委員会が定める未整地買収計画によらなければならない。

第一項の規定による買収には第四十九條、第五十條第三項乃至第六項、第五十一條乃至第五十八條及び前條の規定を準用する。

第六十三條 第五十條第五項(前條第四項において準用する場合を含む)の規定による公告があつた場合には、第二十二條の規定を準用する。

(損失の補償)

第六十四條 政府は、第五十二條第一項(同條第三項及び第六十二條第三項において準用する場合を含む)の規定による行爲、第五十七條第一項(第六十條第四項、第六十一條第六項及び第六十二條第三項において準用する場合を含む)の規定による権利の消滅、第五十九條(第六十四條第三項において準用する場合を含む)の規定による権利の行使の停止又は第六十一條第一項(第六十四條第三項において準用する場合を含む)の規定による除去に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第五十二條第一項(同條第三項及び第六十二條第三項において準用する場合を含む)の規定による行爲に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第四十八條の規定による買収若しくは使用又は第六十條第一項、第六十一條第二項(第六十二條第三項において準用する場合を含む)若しくは第六十二條の規定による買収の場合にあつては、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件に關し所有権及び賃借権以外の権利を有する者に、第六十一條第一項(第六十二條第三項において準用する場合を含む)の規定による除去の場合にあつては、当該物件に關し担保権以外の権利を有する者に限る。但し、その者が第五十條第五項(第六十二條第三項において準用する場合を含む)の規定による公告があつた後当該権利を取得した者であるときは、この限りでない。

第一項の規定により補償すべき損失は、第一項に規定する行爲、権利の消滅、権利の行使の停止又は除去に因つて通常生ずべき損失とする。

第一項の補償金額は、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が、都道府県知事の認可を受けてこれを決定する。

都道府県農地委員会又は市町村農地委員会は、第一項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けるべき者に対してこれを通知しなければならない。

第一項に規定する消滅に係る権利の上に先取特権、買収又は抵当権があるときは、第五十八條第一項第二項の規定を準用する。

第一項の補償金額については、第二十三條の規定を準用する。

当該土地を家畜の放牧若しくは採草の目的に供して、た者（その承継人を含み、以下本條において同じ。）に對して、農林大臣又は都道府県知事の指定する時期まで従前と同一の使用収益をさせるため、当該土地の全部又は一部を使用させることができる。

前項の使用は、省令の定めるところにより、無償とすることができる。第一項の使用をさせる場合の對價の徴收については、第四十五條の規定を準用する。

農林大臣又は都道府県知事は、第一項の立木竹の所有者に對し、その立木竹につき区域及び期間を定め、伐採方法又は造林その他採採に伴う必要な事項を指定することができる。

（開闢に關する制限又は禁止の排除）
第六十六條 第四十八條の規定により政府が買収した土地又は第六十七條第一項第二号に規定する土地の開闢については、他の法令中の制限又は禁止に關する規定で省令で定めるものは、これを適用しない。

（売渡の對象及び相手方）
第六十七條 政府は、左に掲げるものを賣渡に構進する見込のある者に売り渡すことができる。

一 第四十八條、第六十條又は第六十一條第二項（第六十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により買収した土地、權利又は立木、工作物その他の物件
二 政府の所有に屬する土地物件（第二十一條第一項、第四十八條第一項、第六十條第一項、第六十一條第二項、第六十二條第一項又は第七十五條第四項の規定により政府の買収したもの及び第四十三條、第七十四條第一項又は第八十條第一項の決定があつたものを除く。）で都道府県農地委員会が農地の開闢又は開発後における土地の利用に供すべきものと決定したものの

三 公有水面埋立法により農林大臣が造成した埋立地
前項第二号の決定については、第二十九條第二項乃至第四項、第三十條及び第五十條第三項の規定を準用する。この場合において、第二十九條第二項第三項中「都道府県農地委員会」とあるのは、「都道府県知事」と、「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとする。

有償又は当該權利は、その通知書に記載された賣渡の相手方に移転する。
第六十七條 第一項の規定する者が前項の規定により土地、權利又は立木、工作物その他の物件の所有権を取得した場合には、第四十七條第一項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「自作」とあるのは、「自作又は開闢」と第三項中「当該農地」とあるのは、「当該土地、權利又は立木、工作物その他の物件」と、「第八條」とあるのは、「第五十一條第六十條第三項及び第六十二條第三項において準用する場合を含む。」又は第六十一條第五項」と読み替へるものとする。

（對 價）
第七十二條 第六十七條の規定により買収した土地、權利又は立木、工作物その他の物件の對價については、第四十四條及び第四十五條の規定を準用する。第六十七條の規定により売り渡した土地の對價については、前項において準用する規定の外、第四十六條の規定を準用する。

（一時使用）
第七十三條 政府は、第六十七條第一項第三項の規定によつて賣渡をするもので、同條第一項第三項に規定する者の申出により同條第一項第三項に掲げるものを農林大臣又は都道府県知事の定める條件によりその者に使用させることができる。

前項の使用は、無償とする。但し、同項の規定による使用に係る土地が当該土地の近傍類似の農地と同程度の生産を挙げることができる場合において都道府県知事が使用を有償とするのを相当と認める土地を使用させる場合は、この限りでない。この場合には、第四十五條の規定を準用する。

第六十七條第一項第二号の決定前において政府の所有に屬する土地物件を同條第二項第三項に規定する者に使用させる場合も、また前二項と同様とする。

（代地の賣渡）
第七十四條 第六十二條の規定により買収した土地（当該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。）又は政府の所有に屬する土地（第二十一條第一項、第四十八條第一項、第六十條第一項、第六十一條第二項、第六十二條第一項又は第七十四條第四項の規定により政府の買収したもの及び第四十

政府は、特別の必要があるときは第一項各号に掲げるものを前項の規定にかかわらず、農林大臣の指定する法人その他の團体に売り渡すことができる。この場合には、第二十八條第二項の規定を準用する。

（買受の申込）
第六十八條 前條第一項第三項の規定により同條第一項第三項に規定するものを買ひ受けようとする者は、都道府県農地委員会（市町村農地委員会の定めたる農地買収計画により買収したものにあつては、市町村農地委員会。以下第六十九條第一項において同じ。）に對してその申込をしなければならない。

（未開闢地賣渡計画）
第六十九條 政府が第六十七條の規定により賣渡をするには、都道府県農地委員会のある未開闢地賣渡計画によらなければならない。

（売渡の相手方）
第七十條 第六十七條の規定による賣渡は、都道府県知事が前條の規定による認可又は承認があつた未開闢地賣渡計画により賣渡の相手方に対し賣渡通知書を送付して、これをしなければならない。

通知書には、左の事項を記載しなければならない。
一 賣渡の相手方の氏名又は名称及び住所
二 売り渡すべき土地については、その所在、地積、地目及び面積、權利については、その種類、立木については、その種類、數量及び所在の場所、工作物その他の物件については、その種類及び所在の場所

三 對 價
四 賣渡の時期
（賣渡の効果）
第七十一條 前條の規定による賣渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された賣渡の時期に、当該土地若しくは立木、工作物その他の物件の所

三條、第六十七條第一項第二号又は第八十條第一項の決定があつたものを除く。）で都道府県農地委員会が同條第一項第二項に掲げる者に売り渡すべきものと決定したものの賣渡は、都道府県知事が賣渡の相手方に対し通知書を送付して、これをしなければならない。
前項の決定については、第六十七條第二項の規定を準用する。

（對 價）
第七十二條 第六十七條第一項の規定を準用する。
第一項及び第七十二條第一項の規定を準用する。
第一項に規定する賣渡があつた土地の對價は、賣渡通知書に記載する賣渡の時期から二年間繰上置き、その後二年間に元利均等年賦支拂の方法によつて毎年一回利子と同時に支拂うものとし、利率は三分六厘五毛とする。但し、当該土地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

（對 價）
第七十五條 左に掲げる牧野は、これを附するものとする。
一 牧野の所有者がその住所のある市町村及びその区域（その隣接市町村の区域を含む。以下同じ。）外において所有する小作牧野
二 牧野の所有者がその住所のある市町村の区域内において北海道にあつては、一町歩、都府県にあつては中央農地委員会が都府県別に定める面積を超える小作牧野を所有する場合、その面積を超える面積の当該区域内の小作牧野

三 牧野の所有者が所有する自作牧野の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積。以下同じ。）が、北海道にあつては二十町歩、都府県にあつては中央農地委員会が都府県別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の自作牧野
四 牧野の所有者がその住所のある市町村の区域内において所有する小作牧野の面積とその他の所有する自作牧野の面積との合計が前号に規定する面積を超えるときは、その面積を超える面積の当該区域内の小作牧野
前項第二号又は第三号の規定の適用については、第三條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは、「第七十五條第一項」と、「一町歩」とあるのは、「三反歩」と、「三町歩」とあるのは

三三

は、「五町歩」と、同條第三項中「第一項」とあるのは、「第七十五條第一項」と読み替へるものとする。

第一項第三号の都府県別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府県農地委員会が定める同号の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。

第一項の牧野の外左に掲げる牧野で、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が自作農の創設上政府において買収することを相当と認められたものは、政府が、これを買収する。

一 固有農地につき自作農となるべき者が、家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる小作牧野

二 農地を所有しない者又は耕作若しくは家畜の放牧を営まない者の所有する小作牧野

三 自作牧野の所有者が牧野を専断的に利用することによつて第一項第三号の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を控除して得た面積、以下本号において同じ。）以下において都道府県農地委員会又は市町村農地委員会において定められた面積の牧野を以て同号の面積の牧野と同程度の生産をあげることができると認められる場合、同号の面積からその一定面積を控除して得た面積の当該自作牧野

四 市町村、財源区又は農業協同組合以外のもの所有に属し、共同利用の目的に供してゐる牧野

五 耕作又は家畜を主たる業務とし、法人その他の団体の所有する牧野

六 牧野で所有権その他の権利に基きこれを家畜の放牧又は採草の目的に供することのできる者が現に当該目的に供してゐないもの

七 前各号に掲げるものを除く外牧野でその所有者が市町村農地委員会に対し政府において買収すべき旨を申し出たもの

前項第三号の規定により都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が第一項第三号の面積の二割五分を超える面積の牧野について、牧野買収計画を定める場合には、予め都道府県又は市町村の専任職員で都道府県知事の指定するもの組織する団体に諮問しなければならない。

第一項乃至前項の規定の適用については、第四條の規定を準用する。この

場合において同條中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域（その隣接市町村の区域を含む）」と読み替へるものとする。

政府は必要があると認めるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 第一項又は第四項の規定により買収する牧野の上にある立木又は建物その他の工作物

二 第一項又は第四項の規定により買収する牧野又は当該牧野を以て造成される農地の利用に必要な農業用施設又は水の使用に関する権利

第七十六條 政府は、左の各号の一に該当する牧野については、前條の規定による買収をしない。

一 都道府県又は市町村の所有に属し、公共用又は公用に供してゐる牧野で農林大臣の指定したるもの

二 市町村、財源区又は農業協同組合（農林大臣の指定するものを除く。）の所有に属し共同利用に供されてゐる牧野（前條第一項第三号の面積に当該牧野を共同利用してゐる者の人数を乗じて得た面積からこれらの者の所有してゐる農地及び牧野で第三條又は前條の規定による買収を受けることのないものの面積の合計を控除して得た面積を超える面積の牧野を除く。）

三 都道府県又は農林大臣の指定する教育機関の所有に属し、専ら試験研究の目的に供してゐる牧野

四 前各号に掲げるものの外農林大臣の指定したる牧野

五 自作牧野を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐた者が第五條第六号に掲げる事由によつてその自作牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供することができないため一時当該自作牧野につき賃借權又は使用借權による権利を決定した場合、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が、その自作牧野の所有者が近く当該牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供するものと認め、且つそのことを相当と認める当該牧野。但し、その者の所有する牧野の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積）が前條第一項第三号の面積（同條第二項において準用する第三條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積）を超えるときは、その面積、以下可し）を超えない面積の当該牧野に限る。

第七十七條 政府が第七十五條の規定による買収をするには、市町村農地委員会（主として牧野のある市町村の区域外から新たに入植者をいれることを相当とする牧野で都道府県農地委員会が自ら牧野買収計画を定めることを相当と認めるもの又は農地の開発後における土地の利用に供しようとする牧野で政府がその開発のため道路又は水路施設に関する事業を施行するもの並びにこれらの牧野の上にある立木若しくは建物その他の工作物又は当該牧野若しくは当該牧野を以て造成される農地の利用に必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利にあつては、都道府県農地委員会、以下第三項第四項において同じ。）の定める牧野買収計画に準らなければならない。

市町村農地委員会が第七十五條第一項第三号の面積を超える面積を有する者の牧野につき牧野買収計画を定める場合には第七十五條第五項の規定を準用する。

牧野買収計画においては、買収すべき牧野、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利並びに買収の時期及び対価を定めなければならない。

市町村農地委員会は、牧野買収計画を定めるときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間第七十五條の規定により買収すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を閲覧に供しなければならない。

一 買収すべき牧野、立木、工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利の所有者の氏名又は名称及び住所

二 買収すべき牧野については、その所在、地質、地目及び面積、立木については、その樹種、数量及び所在の場所、工作物及び農業用施設については、その種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容及び範囲

三 対 價

四 買収の時期

第九條乃至第十一條、第十三條、第十四條、第五十一條及び第五十二條の規定は、第一項の牧野買収計画につきこれを準用する。

この場合において第十三條第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域（その隣接市町村の区域を含む）」と、第十四條中「都道府県農地委

地委員会の承認」とあるのは、牧野買収計画を都道府県農地委員会が定める場合には、「都道府県知事の認可」と読み替へるものとする。

第七十八條 第七十五條の規定による買収については、牧野買収計画を市町村農地委員会が定める場合にあつては、第二章の例により、都道府県農地委員会が定める場合にあつては第三章の例による。

第七十九條 政府は、第七十五條の規定により買収した牧野、立木、工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利（以下牧野等と総称す。）又は政府の所有に属する牧野等で第八十條第一項の決定があつたものを自作農として農業に耕進する見込のある者その他農林大臣の指定する法人その他の団体に売却す。

前項の牧野等の売却については、牧野買収計画を市町村農地委員会が定めたもの及び第八十條第一項の規定により市町村農地委員会の決定したものにあつては、売渡の対価については、第三章、その他については、第二章の例により、牧野買収計画を都道府県農地委員会が定めたもの及び第八十條第一項の規定により都道府県農地委員会の決定したものについては第三章の例による。この場合において、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が第七十五條第五項又は第七十七條第二項の規定により定めた牧野買収計画により買収した牧野については、第七十七條第二項の規定を準用する。

第八十條 政府の所有に属する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用に必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利（第七十五條の規定により買収した牧野等を除く。）で市町村農地委員会（主として牧野のある市町村の区域外から新たに入植者をいれることを相当とする牧野で都道府県農地委員会が自ら決定することと相当と認めるもの又は政府がその開発若しくは開発後における土地の利用に供しようとする牧野で政府がその開発のため道路又は水路施設に関する事業を施行するもの並びにこれらの牧野の上にある立木若しくは建物その他の工作物又は当該牧野を以て造成される農地の利用に必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利にあつては、都道府県農地委員会）が自作農の創設の目的に供することを相当と認め、決定したものは、農林大臣がこれを管理する。

前項の決定については、第二十九條第二項乃至第四項及び第三十條の規定を準用する。この場合において第二十九條第二項第三項中「都道府県農地委

員会」とあるのは、「都道府県知事」と、「承認」とあるのは「認可」と読み替へるものとする。

第五章 雑 則

第八十二條 政府は、第三條の規定による農地の買収、第二十一條の規定による農業用施設等の買収、第七十五條の規定による牧野等の買収又は第二十四條、第二十五條若しくは第二十八條の規定による農地の現勢、第四十二條の規定による農業用施設等の現勢を昭和二十三年十二月三十一日までに完了しなればならない。

二六

府県農地委員会の定めた牧野買収計画によつて買収した牧野及び第八十條の規定により都道府県農地委員会の決定した牧野を除くことについては、土地台帳法第四十四條の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、同法を適用する。

法の特例を定めることができない。

農林大臣は第一項に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件の管理に関する権限の一部を、省令の定めるところにより都道府県、市町村若しくは市町村農地委員会又は耕作若しくは養蚕の業務を営む者の組織する農業協同組合その他の団体で中央農地委員会、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会の指定するものに行わせることができる。

大臣に対してこれをするものとする。この場合には第十三條第四項第五項の規定を適用しない。

第九十條 農林大臣又は都道府県知事は、自作農の創設上特に必要があると認めるときはこの法律により市町村農地委員会の権限に属させた事項を都道府県農地委員会に処理させることができる。

④ 前項の辞においては、國を被告とする。第九十四條 この法律による行政廳の処分を違法なもの取消を求め訴は昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかわらず、当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内これを提起しなればならない。但し、処分があつた日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

第九十五條 この法律による公告は、中央農地委員會のする場合にあつては省令の公布と同一の方法により、都道府県知事又は都道府県農地委員會のする場合にあつては都道府県の條例の告示と同一の方法により、市町村農地委員會のする場合にあつては市町村の事務所に掲示してこれをしなければならぬ。

第九十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。一、第二十二條(第六十三條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二、第四十七條第一項(同條第八項第九項及び第七十一條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

三、第四十九條第三項(第六十二條第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

四、第五十二條第三項(第六十二條第三項)において準用する場合を含む。において準用する第五十二條第一項の規定による当該官吏の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ又は怠慢した者

五、第八十七條の規定に違反して、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

第九十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前條第四号又は第五号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

附 則 第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。第二條 この法律施行の際、改正前の法律並びにこれに伴う命令の規定に基づき

政府が、改正前の第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十六條、第三十七條又は第四十條の二の規定による買収に因つて取得した土地に対し、地方税法第四十六條の規定によりその取得の際における当該土地の買得者又は存続期間百年以上の地上権者に地租が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は改正前の第十六條(第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項)において準用する場合を含む。若しくは改正前の第四十一條第一項の規定による当該土地の買得者若しくは改正前の第四十一條の三第一項に規定する当該土地の買得を受けた者は、当該買得者又は地上権者に当該地租の全部又は一部に相当する金額を支拂わなければならない。

第七條 北海道固有未開地処分法は、これを廃止する。但し、同法第一條の規定は、この法律施行の日から一箇年を限りなお、その効力を有す。

この法律施行の際現に北海道固有未開地処分法第三條第二項、第四條又は第五條の規定により貸付されている土地については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さていてる手続は、これらの規定に相当する改正後のこの法律の規定によりされてゐる手続とみなす。第三條 この法律施行の際現に農地の開発又は開発後における土地の利用に供してゐるもの及び農林大臣又は都道府県知事が農地の開発又は開発後における土地の利用に供することを適当と認めてゐるものにつき都道府県農地委員會が第五十條第一項(第六十二條第三項)において準用する場合を含む。の未開地買収計画を定め、又は第六十七條第一項第二号若しくは第七十四條第一項の決定をする場合には、第五十條第三項(第六十二條第三項及び第六十七條第二項)において準用する場合を含む。の規定を適用しない。

第五條 昭和二十二年法律第二百四十一号(自作農創設特別措置法の一部を改正する法律)の一部を次のように改正する。附則第六條中「第四十四條の二乃至」を「第四十四條の二及び第四十四條の三」に改める。附則第七條第三項中「の適用」を「進行」に改める。

第六條 この法律施行前に政府が、改正前の第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第四十條の五第一項において準用する場合を含む。、第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項(同條第五項及び第四十一條第四項)において準用する場合を含む。の規定による買収に因つて取得した土地又は建物に対し、地方税法第四十六條又は第四十七條の規定によりその取得の際における当該土地又は建物の所有者に地租又は家屋税が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は第十六條(第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項)において準用する場合を含む。、第二十八條第三項(同條第五項及び第四十一條第四項)において準用する場合を含む。若しくは第四十一條第一項の規定による当該土地若しくは建物の買得者若しくは第四十一條の三第一項に規定する当該土地の買得を受けたものは、当該所有者に当該地租又は家屋税の全部又は一部に相当する金額を支拂わなければならない。

【資料 一】

農地調整法の一部を改正する法律案 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。第四條に次の一項を加える。

① 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の二に「第九條ノ三」を「第九條ノ四」に、「第九條ノ七」を「第九條ノ八」に改め、同條を第九條ノ十とし、第九條ノ七中「第九條ノ二」を「第九條ノ三」に改め、同條を第九條ノ八とし、第九條ノ六を第九條ノ七とする。

第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務官廳又は都道府県知事」に、「第九條ノ三」を「第九條ノ四」に改め、同條を第九條ノ六とし、第九條ノ四を第九條ノ五とし、第九條ノ三を第九條ノ四とする。

第九條ノ二第二項中「第九條ノ三」を「第九條ノ四」に改め、同條を第九條ノ三とする。

第九條ノ二 農地ノ所有者、民法第二百七十六條ノ規定ニ拘ラス永小作人ガ寄附スベキ事由ナクシテ引續キ二年以上小作料ヲ滿額シタル場合ニ限リ農地ニ付存スル永小作權ヲ消滅シテ請求スルコトヲ得

前條第一項第二項本文第三條乃至第六項ノ規定ハ農地ノ永小作ノ更新ノ拒絶ニ、第三條乃至第六項ノ規定ハ農地ニ付存スル永小作權ヲ消滅シテ請求スルコトヲ得

第十四條ノ二中「第九條及第九條ノ十」を「第九條、第九條ノ二及第九條ノ三」に改める。

市町村農地委員会又は都道府県農地委員会、定員ノ過半數ニヨル委員出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得不得第十五條ノ三項各々ノ区分ノ一ニ屬スル委員の全員欠員ナルトキ亦同シ但シ都道府県知事ノ認可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ十二 都道府県農地委員会ノ委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙スル都道府県選挙区ハ第十五條ノ三項各々ノ区分毎ニ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル選挙人ノ所属ノ選挙区ハ選挙人ノ住所ノ所在地ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十三 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關スル事務ハ都道府県ノ選挙管理委員会ノ管理ス

第十五條ノ十四 第二項ニ次ノように改め、同條ヲ第十五條ノ三項とする。主務大臣ハ中央農地委員会ノ請求ニ因リ都道府県農地委員会ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ十四 都道府県農地委員会ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ヲ行フ場合ニ於テ都道府県農地委員会委員選挙人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二項各々ノ区分ニ從ヒ各選挙区毎ニ開選シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ關係人ノ規定ニ供スベシ

第十五條ノ十五 都道府県農地委員会ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ十六 前條ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル開票ニ付テ之ヲ準用ス

第十五條ノ十七 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

都道府県知事トシテ主務大臣、三十八トシテ二十五人

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ議決ヲ含む」を附ス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ議決ヲ含む」を附ス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ議決ヲ含む」を附ス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ議決ヲ含む」を附ス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ議決ヲ含む」を附ス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ議決ヲ含む」を附ス

第十五條ノ十八 第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ議決ヲ含む」を附ス

はその期限經過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受けた得る者で当選人とならなかつた者があるときはトアルハ「当選人とならなかつた者があるときは」ト、第七十二條第一項中「第十項及び第十一項並びに第四百四十條第二項」トアルハ「第十項及び第四百四十條第二項」トス

第十五條ノ十九 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十一 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十二 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十三 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十四 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十五 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十六 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十七 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十八 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十九 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ三十 都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

選挙人名簿ノ区分トス

衆議院議員選挙法第二十九條及第三十條第一項ハ第一項ノ同意又ハ請求ニ付テ之ヲ準用ス但シ「投票トアル」ト同意又ハ請求セテ、第二十九條中「但シ選挙人名簿ニ登録セラルベキ確定判決書ヲ所持シ選挙ノ当日投票所に到ル者アルトキハ投票管理員ハ之ヲシテ投票ヲ為サシムベシ」トアルハ「但シ確定判決ニ因リ選挙人名簿ニ登録セラルベキ者ハ比ノ限ニ在ラズ」トス

第十五條ノ二十 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十一 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十二 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十三 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十四 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十五 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十六 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十七 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十八 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ二十九 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第十五條ノ三十 都道府県農地委員会ハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ノ事務ニ關シテは都道府県農地委員会ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

前項の場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

10

前項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

11

前項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

15

前項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依リ都道府県農地委員会ニ廻付セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府県農地委員会ノ権限ニ關シテハ前項ノ規定ハ都道府県知事之ヲ廻付シテ本法ニ依リ都道府県農地委員会ニ対シテ爲スベキ訴訟ノ提起ハ都道府県知事ニ対シテ之ヲ行フモノトス

【資料三】

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

- 第二條第三項中「水小作権」を「水小作権、地上権」に改める。
 - 第三條第五項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号及び第六号として次の二号を加える。
 - 三 自作地で当該自作地に就いての自作農が当該自作地のある市町村及びその隣接市町村の区域外に住所を有し、且つ当該自作地につき自ら耕作に従事しないもの。
 - 六 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する水小作権の目的となつてゐる小作地
 - 同條第六項中「第三号」を「第四号」に改める。
 - 第五條第六号中「又は同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」を「同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積」に改める。
 - 第六條の二第二項を次のように改める。
- 前項の規定による農地買収計画においては、昭和二十一年十一月二十三日以後買収又は使用貸借の解除若しくは解約（合意解約を含む。以下同じ。）又は更新の拒絶のあつた小作地を、買収すべき農地に優先的に充てなければならぬ。
- 前項の小作地が左の各号の一に該当するときは、市町村農地委員会は、第一項の規定により昭和二十一年十一月二十三日現在の事実に基づいて定められた買収計画において当該小作地を買収すべきことを定めることはできない。
- 一 市町村農地委員会が当該買収又は使用貸借の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有者及び小作農についての事情を調査して当該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正当であると認められる場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

- 二 第一項の小作農又はその相続人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は水小作権その他の権利に基づいて第三條第一項第三号の面積（同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積）を超える面積の農地につき現に耕作の業務を営んでゐる場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地
- 三 昭和二十一年十一月二十三日現在の事実に基づいて定められた農地買収計画によつて買収をするときは、当該小作地の同日現在における所有者又はその承継人が同日以後において当該小作地につき耕作の業務を営むものの生活状態が第一項の請求をした者の生活状態に比べて著しくわるくなると市町村農地委員会が認めた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地
- 四 前三号の外都道府県農地委員会において第一項の請求が債権に反すると認められた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地
- 第六條の三第二項を次のように改める。
- 前項指示については、前條第三項第三号の例による。
- 第六條の四「前二條」を「前三條」に改め、同條第六條の五とする。
- 改正前の第六條の五第一項を次のように改め、同條第二項中「第二項」の下に「第三項」を加え、同條第三項中「第一項の農地につき」を「第一項の場合においては、」に改め、同條第六條の四とする。
- 昭和二十一年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計画を定める時期とにおいて、農地につき所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは水小作権その他の権利に基づいて耕作の業務を営む者が異なる場合は農地の所有者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同日以後において農地でなくなつた場合においては、市町村農地委員会は、第六條の二第一項の請求がない場合でも当該農地の同日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における所有権に基づいて農地買収計画を定めることができる。
- 第七條第二項中「第一項」を削る。
- 第八條中「そのすべについて」を削る。
- 第十條中「第六條」の下に、「第六條の二（第六條の四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十二條第三項を次のように改め、改正前の第四項中「前項」を「前二項」に改める。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に対し、その農地の面積に應じて買収金を交付する。但し、第三條の規定により買収された農地の面積が、同居の親族若しくはその配偶者又はこれらの者の親族若しくはその配偶者で第二條第四項に規定する特別の事由に因つてこれらの者と同居しなくなつたものを通じて、第三條第一項第三号の面積を超える場合は、その面積を超える面積の農地については、買収金を交付しない。

前項の買収金は、同項但書に規定する者が二人以上第三項の規定による農地の買収を受けた場合については、その者に支拂ふべき農地の対價に應じてこれを交付する。

第十五條第一項中「農地につき所有権その他の権利を有する者」を「農地の所有者」に、同項第二号中「賃借権を有する者」を「賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者」に改め、「賃借権、使用貸借による権利若しくは水小作権を有する者」を削り、同條第三項を次のように改める。

前項において準用する第六條第二項の対價は、中央農地委員会の定める基準に及び、市町村農地委員会がこれを定める。

第十六條第二項中「省令で定める」を「主務大臣の指定する」に改める。

第二十八條第一項中「省令で定める」を「主務大臣の指定する」に、同條第三項中「命令で定める場合を除いて」を「命令の定めるところにより」に改める。

第三十條第一項第七号中「又は第二号の土地」を「乃至第三号の土地」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

第一項の適用については、昭和二十一年十一月二十三日以後に開墾された農地で省令で定めるものは、同項第一号の土地とみなす。

第三十條の二第一項及び第二項中「主務大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同條第三項中「第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期間内には」を「前項の規定による公告があつた後は、第一項の規定により定められた期間の満了するまで」に、「都道府県知事」を「主務大臣又は都道府県知事」に、「竹木」を「立木竹」に改め、同條に次の二項を加える。

主務大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により買収又は使用予定地域を指定した場合において、その指定の必要がなくなつたものと認めるときは、当該地域の全部又は一部につきその指定を取り消さなければならぬ。

前項の場合には、第二項の規定を準用する。

第三十一條第四項中「前條」を「第三十條」に改める。

第三十七條第二項を次のように改める。

前項の場合には、第三十條の二乃至前條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県農地委員会」とあるのは、市町村農地委員会の定められた未買収農地買収計画により買収した土地に代るべき土地にあつては、市町村農地委員会と読み替へるものとする。

第三十九條の二 政府は、第三十條第一項の規定により買収した土地につきその買収の当時当該土地に定着する立木竹若しくは工作物を所有し、又は当該土地を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐた者（その承継人を含む。）に対して主務大臣又は都道府県知事の指定する時期まで、従前と同一の使用収益をさせるため当該土地の全部又は一部を使用させることができる。

前項の使用は、省令の定めるところにより、無償とすることができる。

第一項の使用の対價の徴収については、第二十六條の二の規定を準用する。

主務大臣又は都道府県知事は、第一項の立木竹の所有者（その承継人を含む。）に対し、その立木竹につき区域及び期間を定め、伐採その他必要な事項を指示することができる。

第四十條の二第四項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号、第三号、第五号及び第六号として次の四号を加える。

一 第三條の規定により買収する農地又は第十六條第一項の命令で定める農地につき自作農となるべき者が家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる小作地

三 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する水小作権の目的となつてゐる小作地

五 自作牧野で当該牧野の所有者が当該牧野のある市町村及びその隣接市町村の区域外に住所を有し、且つ、当該牧野につき自ら家畜の放牧又は採草に従事しないもの

六 市町村、財源区又は農業協同組合以外のもの所有に属し、共同利用の目的に供してゐる牧野
第四十條の三第二号中「前條第一項第三号の面積」を「前條第一項第三号の面積（同項第二号において準用する第三條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積があるときは、その面積）」に、「それらの者の所有してゐる牧野」を「それらの者の所有してゐる農地及び牧野」に、「前條の規定」を「第三條又は前條」に、同條第五号中「又は同條第二号において準用する第三條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」を「同條第二号において準用する第三條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」とし、その面積に代り、同條に次の一項を加ふる。

前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を適用する。

第四十條の四第二項及び第四項第一号中「又は権利」を「農業用施設又は権利」に、同項第二号中「工作物」については、その種類及び所在の場所を「工作物及び農業用施設については、その種類及びその所在の場所、水の使用に関する権利については、その内容及び範圍」に、同條第五号中「第六條の三及び第六條の五乃至第八條」を「第六條の四、第七條及び第八條」に改める。
第四十條の六第一号中「買収のあつた牧野」の下に、「立木、建物その他の工作物又は農業用施設」を、同條第三号中「第二十二條」の下に「第一項但書」を加ふる。

第四十條の七 第四十條の二の規定により買収した牧野、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利については、第四十條の五において準用する第三十二條第二号において規定する場合を除いて、第三十九條の二第二項乃至第三項の規定を適用する。
第四十一條第一項「左に掲げるものを」との下に、「省令の定めるところにより」を加へ、「省令で定める者」を「主務大臣の指定する市町村又は農業協同組合」に、同條第二号中「又は牧野買収計画により買収した土地」を「若しくは牧野買収計画により買収した土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は前項第二号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利」を「省令で定めるもの」に、同條第三号中「買収した土地、立木、建物その他の

の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は第一項第二号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利を省令で定めるもの」に、同條第四号中「土地」を「土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利」に、「この場合において、第二十八條第三号中」を「この場合において、第二十八條第一号中」目作」とするのほ、同條第三号中「同條第三号中」に、同條第五号中「第一項の規定により牧野を売り渡す場合」を「第一項の規定により第四十條の二の規定により買収した土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は第一項第二号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利を売り渡す場合」に、「第四十一條第一号第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一号第二号に掲げる土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利」に改め、同條第六号を削る。
第四十一條の二中「都道府県知事」を「主務大臣又は都道府県知事」に改める。

第四十四條中「第二十八條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條」を「第二十八條第三項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」に、「又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収をする場合」を「若しくは第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収をする場合又は第四十條の六第一項の規定により権利を消滅させる場合」に改める。

第四十四條の二中「及び第四十一條第四項」を「、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に改める。
第四十四條の三中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に、同條第二号中「、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に、「政令」を「省令」に改める。
第四十四條の四中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に、「第二十九條第二項及び第四十

「一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に改める。

第四十六條第二号中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員会」を「都道府県、市町村又は市町村農地委員会」に改め、同條第一号の次に次の一項を加ふる。

前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の特例を定めることができる。

第四十八條中「第四十條の二第五項」を「第七條第二項、第四十條の二第五項及び第四十條の三第二項」に改める。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「第三十七條第二項において準用する場合を含む。」を加へ、同條第二号中「当該官吏」を「当該官吏員」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第十三條第三項の規定は、昭和二十二年三月三十一日から、これを適用する。

第二條 この法律施行の際改正前の自作農創設特別措置法又はこれに基づいて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこれらの改正前の規定に相当するこの法律又はこれに基づいて発する命令の規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第三條 第四十四條の三第三項の規定により省令の定めるときは、その省令は、昭和二十二年三月三十一日から、これを適用する。

第四條 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正し、昭和二十二年十二月二十六日から、これを適用する。

附則第六條中「第四十四條の三及び」を「第四十四條の二乃至」に改める。

附則第七條第三項を次のように改める。
（この法律施行の際日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の總論的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第八條本文の規定により訴を提起することができなくなつてゐるもの又はこの法律施行後第一項の期間内に同條

の規定により訴を提起することができなくなつたものについては、前二項の規定を適用しない。

理 由

民法施行法第四十七條の永小作權の目的となつてゐる農地及び牧野を認定買収の對象とすると共に、總及買収の規定を明確にし、賠償金の交付基準を法律で明文化する等の必要があるからである。これがこの法律案を提出する理由である。

【資料 四】

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を次のように改正する。
第三條第五号中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一號を加ふる。

五、昭和二十三年七月十五日現在に於て存する民法施行法第四十七條に規定する永小作權の目的となつてゐる小作地

第五條第六号中「又は同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」を「同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積」とし、その面積に改める。

第六條の二第二項を次のように改める。

前項の規定による農地買収計画においては、昭和二十年十一月二十三日以後貸付借又は使用貸借の解除若しくは解約（合意解約を含む。）以下同じ。又は更新の租額のあつた小作地を、買収すべき農地に優先的に充てなければなら

前項の小作地が左の各号の一に該当するときは、市町村農地委員会は、第一項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事実に基づいて定める農地買収計画において当該小作地を買収すべきことを定めることとはできない。

一 市町村農地委員会が当該買収又は使用貸借の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有権及び小作農に對する事情を調査して当該解除若しくは解約又は更新の拒絶を満足且つ正当であると認められた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

二 第一項の小作農又はその相続人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は水小作農に基いて第三條第一項第三号の面積（同條第三項の規定により当該区域につき定められた同等の面積に代るべき面積があるときは、その面積）を超える面積の農地につき現に耕作の業務を営んでゐる場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

三 昭和二十年十一月二十三日現在の事実に基づいて定められた農地買収計画によつて買収をするときは、当該小作地の同日現在における所有者又はその承継人で同日以後において当該小作地につき耕作の業務を営むもの生活状態が第一項の請求をした者の生活状態に比べて著しくわるくなると市町村農地委員会が認められた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

四 前二号の外都道府農地委員会において第一項の請求が債権に反すると認められた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

第六條の三第三項を次のように改める。
前項の指示については、前條第二項第三項の例による。

第六條の四中「前二條」を「前三條」に改め、同條第六條の五とする。
改正前の第六條の五第一項を次のように改め、第二項中「第二項」の下に「第三項」を加へ、第三項中「第一項の農地につき」を「第二項の場合においては」に改め、同條第六條の四とする。

昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計画を定める時期において、農地につき所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは水小作農その他の権利に基づいて耕作の業務を営む者が異なる場合又は農地の所有者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同一

で省令で定めるものは、同項第一号の土地をみなす。
第三十條の二第一項及び第二項中「主務大臣」の下に「又は都道府県知事」を加へ、同條第三項中「第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期間内には」を「前項の規定による指定があつた後は、第一項の規定により定められた期間の満了するまでは」に、「都道府県知事」を「主務大臣又は都道府県知事」に、「竹木」を「立木竹」に改め、同條次の二項を加へる。

主務大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により買収又は使用予定地を指定した場合において、その指定の必要がなくなつたものと認めるときは、当該地域の全部又は一部につきその指定を取消し得るものではない。

前項の場合には、第二項の規定を準用する。
第三十一條第四項中「前條」を「第三十條」に改める。
第三十七條第二項を次のように改める。

前項の場合には、第三十條の二乃至前條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県農地委員会」とあるのは、市町村農地委員会の定めた未熟地買収計画により買収した土地に代るべき土地にあつては、「市町村農地委員会」と読み替へるものとする。

第三十九條の二 政府は、第三十條第一項の規定により買収した土地につきその買収の当時当該土地に定着する立木竹若しくは工作物を所有し、又は当該土地を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる者（その承継人を含む。）に對して、主務大臣又は都道府県知事の指定する時期まで、従前と同一の使用収益をさせるため当該土地の全部又は一部を使用させることができる。

前項の使用は省令で定めるところにより、無償とすることができる。
第一項の使用の対価の徴収については、第二十六條の二の規定を準用する。
主務大臣又は都道府県知事は、第一項の立木竹の所有者（その承継人を含む。）に對し、その立木竹につき区域及び期間を定め、伐採その他必要な事項を指示することができる。

第四十條の二 第四項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、第一号第三号及び第五号として次の三号を加へる。
第三十條の規定により買収する農地又は第十六條第一項の命令で定める農

日以後において農地でなくなつた場合においては、市町村農地委員会は、第六條の二第一項の請求がない場合でも当該農地の同日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事実に基づいて農地買収計画を定める事ができる。

第七條第三項中「第一項」を削除。
第八條中「そのすべてについて」を削除。
第十條中「第六條」の下に「第六條の二（第六條の四第二項において準用する場合を含む。）」を加へる。

第十三條第三項を次のように改め、改正前の第四項中「前項」を「前二項」に改める。
政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對しその農地の面積に應じて報償金を交付する。但し、第三條の規定により買収された農地の面積が、同居の親族若しくはその配偶者又はこれらの者の親族若しくはその配偶者で第二條第四項に規定する特別の事由によつてこれらの者と同居しなくなつた者を通じて、第三條第一項第三号の面積を超える場合は、その面積を超える面積の農地については、報償金を交付しない。

前項の報償金は前項但書に規定する者が、二人以上第三條の規定による農地の買収を受けた場合にあつては、その者に支拂うべき農地の対価に應じてこれを交付する。

第十五條第一項中「農地につき所有権その他の権利を有する者」を「農地の所有者」に、同項第二号中「賃借権を有する建物」を「賃借権若しくは使用貸借による権利を有する建物」に改め、「賃借権、使用貸借による権利若しくは水小作農を有する牧野」を削り、第三項を次のように改める。

前項において準用する第六條第二項の対価は、中央農地委員会の定める基準に従い、市町村農地委員会がこれを定める。
第十六條第三項中「省令で定める」を「主務大臣の指定する」に改める。
第二十八條第三項中「命令で定める場合を除いて」を「命令の定めるところにより」に改める。

第三十條第一項第七号中「又は第二号の土地」を「乃至第三号の土地」に改め、同條第二項の次に次の一項を加へる。
第一項の適用については、昭和二十年十一月二十三日以後に開墾された農地

地に就き自作農となるべき者が家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる小作牧野
三 昭和二十三年七月十五日現在において存する民法施行法第四十七條に規定する水小作農の目的となつてゐる小作牧野

五 市町村、財産区又は農業協同組合以外のもの所有に属し、共同利用の目的に供してゐる牧野

第四十條の三 第二号中「それらの者の所有してゐる牧野」を「それらの者の所有してゐる農地及び牧野」に、「前條の規定」を「第三條又は前條」に、同條第五号中「又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により当該区域につき定められた同等の面積に代るべき面積」を「同條第二項において準用する第三條第三項の規定により当該区域につき定められた同等の面積に代るべき面積があるときは、その面積」に改め、同條次の一項を加へる。

前項の規定の適用については第四條第一項の規定を適用する。
第四十條の四 第二項又は第一号中「又はは権利」を「農業用施設又は権利」に、第四項第三号中「工作物」については、その種類及び所在の場所を「工作物及び農業用施設」については、その種類及びその所在の場所、水の使用に関する権利については、その内容及び範囲」に、第五項中「及び第六條の五乃至第八條」を、「第六條の四、第七條及び第八條」に改める。

第四十條の六 第一項中「買収のあつた牧野」の下に、「立木、建物その他の耕作物又は農業用施設」を、同條第三項中「第三十二條」の下に「第一項但書及び」を加へる。

第四十條の七 第四十條の二の規定により買収した牧野、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利については、第四十條の五において準用する第十二條第二項において規定する場合を除いて、第三十九條の二第一項乃至第三項の規定を準用する。

第四十一條 第一項本文中「左に掲げるものを」の下に「省令の定めるところにより」を加へ、「省令で定める者」を「主務大臣の指定する関係」に、第二項中「又は牧野買収計画により買収した土地」を「若しくは牧野買収計画により買収した土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設若しくは水の使用に関する権利又は前項第二号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利を省令で定めるもの」に、第三項中「買収し

大牧野一を「買収した土地、立木、建物その他の工作物、農用施設若しくは水の用に關する権利又は第一項第三号の決定のあつた土地、立木、建物その他の工作物、農用施設若しくは水の用に關する権利を省令で定めるもの」に、第四項中「土地」を「土地、権利又は立木、工作物その他の物件に、この場合において、第二十八條第三項中」を「この場合において、第二十八條第一項中「自作」とあるのは「自作又は開墾と、同條第三項中」に改め、第六項を削る。

第四十一條の二中「都道府県知事」を「主務大臣又は都道府県知事」に改める。
第四十四條中「第二十八條第三項（同條第五項において準用する場合を含む）若しくは第四十一條中」を「第二十八條第三項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む）、第四十一條若しくは第四十一條の三」に、（第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む）の規定による買取をする場合）を「第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む）の規定による買取又は第四十條の六第一項の規定による権利を消滅させる場合」に改める。
第四十四條の二中「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に、「省令」を「省令」に改める。
第四十四條の四中「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「及び第二十九條第二項」に改める。
第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。
前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の特例を定めることができる。

第四十八條中「第四十條の二第五項」を「第七條第二項及び第四十條の二第五項」に改める。
第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「第三十七條第二項において準用する場合を含む。」を加え、第二号中「当該官吏」を「当該官吏員」に改める。
第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

【資料 五】

改正法律案提案理由
農地調整法の一部を改正する法律案及び自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案の農林大臣説明（第二回國會農林委員會に於て）

政府の農地買収は、回を重ねること六回、合計約百三十四万町歩の小作地を買収致しました。なおこれに財産税として物納を許可されたもので現在までに登記の終つてゐるもの十八万町歩を加えますと、百五十万町歩を超えることとなります。一方農地の荒蕪につきましては、まだ五十三万町歩を荒蕪しましたに過ぎませんが、七月上旬迄には大部分を荒蕪予定でありました。農地改革の進行状況は概ね以上の通りであります。農地改革を執行致した中、これが基礎をなす自作農創設特別措置法及び農地調整法の規定中若干改善の余地があることを発見致しまして第一回國會におきまして若干の改正がされたのであります。その後の情勢によつて更に新たな規定を設ける必要も生じて参りましたので同法律の改正案を國會に提出致します。先づ農地調整法の一部を改正する法律案から申し上げます。先づ農地調整法の一部を改正する法律案から申し上げます。第一に農地の永小作権の強化の問題であります。農地の買付借は農地調整法の数次にわたる改正により現在非常に強化されてゐるのであります。これに比して農地の永小作権については、單に民法の規定に委ねられその保護が充分でなかつたのであります。そこで今次の改正におきまして、永小作権の消滅の請求、更新の拒絶について貸借借の解除、解約又は更新の拒絶と同様の制限を加へまして、市町村農地委員会の承認（來年の四月末日までは知事の許可）なくして永小作権の消滅又は更新の拒絶は出来ないこと致しました。第二に市町村農地委員会の委員の選挙手続の問題であります。現在市町村農地委員会の選挙につきましては市町村の選挙管理委員会が管理致すことになつてゐるのであります。この選挙手続が一般の選挙手続と異なつて

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し改正後の第十三條第三項の規定は、昭和二十二年三月三十一日から、これを施行する。
第二條 この法律施行前に改正前の第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手続は、第六條の二から第六條の四までの規定によりされた手続とみなす。
第三條 第四十四條の三第三項の規定により省令を定めたときは、その省令は昭和二十二年三月三十一日からこれを適用する。
第四條 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正し、昭和二十二年十二月二十六日から、これを適用する。
附則第六條中「第四十四條の三及び」を「第四十四條の二乃至」に改める。
附則第七條第三項を次のように改める。
この法律施行の際日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急措置に關する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第八條本文の規定により訴を提起することができなくなつてゐるもの又は第一項の期間内に同條の規定により訴を提起することができなくなるものについては、前二項の規定を適用しない。

おりまして、その間種々と不便なことが多かつたので今次の改正におきまして選挙手続の一般法と云える衆議院議員選挙法及び地方自治法の規定を準用して、この不便を除いた次第であります。
第三に都道府県農地委員会の委員の選挙は、現在、直接選挙となつてゐるのであります。余りにも範圍が廣大になり実情にも合致しない点もありますので、今次の改正で、これを間接選挙に致し、選挙權は市町村農地委員会に委譲し、被選挙權は、市町村農地委員会の委員の被選挙權と同様に致した次第であります。
第四に小作調整法の一部改正の問題であります。小作調整法の整備を致します為には調整の中立があつたときは、裁判所は、先づ市町村農地委員会をして解除せしめることとし、更に調整委員は、都道府県農地委員会の推せんする者をも委任されることに致したのであります。
以上が農地調整法關係のあらまし説明であります。次に自作農創設特別措置法關係に入ります。この法律關係と致しましては民法施行前に永小作権すべきものとして設定された永小作権等所謂旧慣小作の對象となつてゐる小作地、小作牧野を認定買収しうる規定を入れました。これらの永小作は民法施行法第四十七條により本年七月十五日に效力を失ふことになつてゐるのであります。かかる永小作権は農生の沿革、及び農地改革の目的よりして、農地改革の一環として認定買収しうることにしたのであります。その他と致しましては、農地改革の円滑なる進行を図るため必要な技術的改正を加へたに過ぎないのであります。以上で同法律案の説明を終りました。御審議の上速かに御可決あらんことを御願ひ致す次第であります。

【資料六】

農地調査法の一部を改正する法律案要綱(案)

- 第一 自作農創設特措法の規定により政府が買収した未開墾地、宅地及び建物について農地と同様に移動制限を行うこと。(第四條)
- 第二 農地調整法第九條による農地の賃借権の保護規定を永小作権にも及ぼすこと。(第九條ノ一、二)
- 第三 市町村農地委員の選挙の手續をできる限り市町村会議員の選挙と同様にする。(第十五條ノ四乃至第十五條ノ八)
- 第四 都道府県農地委員の委員の選挙は間接選挙とし、選挙権は市町村農地委員会の委員のみ有するものとし、被選挙権は市町村農地委員会の委員の被選挙権と同様とする。(第十五條ノ十一)
- 第五 市町村農地委員の委員は、本年十二月、都道府県農地委員会の委員は明年三月に任期終了するが、委員の任期を明年三月三十一日まで延期すること。(附則第六條)
- これに伴い現行の選挙人名簿の効力を明年三月三十一日まで延長すること。(附則第七條)
- 第六 都道府県知事は特に必要ある場合は、市町村農地委員会の権限を都道府県農地委員会に代行させることができること。(第十五條ノ二十八)
- 第七 農地の賃借の解除契約又は更新の拒絶は、市町村農地委員会の承認に代へて、本年十二月三十一日までは、都道府県知事の許可制となつてゐるが、これを明年四月三十日まで延期すること。(附則第四條)
- 第八 昭和二十年十一月二十三日以後に行はれた土地の取上に対して、市町村農地委員会が賃借権の回復を行はふとする場合に、その農地が第三者の小作地となつてゐる場合には、賃借権の回復ができないことになつてゐるが、これを当該第三者が前法に正當に耕作権を取得した場合に限定すること。(附則第十一條)
- 第九 小作調整制度を次のやうに改善すること

- (一) 裁判所が小作調整を受理した場合は、原則として事件を市町村農地委員会の勧解に付することを要するものとする。(附則第十二條)
- (二) 裁判所が調停をする場合には、小作官又は小作主事の意見を聴かなければならないこと。
- (三) 地方裁判所長が選任する調停委員となるべき者は、これを都道府県農地委員会に於て推薦する者及びその他適当な者について、選任することとする。

四四

【資料七】

自作農創設特措法の一部を改正する法律案要綱(案)

- 第一 民法施行第四十七條に規定されてゐる永小作権、すなはち民法施行前に永小作権すべきものとして設定された永小作権及び存続期間が五十年を超へる永小作権は、同法の規定により本年七月十五日において効力を失ふことになつてゐるが、農地改革の趣旨に照して、その處理を行ふため、かゝる永小作権の存する農地及び牧野は、政府において買収することができることとする。(第三條及び第四十條ノ一)
- 自作農が、全然農業に従事せず、しかもその自作地、自作牧野のある市町村及びその隣接市町村の区域内に住居を有しない場合における、その自作地を買収することができることとする。(第三條第五項第三号及び第四十條ノ二第四項第五号)
- 農地の棚及買収を円滑に行うため従来の規定を更に明確にすること。(第六條ノ二乃至第六條ノ五)
- 報償金算定の基準となる農地の面積は、一世紀につき平均北海道十二町歩、内地三町歩であるが、従来省令で規定されてゐた事項を法律に明文化すること。

【資料八】

農地調整法等の一部を改正する法律案

- 第一條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のやうに改正する。
- 第四條に次の一項を加える。
- 前三項ノ規定ハ自作農創設特措法第二十九條第二項ニ於テ準用スル第九條又ハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ売却シタル土地(第一項ノ土地ヲ除ク)又ハ建物ニ付テ準用ス
- 第五條第三号中「農地」を「前條ニ規定スル土地又ハ建物」に改める。
- 第九條ノ十を第九條ノ十二とする。
- 第九條ノ九中「第九條ノ二」を「第九條ノ四」に、「第九條ノ三」を「第九條ノ五」に、「第九條ノ七」を「第九條ノ九」に改め、同條を第九條ノ十一とし、第九條ノ八を第九條ノ十とする。
- 第九條ノ七中「第九條ノ二」を「第九條ノ四」に改め、同條を第九條ノ九とし、第九條ノ六を第九條ノ八とする。
- 第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府県知事」に、「第九條ノ三」を「第九條ノ五」に改め、同條を第九條ノ七とし、第九條ノ四を第九條ノ六とし、第九條ノ三を第九條ノ五とする。
- 第九條ノ二第二項中「第九條ノ三」を「第九條ノ五」に改め、同條を第九條ノ四とする。
- 第九條ノ二 市町村農地委員会、前九條第三項ノ規定ニ依ル承認ノ申請アリタル場合ニ於テ承認シ又ハ承認セザル旨ヲ議決シタルトキハ其ノ旨を運送ナク、当該賃借ノ当事者其ノ他ノ利害關係人ニ通知スベシ
- 前項ノ処分ニ對シ不服アル者ハ同項ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ都道府県知事ニ訴願スルコトヲ得
- 都道府県知事前項ノ裁決ヲ為セントストキハ都道府県農地委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
- 第九條ノ三 農地ノ所有者ハ民法第二百七十六條ノ規定ニ拘ラズ永小作人方者

四五

- と。(第十三條)
- 第二 入会の牧野、個人所有の牧野で共同利用の目的に供されてゐるものを政府において買収しうることにすること。(第四十條ノ二)
- 第三 未開墾地の買収に關し、昭和二十年十一月二十三日以後に旧軍用地で開墾で開墾された農地は、未開墾地として買収することができることとする。(第三十條)
- 第四 都道府県知事に於ても、未開墾地の買収又は使用予定地域の指定をなし得ることとするにともなひ、その指定の必要がなくなつた場合、これを取り消すべき旨の規定を設けること。(第三十條ノ二)
- 第五 政府が買収した未開墾地又は牧野について、立木竹、建物等を所有する者又は家畜の放牧若しくは採草をしてゐた者に対して、買収後定められた時期まで従前と同一の使用収益をさせるため、当該土地を使用させるようにすること。(第三十九條ノ二)

起スベキ事由ナクシテ引續キ二年以上小作ヲ灌漑シタル場合ニ限り農地ニ付存スル水小作權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第九條第一項第二項本文第三項乃至第六項及前條ノ規定ハ農地ノ水小作ノ更新ノ制限ニシテ第九條第三項乃至第六項及前條ノ規定ハ農地ニ付存スル水小作權ノ消滅ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十五條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十一條第一項第二項及第七十三條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及都道府縣ノ議會議員ノ選挙ニ關スル部分ヲ除クテ外市町村農地委員會ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス

ノ義務ヲ當ル農地(第十五條ノ第三項ニ於テ準用スル第十五條ノ第四項ノ規定ニ依リ其ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム)ノ面積等ヲ記載スベシ

第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票区ニ於ケル自己ノ登録セラレタル選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人タルベキ者一人ヲ定メ選挙ノ期日前三日迄ニ投票管理署ニ之ヲ届出ツルコトヲ得

第十五條ノ十一 市町村農地委員會ノ委員(第十五條ノ第二項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ヲ除ク)ハ当該市町村農地委員會ノ設置セラレタル市町村ヲ含ム都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ選挙權ヲ有ス

中五人トアルハ十八、三八トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第十項中
 都道府県知事トアルハ主務大臣、三人トアルハ五人トス
 第十九條ノ十八項及第二十項中「議決の下に」又ハ裁決定定ヲ含ム」
 を加え、同條ヲ第十五條ノ二十七トス
 第十五條ノ十八、地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項
 第四項、第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一
 條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三
 十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第
 四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項
 第九項乃至第十項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項
 乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十
 三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、
 第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項
 及第七十三條ノ規定ハ普通地方公共団体ノ長及市町村ノ議会ノ議員ノ選挙ニ
 關スル部分ヲ除クノ外都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付テハ準用ス但シ
 地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條ノ規定」トアルハ「農地調整
 法第五條ノ十七において準用する第十五條ノ六ノ規定」ト、第六十條第三
 項中「第九十二條若しくは第九十四條」トアルハ「農地調整法第五條ノ三
 十二」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることが
 できず又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第
 六十三條第一項に於て議員の欠員の數と通過して当該選挙区における議員の定
 數(選挙区かないときは議員の定數)の六分の一を超過するに至つたとき」ト
 アリ、第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることができず
 若しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の數が前條第一項
 に於て当選人の不足數と通過して当該選挙区における議員の定數(選挙区がない
 ときは議員の定數)の六分の一を超過するに至つたとき」トアルハ「選挙を行
 わないで当選人を定めることができないとき(都道府県農地委員会ノ委員の
 任期満了前二箇月以内)に當選人不足又は委員ノ欠員が生じその數が通過して
 二人以下である場合において都道府県ノ選挙管理委員会ノ主務大臣ノ承認を
 得たときを除く」ト、同條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方
 公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府県農地委員会

の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又
 はその期間経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若
 しは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつ
 たる者があるときは」トアルハ「当選人にならなかつた者があるときは」ト、
 第七十二條第一項中「第十條及び第十一條並びに第四十條第二項トアル
 ハ」第十條及び第四十條第二項」トス
 第十五條ノ十九及び第十五條ノ二十中「第十五條ノ十九」を「第十五條ノ九」
 に改め、第十五條ノ十九を第十五條ノ二十九とし、第十五條ノ二十を第十五條
 ノ三十とし、第十五條ノ二十一を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十二を
 第十五條ノ三十二トス
 第十五條ノ十九、第十五條ノ二十第三項各々ノ区分一ニ關シ市町村農地委員会
 ノ委員ノ選挙權ヲ有スル者ハ当該区分ニ關シ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙
 權ヲ有スル者(都道府県農地委員会ノ場合ニ在リテハ其ノ者ト同一ノ選挙区
 ニ於テ選挙權ヲ有スル者)ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ同項(都道府県農地
 委員会ノ場合ニ存リテハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十四條ノ二第三
 項)ノ規定ニ依リ選挙セラレタル委員ニシテ当該区分ニ關スルモノ(都道府
 県農地委員会ノ場合ニ存リテハ当該選挙区ニ於テ選挙セラレタル委員)ノ全
 員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県農地委員会ノ委員ニ在リテハ都道
 府農地調整委員会、市町村農地委員会ノ委員ニ在リテハ市町村ノ選挙管
 理委員会ニ請求スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ請求アリタルキハ都道府県ノ選挙管理委員会又ハ市町村
 ノ選挙管理委員会ハ速滞ナク其ノ旨ヲ告示スルト共ニ都道府県農地委員会又
 ハ市町村農地委員会ニ之ヲ通知スベシ
 前項ノ告示アリタルトキハ第一項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ告示ノ日ニ其ノ職
 ヲ失フ
 第一項ノ規定ニ依ル委員ノ解任ノ請求ハ此等ノ委員ノ選挙アリタル日
 ヨリ一月内ハ之ヲ為スコトヲ得ス
 第一項ノ選挙權ヲ有スル者トハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調整セラレ
 タル選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トシ其ノ二分ノ一ノ數
 ハ都道府県ノ選挙管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ニ於テ選挙人名簿
 確定後直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ付テハ同項ノ区分ハ同項ニ掲グル者ノ登録セラレタル選挙人
 名簿ノ区分トス
 農地調整法第二十九條及第三十條第一項ノ規定ハ第一項ノ同意又ハ請求ニ
 付テハ準用ス但シ「投票」トアルハ「同意又ハ請求」ト、第二十九條中「但
 シ選挙人名簿ニ登録セラレベキ確定判決確定ヲ所持シ選挙ノ当日投票所ニ到ル
 者アルトキハ投票管理委員ハ之ヲシテ投票ヲ為サシムベシ」トアルハ「但シ確
 定判決ニ因リ選挙人名簿ニ登録セラレベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ」トス
 第十五條ノ二十、都道府県ノ選挙管理委員会ハ本法ニ依リ市町村ノ選挙管理委
 員会ノ権限ニ關シメタル事項ニ付市町村ノ選挙管理委員会ヲ指揮監督ス
 農林大臣及全國選挙管理委員会ハ本法ニ依リ都道府県ノ選挙管理委員会ノ權
 限ニ關シメタル事項ニ付都道府県ノ選挙管理委員会ヲ指揮監督ス
 地方自治法第五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第十五條ノ二十一、市町村農地委員会ノ委員、都道府県農地委員会ノ委員又ハ
 中央農地委員会ノ委員ハ相兼スルコトヲ得ス
 都道府県農地委員会ノ委員ハ都道府県ノ議会ノ議員ト相兼スルコトヲ得ス
 第十、條ノ二十二、委員ノ任期ハ二年トス
 特別ノ事由ノアルトキハ主務大臣ハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條
 ノ二十項ノ規定ニ依リ選任シタル都道府県農地委員会ノ委員ヲ都道府県知
 事ハ第十五條ノ二十項ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員会ノ委員ヲ
 解任スルコトヲ得
 第十五條ノ二十一項本文(第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ
 規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ總委員トアルハ總委員ノ過半數トス
 地方自治法第九十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付テハ準用ス
 第十五條ノ二十四、委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付
 議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会ノ
 同意アリタルトキハ會議ニ出席シ発言スルコトヲ得
 第十五條ノ二十六、地方自治法第二百二十七條第一項第三項第四項及第二百十八
 條ノ規定ハ市町村農地委員会又ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ資格ニ付テハ
 準用ス
 第十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府県知事」に、「当該官吏ヲ
 (当該官吏員)」に改める。

第十七條ノ二第二項中「第六項」を「第八項」に改める。
 第十七條ノ四「第九條ノ二」を「第九條ノ四」に、「第九條ノ三」を「第
 九條ノ五」に、「第九條ノ七」を「第九條ノ九」に、「第九條ノ九」を「第九條
 ノ十一」に改める。
 第十七條ノ五第二項中「第十四條ノ二」を「第九條ノ三第二項及第十四條ノ
 二」に、同條第五項中「当該官吏」を「当該官吏員」に改める。
 第二條、農地調整法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百四十號)
 の一部を次のように改正する。
 附則第三條第一項に次の但書を加える。
 但し、昭和二十四年四月三十日まで市町村農地委員会に對シ承認の中
 請をしまかつた者はこの限りでない。
 第三條、自作農開設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三號)の一部を次の
 ように改正する。
 第三條第五項中第六號を第七號とし、第五號を第六號とし、第五號として
 次の一號を加える。
 五、昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する
 永小作權の目的となつてゐる農地
 第十五條、改正附則
 第四十條の二第四項中第五號を第七號とし、第四號を第六號とし、第三號
 を第九號とし、第二號を第三號とし、第二號及び第四號として次の二號を
 加える。
 二、昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定す
 る永小作權の目的となつてゐる牧野
 四、市町村、財區区又は農業協同組合以外のもの所有に關し、共同利用
 の目的に供してゐる牧野
 第四十一條第四項中「土地」を「土地、權利又は立木、工作物その他の物
 件」に改める。
 第四十四條中「第二十八條第三項(同條第五項)において準用する場合を含む。
 七。若しくは第四十一條」を「第二十八條第三項(同條第五項、第二十九條第
 二項及び第四十一條第四項)において準用する場合を含む。」第四十一條若しく
 は第四十一條の三」に、「又は第二十八條第一項(同條第五項)及び第四十一條第

四項において準用する場合を含む。の規定による買取をする場合を「若しくは、第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取をする場合又は第四十條の六第一項の規定により権利を消滅させる場合に改める。

第四十四條の二中「及び第四十一條第四項」を「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に改める。
第四十四條の三中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に改め、同條第二項中「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「第二十九條第二項」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の規定により政令を定めるときは、その政令は、昭和二十二年三月三十一日から、これを適用する。
第四十四條の四中「同條第五項及び第四十一條第四項」を「同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項」に改め、同條第二項中「第二十九條第二項及び第四十一條第四項」を「第二十九條第二項」に改め、同條に次の一項を加える。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「第三十七條第二項において準用する場合を含む。」を加え、同條第二号中「当該官吏」を「当該官吏更員」に改める。
第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第二号又は第四号」に改める。

附則第六條中「第四十四條の二及び」を「第四十四條の二乃至」に改める。
附則第六條中「第四十四條の二及び」を「第四十四條の二乃至」に改める。
附則第六條中「第四十四條の二及び」を「第四十四條の二乃至」に改める。
附則第六條中「第四十四條の二及び」を「第四十四條の二乃至」に改める。

13

14

第五條中「市町村長及部長」を「市町村農地委員会（当該土地ノ所在地ニ農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル地区農地委員会ノアルトキハ当該地区農地委員会以下同ジ）及市町村長に改める。
第八條第三項中「市町村長及部長」を「市町村農地委員会及市町村長」に改める。
第九條ノ二 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前當該争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員会ヲシテ調停ヲ為サシムルコトヲ要ス但シ当該争議ニ付既ニ市町村農地委員会ノ勸解ヲ経タル場合其ノ他争議ノ実情ニ鑑ミ市町村農地委員会ノ勸解ヲ不適當ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何時ニテモ」に改める。
第十七條中「市町村長又ハ部長」を「市町村農地委員会又ハ市町村長」に改める。
第十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ部長」を「第十七條ノ市町村農地委員会又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノ二とする。
第十八條 裁判所調停ヲ為サントスルトキハ小作官又ハ小作主事ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス
第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。
第二十九條第一項中「調停ニ適當ナル者」を「都道府県農地委員会ノ推薦シタル者其ノ他調停ニ適當ナル者」に改める。
第四十三條中「市町村長及部長」を「市町村農地委員会及市町村長」に改める。
第六條 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正す。
第十九條第八号ノ二中「取得ノ」を削る。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、施行する。
第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する同條第四項の土地又は建物に関する契約で当該契約に係る権利の設定又は移転に関する登記及び当該土地又は建物の引渡（民法（明治二十九年法律第八十九號）第八十八條及び第九十四條に規定する引渡を除く。）のいずれもが完了していないものについても、これを適用する。

第三條 第九條ノ二の規定は、この法律施行の際農地又は放牧地につき現に存する水小作権（民法施行法（明治三十一年法律第十一號）第四十七條に規定する水小作権を除く。）についても、これを適用する。
2 前項に規定する水小作権でこの法律施行後一箇年以内その存続期間が満了するものは、これをこの法律施行後一箇年なお存続するものとする。この場合においては、民法第二百七十八條第一項後段の規定は、これを適用しない。
第四條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員たる者は、この法律により改正された農地調整法の規定により選挙又は選任されたものとみなす。
第五條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百五十六號）附則第二項又は第三項の規定により選挙され又は五選された市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の任期満了に伴う選挙の期日は、農林大臣が定める。
第六條 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三十五號）附則第四條の規定により修正された選挙人名簿及び同令附則第五條の規定により調整された補充選挙人名簿は、第十五條ノ五の規定により調整された選挙人名簿とみなし、昭和二十五年三月四日まで補充置くものとする。
2 この法律施行後昭和二十五年三月四日まで行われる市町村農地委員会の委員の選挙は前項に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿により行う。
3 昭和二十三年においては改正後の第十四條ノ五の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調整しない。
第七條 この法律施行の際改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他の行為は、これらの規定に相当するこの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他の行為とみなす。
第八條 市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の選挙でこの法律施行前に選挙の期日の告示があつたものについては、前條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
第九條 政府は、昭和二十四年一月一日以後あらたに自作農調整特別措置法第三條第一項又は第四十條の二第一項に該当するようになった農地又は牧野をこれらの規定により買取することができる。

2 政府は、自作農調整特別措置法第三條第五項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第十五條並びに第四十條の二第四項第一号、第三号及び第五号から第七号までの規定による買取については昭和二十四年一月一日以後、同法第三條第一項第五項第四号並びに第四十條の二第一項第四項第二号及び第四号の規定による買取については同年七月一日以後は、これを行ふことができなない。
3 自作農調整特別措置法第三條、第十五條又は第四十條の二の規定による農地、牧野その他の物件又は権利の買取に関する処分に関連して提起された訴訟の判決により当該処分が無効が確認され又は当該処分が取消され若しくは変更された場合において、当該処分をしたときにおいて当該物件又は権利が同法第三條、第十五條又は第四十條の二の規定により買取することができるときは、前項の規定にかかわらず判決の確定の後三月以内に限り、これを買取することができる。
なお法務省民事局の法律案に対する修正希望は左の通りである。
一 自作農調整特別措置法第三條第五号を次のように修正すること。
五 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する水小作権の目的となつていた農地（同日以後過法に自作地となつた農地を除く。）
二 同法第四十條の二第四項第二号及び第四号を次のように修正すること。
二 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條に規定する水小作権の目的となつていた牧野（同日以後過法に自作牧野となつた牧野を除く。）
三 附則第九條第三項を次のように修正すること。
自作農調整特別措置法第三條、第十五條又は第四十條の二の規定による農地、牧野その他の物件又は権利の買取に関する処分に関連して訴訟が提起された場合には、前項の規定は、当該訴訟の判決が確定した後（当該判決が前項の期日前に確定したときは、その期日の後）三月内は、当該物件又は権利に関しては、これを適用しない。

【資料九】 市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特例に關する法律案

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に關する特例に關する法律
第一條 この法律は、市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙又は改選の請求で昭和二十五年三月三十一日までに行われるものに関する特例を定めることを目的とする。
第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百五十六号）附則第四項の規定により都道府県知事の定めた時期に調整された選挙人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三十五号）附則第五項の規定により調整された補充選挙人名簿は、昭和二十五年三月三十一日まで補え置くものとする。
第三條 市町村の選挙管理委員会は、農地調整法昭和二十三年法律第六十七号（第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により昭和二十三年十二月二十日現在において選挙権を有する者で前條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿に記載されていないものがあるときは、その者につき、農地調整法第十五條ノ三第三項各号の区分に従い、補充選挙人名簿を調整しなければならない。
第四條 前項に規定する者が、前條に規定する選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載され、且つ、昭和二十三年十二月二十日現在において農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により選挙権を有する者の同属の親族又はその配偶者である場合には、前項の規定により調整する補充選挙人名簿に記載されるその者の区分は、その者の同属の親族又はその配偶者で前條に規定する選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載されているものの当該名簿における農地調整法第十五條ノ三第三項各号の区分とする。
第五條 第一項の規定により調整する補充選挙人名簿の調査、確定、異議の申立及び決定並びに訴訟の提起及び裁決に關する期日及び期間等は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

【資料十】

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙特例に關する法律案提案理由説明

農地改革は順調に進捗いたしましたし、すでに農地の買収も一八〇万町歩、売渡も一五〇万町歩に達し、予定通り本年末を以て一段落致すことになりました。農地改革の成功は、いまでもなくポツダム宣言に基く我國民主化の基本方針を忠実に果たしたというばかりでなく日本農業のガソリンと考えられていた農地制度を徹底的に改革して農業経営を順当に発展させるための基礎をつくつた意味で日本農業の将来に対しても大なる意義を有するものでありまして、誠に喜びにたえないところであります。
さて農地改革の推進に懸命の努力を捧げました農地委員の任期も近々終了致すことになりました。即ち市の委員は本年十二月下旬に、県の委員は、明年二月下旬に任期終了し、総選挙を致すことになるのであります。ところが現行法の地主、自作、小作という階級区分に従つて新しく選挙人名簿を作成すると致しますと、事務的に買収令書や売渡通知書の交付ができており、過渡期にありまされたに所有権が旧地主にあるか新自作にあるかという点について疑問の場合が少なからずあります。更にそれを押して新たに名簿を作成致しましたも、農地改革後においては自作が八十%乃至九十%にも及び地主、自作が各々五%前後を占めるにすぎない状況となりますので現在の地主、自作、小作をという階級別委員の定数が農地の実情に合わないことは当然であります。この二つの理由によつて本年は新たに選挙人名簿を作成せず、単に補充選挙人名簿の作成に止る現在の選挙人名簿及び補充選挙人名簿を照査して、旧階級によつて選挙をすることに致したいのであります。なほかかる措置は暫定的でありましてできるだけ早い機会に、農地委員会の構成を全面的に改めるために農地調整法の改正法律案を国会に提出いたすつもりであります。改つて新委員の任期も昭和二十五年三月三十一日までと短縮いたしましたのであります。提案がなされて誠に申訳ない次第であります。何卒御審議の上速に可決あらんことを御願いいたします。

【資料十一】

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に關する特例に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
農地調整法により市町村農地委員は本年十二月中旬、都道府県農地委員は明年二月下旬にそれぞれ任期終了となるが、農地改革進捗の現段階においては事務上の処理を不可能ならしめる。そこでとりあえず現在の選挙人名簿並びに補充選挙人名簿により新しく委員を選挙し、その任期を昭和二十五年三月三十一日までとして、農地改革の目的を達成せしめるといふのである。
二、議案の修正議決の理由
農地改革は、民主化途上のわが國至上の使命であり、なお解決の事項を残す際、農地委員の任期終了を迎えるに至つたのであるが、これを中断せしめることはできない。よつてそのための措置は当然必要である。
しかるにこれが委員の構成は、自作、小作、地主の区分によつて行つたが、これは農地の実情に合わず、そこで任期終了により旧階級区分による新委員の選挙は不可とし、又第二次農地改革は不徹底であるとの二底流あるに鑑み、この兩者を折衷して一團現農地委員の任期を昭和二十四年六月三十日まで延長するといふ修正にとり、又題名中「選挙」を「任期等」に改め、これを別紙の上うに修正すべきものと議決した次第である。
昭和二十三年十一月三十日
農林委員長 坂本 実
衆議院議長 松岡 駒吉 殿

(別 紙)

第一條を次のように改める。
第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。
第二條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に改める。
第三條を削り、第四條を第三條とし、同條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に、「前條」を「前條」に改める。
第五條を削り、第六條を第四條とする。

【資料十二】

審査報告書

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特別に關する法律案
右案一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。
昭和二十三年十一月三十日
農林委員長 梶 見 義 男
参議院議長 松 平 恒 雄 殿

多数意見者署名

- 藤野 繁 雄 梶 川 宗 敬 赤 沢 興 仁
- 加 賀 操 石 川 準 吉 國 井 淳 一
- 岡 村 文 四 郎 大 島 農 夫 雄 羽 生 三 七
- 星 一 池 田 宇 右 衛 門 平 沼 彌 太 郎

一、委員会の決定の理由

本法案(政府提出原案)は、昭和二十五年三月三十一日までに行われる農地委員会委員の選挙及び「リコール」の特例に関するものである。即ち現在の市町村農地委員は、概ね本年十二月下旬に、都道府県農地委員は概ね明年二月下旬にそれぞれ任期満了するため、新たに総選挙を行わねばならないが、その選挙に用いられる選挙人名簿及び選挙等に関する、(一)現行の選挙人名簿(昭和二十一年九月一日現在により作成)及び、補充選挙人名簿(昭和二十三年三月一日現在により作成)を昭和二十五年三月三十一日まで延長すること、(二)昭和二十五年三月三十一日現在で補充選挙人名簿を作成すること、(三)昭和二十五年三月三十一日に行われる選挙及び「リコール」は、選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載された階層(地主、自作、小作別)で行うこと、(四)次の総選挙の期日は農林大臣が定めること、(五)新委員の任期は昭和二十五年三月三十一日までとする、等を規定したものである。しか

【資料十三】

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する法律

第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。
第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第四條の規定により都道府県知事の定めたる時期に調整された選挙人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第五條の規定により調整された補充選挙人名簿は昭和二十四年六月三十日まで換え置くものとする。
第三條 この法律施行後昭和二十四年六月三十日までに行われる市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の選挙又は改選の請求は、前條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿により行う。
第四條 この法律の施行に關し必要な事項は政令で定める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

して委員会においては、農地改革の實行に伴ひ生じた農村構造の現実と余りにもかけはなれた選挙人名簿を利用しての選挙については、多くの考慮すべき問題があるため、政府提出の原案可決については相当の難点があつたが、たまたま参議院において次のように修正議決の上、本院に送付した。(一)題名中「選挙」を「任期等」に改める。(二)第一條を次のように改める。
第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。
(三)第二條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に改める。(四)第三條を削り、第四條を第三條とし、同條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に、「前條」を「前條」に改める。(五)第五條を削り、第六條を第四條とする。
しかして右の修正案は、本委員会の意向とも全く軌を一にし、この修正案程度のものであれば、差別的措置の立法としては必要やむを得ざるものと認め、委員会は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定した。
二、事件の利害得失
農地改革途上における現状においては、現在の階層別選出の委員制度は種々のやむを得ない。従つて本案の如く決定することが最も機宜に即したものと認められる。
三、費用
本法施行については、別に費用を必要としない。

才十二條のニ才三項の次に次の一項を加える。

才一項又は才二項の規定による地役権の設定は、その登記がなされても、

当該承役地が電線路の施設の用に供されたる限り、その承役地の

所有権を取得した者に対抗することができず。

起案	昭和	年	月	日	接受	昭和	年	月	日
					起案マデ				
					ノ日數				
						決判	月	日	
						施行	月	日	

農 商 省

事務官

第十五号ノ十六 都道府縣送奉管理委員会特ニ必要アリト認めんとシ

（一）都道府縣農林委員会ノ委員ノ選任ノ用票ニテ該ノ事ニ付テ得

前項ノ事ニ付、選定ノ前項ノ場合ニテ之ヲ準用ス

此ノ事ニ付、都道府縣農林委員会ノ委員ノ選任ノ用票ニテ該ノ事ニ付テ得
 前項ノ事ニ付、選定ノ前項ノ場合ニテ之ヲ準用ス
 此ノ事ニ付、都道府縣農林委員会ノ委員ノ選任ノ用票ニテ該ノ事ニ付テ得
 前項ノ事ニ付、選定ノ前項ノ場合ニテ之ヲ準用ス

一、二、三、

ノ十五條ノ二項ノ各号ノ区分ノ一ニ属シ市町村農商委員会ノ委員
ノ定数ニ付テハ

（東京六二）

第5條

第十五條ノ十九

② 第十五條ノ二項ノ各号ノ区分ノ一ニ属シ市町村農商委員会ノ委員
ノ定数ノ中ニ一ノ現定ニ依リて選出スル委員ノ定数ニ付テハ

ノ一選出スル委員ノ定数ノ中ニ一ノ現定ニ依リて選出スル委員ノ定数ニ付テハ
市町村農商委員会ノ委員ノ

選出スル委員ノ定数ノ中ニ一ノ現定ニ依リて選出スル委員ノ定数ニ付テハ
市町村農商委員会ノ委員ノ

選出スル委員ノ定数ノ中ニ一ノ現定ニ依リて選出スル委員ノ定数ニ付テハ
市町村農商委員会ノ委員ノ

当該区分ニ属スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定定ニ依リ

市町村農商委員会ノ委員ノ定数ニ付テハ

ニトヲ得

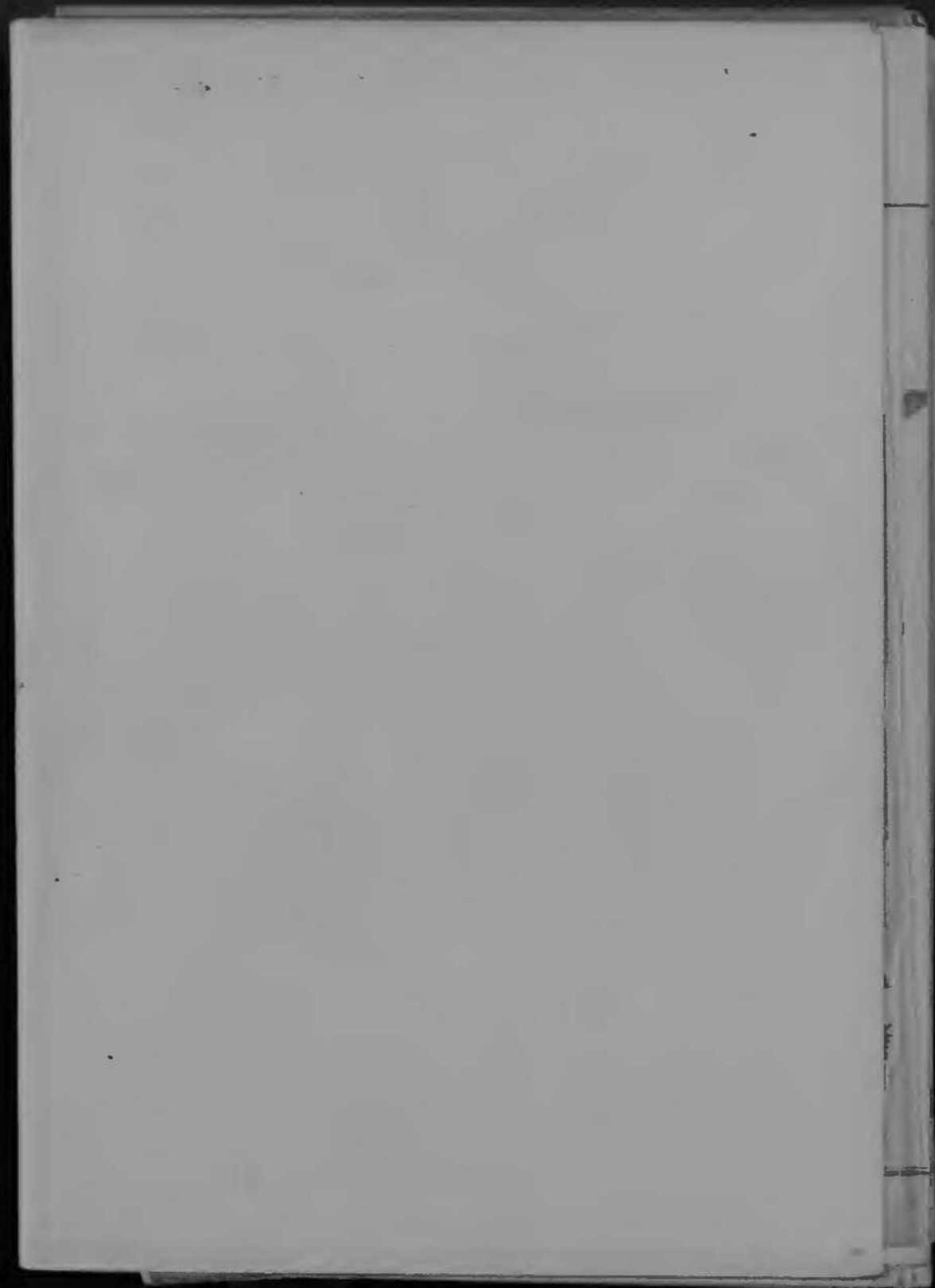
農林省

[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

昭和二十四年三月五日印刷
昭和二十四年三月十日發行

農林省農地部

印刷者 東京都中央区新富町一丁目五番地 石 博
印刷所 東京都中央区新富町一丁目五番地 統計印刷株式会社
電話業地 (55) 二六二六番
九五六番



附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。但し、

第一条中、^{農地調整法}第十九条第三項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から、^{市町村農地委員会及び都道府県農地委員会}の委員の選挙に関する規定^{同法の改正}に準じて、昭和二十四年七月一日から施行する。

~~市町村農地委員会の委員の選挙に関する規定は、昭和二十四年七月一日から施行する。~~

~~第十五条の規定の適用に必要と認められる第一条中、第十五条、三、第十五条、五及び第十五条、五の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。~~

この法律

附 則

この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会の委員の総選挙の日の必要と認められる市町村農地委員会委員選挙人名簿の調整、縦覧、修正の申立及び決定、決定に対する本府及本府研究定に必要と認められる第十五条、三、第十五条、三、第十五条、五及び第十五条、六の改正規定を除去する。

裏面白紙

附 則

この法律は、公布の日から起算して、
 第一条中、^{（改正）}第九條第三項の改正規定は、昭和
 二十六年一月一日から、選挙に関する規定は、^{（改正）}
 規定を除くは、昭和二十四年七月一日から施行
 する。
 第十五條の規定の適用は、^{（改正）}必要各規定に於て、
 一条中、第十五條、二、^{（改正）}第十五條ノ三及ハ第十五條ノ上、現
 定は、公布の日から^{（改正）}施行する。

この法律

附 則

^{（改正）}
 第十五條ノ五、^{（改正）}同條ノ改正は、^{（改正）}昭和二十五年
 十一月一日から施行する。又、^{（改正）}同條ノ三、^{（改正）}同條ノ二、^{（改正）}
 第十五條ノ四、^{（改正）}同條ノ改正は、^{（改正）}昭和二十五年
 七月一日から施行する。

裏面白紙

農地調整法の一部を改正する等の
法律案

昭和二十四年四月十一日
農林省

法律ヲ 号

才一條 農地調整法（昭和十三年法律才六十七号）の一部を次の

ように改正する。

才四條才一項^中「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同ジ」
を加え、同條才二項中「前項」を「才一項」に改め、才一項の次に
次の二項を加ふる。

前項ノ許可又ハ承認ハ左ニ掲グル場合ニハ之ヲ行フコトヲ
得ズ

- 一 前項ニ掲グル権利（耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的
トセサル権利）ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジニテ取得セント
スル者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者若クハ當該
権利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ自ラ耕作
又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノト認め得ザル場合

二 前項ニ掲グル権利ヲ取得セントスル者が當該権利ヲ取
得スルコトニ因リ其ノ者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶
者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ノ面
積ノ合計が自作農創設特別措置法才三條才一項才三
号ノ面積（同條才三項ノ規定ニ依リ當該区域ニ付定
メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積）ガアルトキハ其
ノ面積ノヲ超ユル場合又ハ此等ノ者ノ所有シ若ハ耕作
若ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、採草地若ハ放牧地ノ面積
ノ合計が同法才四十條のニ才一項才三号ノ面積（同條才
二項ニ於テ準用スル同法才三條才三項ノ規定ニ依リ
當該区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積）ガア
ルトキハ其ノ面積ノヲ超ユル場合但シ市町村農地委員会
が都道府縣知事ノ認可ヲ受ケテ當該権利ヲ取得セントス

ル者ノ管ハ耕作又ハ養畜ノ業ヲ適正ト認メタル場合ヲ除ク
三 前項ニ掲グル権利ヲ取得セントスル者が当該権利ヲ取得
スルモ其ノ者又ハ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ耕作又ハ養
畜ノ業ヲ供スル農地・採草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ
北海道ニ在リテハ二町歩、郡・府・縣ニ在リテハ三反歩
ヲ基準トシテ郡道府縣知事ノ定メタル面積ニ達セサル
場合但シ市町村農地委員会ガ郡道府縣知事ノ認可ヲ
受ケタル場合ヲ除ク

四 農地・採草地又ハ放牧地ニ付耕作又ハ養畜ノ業ヲ供ス
ルコトヲ目的トシテ設定セラレタル地上権・永小作権・賃借
権又ハ使用賃借ニ依ル権利ヲ有スル者が当該土地ヲ轉
賃セントスル場合但シ轉賃セントスル者ノ疾病ニ因リテ自ら
耕作・採草又ハ放牧スルコト能ハサル爲其ノ他特別ノ事由

(二)
2

ニ因リテ一時轉賃セントスル場合ヲ除ク
五 其ノ他前項ニ掲グル権利ヲ取得セントスル者が当該権利ノ
目的タル農地・採草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ養畜ノ業ヲ
ニ供スルコトニ因リ当該土地ニ付テノ農業生産ノ低下ヲ未ス
コト明ナル場合

郡道府縣知事ノ一項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ同項ニ
掲グル権利ヲ取得セントスル者が耕作以外ノ用ニ供スル爲五千坪
ヲ超ユル面積ノ農地ニ付同項ニ掲グル権利ヲ取得セントスルト
キハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ
ホ四條にホ六項として次ノ一項を加ふる。
ホ一項及前二項ノ規定ハ自作農創設特別措置法ホ二十九條
ホ二項ニ於テ準用スル同法ホ十六條ノ規定又ハ同法ホ四十一
條ホ一項ノ規定ニ依リ政府ノ賣渡シタル土地ハホ一項ノ土地ヲ除
ク又ハ建物ニ付テヲ準用ス

オ五條オ三号中「農地」を「前條オ一項又ハオ六項ニ規定スル土地又ハ建物」に改り。

オ六條オ二項中「前項」を「オ一項」に改め、同條オ一項の次に次の一項を加える。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ当該許可ニ係ル農地ノ面積ガ五千坪ヲ超ユルトキ(同一ノ事業ノ目的ニ供セラルル農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超ユル場合ヲ含ム)ハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

オ六條にオ四項として次の一項を加える。
オ一項及前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法オ四十一條オ一項ノ規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ採草 若ハ家畜ノ放牧又ハ農地ノ開墾若ハ農地ノ開墾ニ伴フ土地ノ利用以外ノ目的ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

(三)

オ九條オ二項中「期間満了前六月乃至一年以内」の下に「(貸付人ノ疾病ニ因リテ自ら耕作スルコト能ハサル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時貸付借ヲ爲シタルト明ナル場合ハ)期間満了前一月乃至六月内」を加え、同項但書を削り、同條オ三項に次の但書を加える。
但シ貸付借ノ解約ガ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

オ九條にオ七項として次の一項を加える。

農地ノ貸付借ニ附シタル解除條件又ハ不確定期限ハ之ヲ定メサルモノト看做ス

オ九條ノ二オ二項中「オ九條ノ三各号」を「オ九條ノ三オ一項各号」に改り、**「同時」を「同時」に改め、**

オ九條ノ三に次の一項を加える。
前項但書^(規定)ニ依ル許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農

也 委員会ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

オ九條ノ四オ一項中「前條各号」を「前條オ一項各号」に改める。

オ九條ノ五オ一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知

事」に、「オ九條ノ三各号」を「オ九條ノ三 第一項各号」に改める。

オ九條ノ六を次のように改める。

オ九條ノ六 削除

オ十四條ノ二オ二項として次の一項を加ふる。

小作調停法並バオ十條乃至オ十二條及 捕 獲 係ノ規定ハ薪炭

林ノ採草地又ハ放牧地ノ貸借借其ノ他其ノ使用収益ヲ目的

トスル契約ニ付之ヲ準用ス。但シ此等ノ規定中「小作官又ハ小

作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産ノ事

務」ニ従事スル都道府縣ノ吏員ニシテ都道府縣知事ノ指定

スルモノトス

(四)

オ十五條オ二項オ二号中「農地関係」を「農地関係等」に改

めり。

オ十五條ノ二オ二項中「オ八項」を「オ十三項」に改め、同條

オ三項を次のように改める。

委員ハ左ノ各号ノ区分ノ一ニ屬シ被選挙権ヲ有スル者ニ就キ

当該区分ニ屬シ選挙権ヲ有スル者ノ選挙シタル者ヲ以テ之

ニ充ツ

一 北海道ニ在リテハ五反歩、都府縣ニ在リテハ二反歩ヲ超ユル面積

ノ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ営ム者

二 前号ニ掲グル面積ヲ超ユル面積ノ小作地ヲ所有スル者

三 耕作ノ業務ヲ営ム者又ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二号ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有シ且小作地ニ付耕作ノ業務

ヲ営ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ耕作ノ業務ノ目

的ニ供スル小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各号ノ区分ヲ定ム

第十五條、ニ第五項に次の後段を加える。

小作地ヲ所有スル者、同居、親族若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル小作地ニ付亦同じ

第十五條、ニ第五項の次に次の二項を加える。

前三項ニ於テ小作地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、地上權、永小作權又ハ質權ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ営ム者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ガ有スル項ニ掲ケル權利ハ之ヲ当該耕作ノ業務ヲ営ム者ノ有スルモノト看做ス

第十四條、ニ第八項の次に次の二項を加える。

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル面積ナル

農地ニ在リテハ当該面積(市町村農地委員会当該地指ヲ以テ若シテ不相当ト認め別段ノ面積ヲ定ムルトモハ其ノ面積)、土地台帳ニ登録セラレタル面積トキ農地

(五)

ニ在リテハ市町村農地委員会ノ定ムル面積トス

第三項各号ノ区分ハ選挙權又ハ被選挙權ヲ有スル者ノ登録セラレタル第十

五條ノ五ノ規定ニ依リ調製セラレタル選挙人名簿ノ区分ニ依ル但シ選挙人名簿ニ

登録セラレザル者ニシテ選挙人名簿ニ登録セラレベキモノノ被選挙權ノ区分ニ付テハ

当該選挙人名簿調製ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選挙人名簿ニ登録セラレザル者ニシテ

選挙人名簿ニ登録セラレベキ者ニ對シテ所付スル者ノ選挙權ノ区分ニ付亦同じ

第十五條、ニ第十一項の次に次の二項を加える。

第三項ノ規定ニ依リ選挙セラレベキ委員ノ定數ハ同項第一号ノ区分ニ屬スル者ニ在リテハ二人、同項第二号ノ区分ニ屬スル者ニ在リテハ二人、同項第三号ノ区分ニ屬スル者ニ在リテハ六人トス

第十五條、ニ第十二項の後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ同項各号ノ区分ニ屬スル者ニ付増加スベキ委員ノ定數ノ比率ハ前項ニ規定スル委員ノ定數ノ比率ニ等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員ノ定數ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條之三第一項中「同居、親族若、其配偶者」の下に「ニシテ年齢二十歳以上ノモノ」を、同項に次、但書を加え、同條第二項中「第四項」を「第五項及第九項」に改める。

但シ農地ヲ所有セズ且市町村農地ヲ委員會ニ報告セザル者令、定ル所ニ依リ耕作、業務ニ常時從事セザル者ト認メ、此ノ限ニ在ラズ

第十五條、四、八、ハ、ニ、改める。

第十五條、四、市町村農地委員會ノ委員、選挙ニ関スル事務ハ市町村、選挙管理委員會之ヲ管理ス

第十五條、五、市町村、選挙管理委員會ハ命令、定ル所ニ依リ申請ニ基キ

毎年十二月一日現在ニ依リ、其、選挙資格ヲ調査シ第十五條ノ第三項各号、ニシテ、市町村農地委員會委員選挙人名簿ヲ調製スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若、遺漏アルトキハ市町村、選挙管理委員會ハ職權ヲ以テ選挙人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得

(六)

選挙人、年齢ハ選挙人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

選挙人名簿ニハ選挙人ノ姓名、住所及生年月日並ニ其、若、所有シテハ耕作、業務ヲ営ム小作地ハ第十五條ノ第三項ニ於テ準用スル第十五條ノ第二項、規定ニ依リ、其、若、所有スル農地ト看做サレシ農地ヲ含シ、面積等ヲ記載スベシ

但シ第十五條ノ三第一項ニ規定スル同居、親族又、其、配偶者タル選挙人ニ付テハ、氏名及生年月日等記載スルコトヲ得

第十五條ノ三第六項及第九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條、六、委員候補者ハ各投票区ニ於テ自己ノ登載セラレタル選挙人名簿ニ登載セラレタル者、中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人タル者一人ヲ定メ

選挙ノ期日前ニ日選ニ投票管理者ニ之ヲ届出アルコトヲ得、但、同一人ヲ届出アルコトヲ得ズ

前項ノ届出アリタル者ハ委員候補者死シ又ハ委員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ、其、若、届出ニ係ル者ヲ除ク以下同シ第十五條ノ三第三項各号ノ区分ニ付二人ヲ

其、若、以テ投票立会人トシテ二人ヲ超スルハ当該区分ニ付テハ、超エタルトキハ、該区分ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立会人二人ヲ互選スベシ

第十五條之三第三項各号、正分ニ付投票立会人二人ニ達セザルトキ若ハ二人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ参会スルモノ投票所ヲ用クベキ時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理若ハ当該投票所ニ於ケル当該正分ノ選挙人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立会ハシムベシ但シ委員ノ選挙ヲ行ハサル正分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項ノ規定ハ投票立会人ニ付テ之ヲ準用ス

第十五條ノ七 衆議院議員選挙法第二條 第十三條乃至第十七條 第四百十一條及第四百十六條並ニ衆議院議員選挙法中改正法律(昭和二十一年法律第四十二号)附則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員会、委員ノ選挙ニ付テ之ヲ準用ス但シ衆議院議員選挙法第十三條^(第一項)中十一月五日トアルハ次年ノ一月ニシテ同日第十五條第一項中十二月二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ

(七)

十二月十九日トアルハ次年ノ三月四日トス

第十五條ノ八 地方自治法第十七條 第十九條第四項、第二十條 第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第二十九條 第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條 第三十四條 第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條 第五十三條第一項乃至第三項、第五十條乃至第六十一條 第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項、第七項第八項、第六十七

甲

第五十六條第三項中「事由ハ第六十條第一項ノ期限前に至リた場合において前條第一項但書ノ得票者ニシテ第六十五條第十項ノ規定ヲ適用を受ケた得票者ハあるとき、又は其ノ期限経過後に生じた場合において前條第五項若しくは第六十五條第十項ノ規定ヲ適用を受ケた得票者があるときトアルハ事由が生じた場合において前條第一項但書ノ得票者があるときトシト

第十五條之三第三項各号、正分ニ付投票立会人二人ニ達セザルトキ若ハ二人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立会人ニシテ参会スルモノ投票所ヲ用クベキ時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理若ハ当該投票正ニ於ケル当該正分ノ選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立会ハシムベシ但シ委員ノ選挙ヲ行ハサル正分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十項ノ規定ハ投票立会人ニ付テハ準用ス

第十五條ノ七 衆議院議員選挙法第二條、第十三條乃至第十七條、第四百一條及第四百四十六條並ニ衆議院議員選挙法中改正法律(昭和二十一年法律第四十二号)附則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員会、委員ノ選挙ニ付テハ準用ス、但シ衆議院議員選挙法第十三條中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ

(七)

十二月十九日トアルハ次年ノ三月四日トス

第十五條ノ八 地方自治法第十七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項、第五十四條、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條ノ規定ハ普通地方公共団体、長及郡道庁縣、議會、議員ノ選挙ニ関スル部分ヲ除キ、外市町村農地委員会、委員ノ選挙ニ付テハ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條ノ規定トアルハ」農地調整法第十五條ノ六ノ規定トシ、第六十條第三項中「第九十二條若シキハ第四百一條トアルハ」農地調整法第十五條、第二十一條、第六十二條第一項中「選挙を行ハズ

選挙を定むるに足りず又は選挙を行わぬに当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えらるに至らざる限り、第六十三條第一項中「選挙を行わぬに当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えらるに至らざる限り」を「市町村農地委員会、都道府県知事の承認を得たときを除く」と、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体^{六四}の議会の議員に欠員を生じた場合」とアルハ「市町村農地委員会の委員に欠員を生じた場合」と、当選人とならぬか、た者があるとき、又日この期限経過後にこれら

の事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けに得票者で当選人とならぬか、た者があるときは、トアルハ「当選人とならぬか、た者があるとき」と、第六十二條第一項中「第十章及び第十二章並びに第四百十條第二項トアルハ」第十章及び第四百十條第二項トス
 第十五條ノ九を第十五條ノ二十五とし、第十五條ノ十を削る。
 第十五條ノ十五第二項第二号中「農地関係等」を「農地関係等」に改め、同條を第十五條ノ九とする。

第十五條ノ十六を第十五條ノ十七とする。
 第十五條ノ十一を以下のように改め、
 第十五條ノ十一 市町村農地委員会、委員(第十五條ノ二第十三項、規定に依り選任せられたる委員を除く)は、当該市町村農地委員会、設置せられたる市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員会、委員、選挙権ヲ有ス市町村農地委員会、委員、被選挙権ヲ有スル者ハ、当該市町村農地委員会、設置セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員会、委員、被選挙権ヲ有ス

第十五條ノ十二を第十五條ノ二十三とする。

第十五條ノ十一の次に次ハ一條を加ふる。

第十五條ノ十二 都道府縣農地委員会ノ委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙人
前項ノ選挙区ハ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ省令ノ定ル所ニ依リ都道
府縣ノ選挙管理委員会之ヲ定ム

都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於テハ選挙人ノ所属ノ選挙区ハ選挙人ノ
住所ノアル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十三ノ次に次ハ一條を加ふる。

第十五條ノ十三 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ関スル事務ハ都道府縣ノ
選挙管理委員会之ヲ管理ス

第十五條ノ十四第二項を次ノ如クに改メ、同條を第十五條ノ二十三とする。
主務大臣ハ中央農地委員会ノ請求ニ因リ都道府縣農地委員会ノ解散ヲ命ズ
ルコトヲ得

第十五條ノ十三ノ次に次ハ三條を加ふる。

第十五條ノ十四 都道府縣ノ選挙管理委員会ハ都道府縣農地委員会ノ委員ノ
選挙ヲ行フ場合ニ於テ都道府縣農地委員会委員選挙人名簿ヲ第十五
條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ從ヒ各選挙区毎ニ
調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ関係人ノ縦覧ニ供スベシ

前項ノ選挙人名簿ニハ氏名及住所、若シテ市町村農地委員会ノ名稱等ヲ
記載スベシ

地方自治法第二十六條第一項第三項前段第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選
挙人名簿ニ付テ之ヲ準用ス

第十五條ノ十五 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ノ投票区ハ都道府縣ノ選挙
管理委員会ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票区ヲ設ケタルトキハ都道府縣ノ選挙管理委員会之ヲ告示スル
第十五條ノ十六 都道府縣ノ選挙管理委員会特ニ必要アリト認ムルトキハ都道府縣農
地委員会ノ委員ノ選挙ノ開票区ヲ設ケルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ十七を次のように改める。

第十五條ノ十七

第十五條ノ二第三項乃至第五項第十四項本文及第十五條ノ六ノ規定ハ都道府縣農地委員会ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十八第一項及第二項中「議決」の次に「(決定又は裁決ヲ含ム)」を加え

同條を第十五條ノ二八とし、第十五條ノ十九及び第十五條ノ二十中「第十五條ノ十五

を」第十五條ノ九に改め、第十五條ノ十九を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十を

第十五條ノ三十二とする。

第十五條ノ十七の次に次の三條を加える。

第十五條ノ十八 地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、

第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項、第

第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第

三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二

條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五

十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項、第三項乃至第六項、第五十九條乃至

第六十一條、第六十二條第一項、第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一

項乃至第四項第七項、第八項、第六十七條、第六十八條第二項、第三項、第六

十九條、第七十條、第七十二條第一項、第二項、第七十三條及第^{百三十八}條ノ規定ハ普通地方

公共團體、長及市町村、議會、議員、選挙ニ関スル部分ヲ除外シテ都道

府縣農地委員会、委員、選挙ニ付之ヲ準用ス。但シ地方自治法第四十條

及第四十七條中「第三十條ノ規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七において

甲

第五十六條第三項中「事由」が第六十條第一項ノ期限前に生じた場合において

前條第一項但書ノ得票者若しくは第六十五條第十一項ノ規定ヲ適用を受けた

得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項

若しくは第六十五條第十一項ノ規定ノ適用を受けた得票者があるときトアルハ

「事由が生じた場合において前條第一項但書ノ得票者があるとき」トアルハ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ十七を次のように改める。

第十五條ノ十七

第十五條ノ二第三項乃至第五項第十四項本文及第十

五條ノ六ノ規定ハ都道府縣農地委員会ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十八第一項及び第二項中「議決」ハ「決定又ハ裁決ヲ含ム」を加え

同條を第十五條ノ二十八とし、第十五條ノ十九及び第十五條ノ二十中「第十五條ノ十五

を」第十五條ノ九」に改め、第十五條ノ十九を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十を

第十五條ノ三十二とする。

第十五條ノ十七の次に次の三條を加える。

第十五條ノ十八 地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、

第二十七條第一項乃至第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項、

第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第

三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二

條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五

十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至

第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第

一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六

十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第^{百三十八}條ノ規定ハ普通地方

公共団体ノ長及市町村ノ議會、議員ノ選挙ニ關スル部分ヲ除外シテ都道府

府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條

及第四十七條中「第三十條ノ規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七において

準用スル第十五條ノ六ノ規定」トアルヲ、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第

百四十一條」アルハ「農地調整法第十五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙

を行わないう選挙人」を定めることハ「選挙又は更に選挙を行わないう選挙人

を定めしむるお選挙人」の不足数が第六十三條第一項に於て議員の欠員ノ数と通

じて当該選挙区における議員ノ定数（選挙区に於ては議員ノ定数）の六分

一を超えらるに至らざればトアリ、第六十三條第一項中「選挙を行わないう選挙

人を定めることか否か若しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその
欠員の数が前條第一項にいう当選人不足数と通じて当該選挙区における議
員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の五分一を超えに至ったときはトアル
ハ「選挙を行わないで当選人を定めることか否か」と(都道府県農地委員会の委
員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二
人以下である場合において都道府県の選挙管理委員会が主務大臣の承認を
得たときを除く)ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通
地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府県農地
委員会より委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又
はその期限経過後に二以上の事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十
五條第二項の規定の適用を受けた得票者が当選人とならなかつた者があるときは」トアルハ
「当選人とならなかつた者があるときは」ト、第七十二條第一項中「第七章及び第十一章
並びに第一百四十條第三項」トアルハ「第七章及び第一百四十條第三項」トス

才十五條、十九 才十五條、ニ才三項各号、五分、一ニ属シ市町村農地委員
会、委員、選挙権ヲ有スル者ハ当該区分ニ属シ市町村農地委員会、
委員、選挙権ヲ有スル者、二分、一以上、同意ヲ得テ同項、規定ニ
依リ選挙セラレタル市町村農地委員会、委員ニシテ当該区分ニ属ス
ルモノ、全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ市町村、選挙管理委
員会ニ請求スルコトヲ得

才十五條、ニ才三項各号、区分、一ニ属シ市町村農地委員会、委員、
、選挙権ヲ有スル者ハ才十五條、ニ才一項ニ規定スル選挙区毎ニ
当該区分ニ属シ其ノ者ト同一ノ選挙区ニ於テ市町村農地委員会、
委員、選挙権ヲ有スル者、二分、一以上、同意ヲ得テ才十五條、
十七ニ於テ準用スル才十五條、ニ才三項、規定ニ依リ当該選挙区
ニ於テ選挙セラレタル都道府縣農地委員会、委員ニシテ当該区分
ニ属スルモノ、全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣、選

選挙管理委員会ニ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ請求アリタルトキハ都道府縣ノ選挙管理委
員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ハ選滞ナク其ノ旨ヲ告示スルト共
都道府縣農地委員会又ハ市町村農地委員会ニ之ヲ通知スベシ
前項ノ告示アリタルトキハ才一項及才二項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ告
示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

才一項及才二項ノ規定ニ依ル委員ノ全員ノ解任ノ請求ハ此等ノ委員
ノ全員ノ選挙アリタル日より六月内ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ
才一項及才二項ノ選挙権ヲ有スル者トハ才十五條ノ五才一項ノ規定ニ
依リ調製セラレタル選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル
者トシ其ノ二分、一ノ数ハ都道府縣ノ選挙管理委員会又ハ市町村
ノ選挙管理委員会ニ於テ選挙人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ
才一項及才二項ノ規定ノ適用ニ付テ、丁百ノニ、丁百ノ一、

ノ登載セラレタル選挙人名簿ノ区分トス

衆議院議員選挙法ヲ二十九條取リテ三十條ヲ一項ノ規定ハ才一項

ノ同意又ハ請求ニ付テ之ヲ準用ス但シ才二十九條中「但シ選挙人名簿ニ登録セラレルベキ

所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムベシトアルハ」但シ確定判決ニ因リ選挙人名簿ニ登録セラレルベキ者

ハ此ノ限ニ在ラズトス

才十五條ノ二十 都道府縣ノ選挙管理委員会ハ本法ニ依リ市中

町村ノ選挙管理委員会ノ権限ニ属セシメタル事項ニ付市町村

ノ選挙管理委員会ヲ指揮監督ス

農林大臣及全國選挙管理委員会ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選

挙管理委員会ノ権限ニ属セシメタル事項ニ付都道府縣ノ選

挙管理委員会ヲ指揮監督ス

地方自治法才百五十一條才一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

才十五條ノ二十一を改メ「市町村農地委員会ノ委員、都道府縣農地委員会

ノ委員又ハ中央農地委員会ノ委員ハ相兼タルコトヲ得ズ

都道府縣農地委員会ノ委員ハ都道府縣ノ議会ノ議員ト相兼スルコ

トヲ得ズ

才十五條ノ二十三を改メ「才十五條ノ二十一ノ次ニ「條」ト加ヘ

才十五條ノ二十二を改メ「委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由アルトキハ都道府縣知事ハ才十五條ノ二十三項(才

十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ選任シタル

市町村農地委員会ノ委員又ハ都道府縣農地委員会ノ委員ヲ解任

スルコトヲ得

才十五條ノ二十四項本文(才十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)

ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ該委員トアルハ該委員ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

ノ過半

叙トス

地方自治法第九十三條ノ二項乃至九十四條ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之ヲ準用ス

オ十五條ノ二十三の次に次の一條を加える。

オ十五條ノ二十四 委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ関スル事件ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員会又ハ郡道府縣農地委員会ノ同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

オ十五條ノ二十五の次に次の二條を加える。

オ十五條ノ二十六 地方自治法百二十七條オ一項オ三項オ四項及オ百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員会又ハ郡道府縣農地委員会ノ委員ノ資格ノ有無ノ決定ニ付之ヲ準用ス

オ十五條ノ二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員会ノ処分ハオ十

四條ノ四又ハ農地調整法ノ一部を改正する法律（昭和二十二年法律二百四十七号）附則オ三條オ三項ニ規定スル裁定ヲ除クニ付シ不服アル者ハ処分ノアリタル日ヨリ二月内ニ郡道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

郡道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル訴願ニ付シ決定ヲ爲サントスルトキハ郡道府縣農地委員会ノ意見を聽クコトヲ要ス

オ十五條ノ二十八の次に次の一條を加える。

オ十五條ノ二十九 郡道府縣知事ハ農地関係等ノ調整ノため必要アルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員会ノ権限ニ屬セシメタル事項ヲ郡道府縣農地委員会ニ処理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ郡道府縣農地委員会ニ処理セシムル事項ニ関シテハ本法ニ依リ郡道府縣農地委員会ノ権限ニ屬

セシムル事項ハ郡道府縣知事之ヲ処理シ本法ニ依リ郡道府縣農地
委員会ニ付シテ爲スベキ所願ノ提起ハ郡道府縣知事ニ付シテ之ヲ
行フモノトス

オ十五條ノ三十二ノ次ニ次ノ一條を加ふる。

オ十五條ノ三十三 農地関係ノ調整ニ要スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ
負担ス但シ當事者ノ申出ニ依リ市町村農地委員会又ハ郡道府
縣農地委員会ガ小作関係・相隣関係其ノ他農地等ノ利用関係ニ
付行フ幹筋ニ要スル費用ハ市町村又ハ郡道府縣ノ負担トス
オ十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ郡道府縣知事」に「当該
官官吏」を「当該官吏吏員」に改めり。

オ十七條ノ二オ一項中「オ六項」を「オ十一項」に改めり。

オ十七條ノ五オ四号中「当該官吏」を「当該官吏吏員」に改めり。

オ二條 前條中農地調整法第四條ノ改正規定は、この法律施行ノ際現ニ存

する同條第六項ノ土地又は建物に關する契約で当該契約に係る權利
の設定又は移転に關する登記及び当該土地又は建物ノ引渡（民法（明治三十九
年法律第八十九号）第百八十三條及び第百八十四條に規定する引渡を除く。）のいふ
水が完了してしまふものについては、適用する。

第ニ條 第一條中農地調整法第九條（改正規定）は、
地の上ニ存する貸貸借に適用する。
（第二項、第三項又はオ七項）
（オ六項）
（オ七項）
（オ八項）
（オ九項）
（オ十項）
（オ十一項）
（オ十二項）
（オ十三項）
（オ十四項）
（オ十五項）
（オ十六項）
（オ十七項）
（オ十八項）
（オ十九項）
（オ二十項）
（オ二十一項）
（オ二十二項）
（オ二十三項）
（オ二十四項）
（オ二十五項）
（オ二十六項）
（オ二十七項）
（オ二十八項）
（オ二十九項）
（オ三十項）
（オ三十一項）
（オ三十二項）
（オ三十三項）
（オ三十四項）
（オ三十五項）
（オ三十六項）
（オ三十七項）
（オ三十八項）
（オ三十九項）
（オ四十項）
（オ四十一項）
（オ四十二項）
（オ四十三項）
（オ四十四項）
（オ四十五項）
（オ四十六項）
（オ四十七項）
（オ四十八項）
（オ四十九項）
（オ五十項）
（オ五十一項）
（オ五十二項）
（オ五十三項）
（オ五十四項）
（オ五十五項）
（オ五十六項）
（オ五十七項）
（オ五十八項）
（オ五十九項）
（オ六十項）
（オ六十一項）
（オ六十二項）
（オ六十三項）
（オ六十四項）
（オ六十五項）
（オ六十六項）
（オ六十七項）
（オ六十八項）
（オ六十九項）
（オ七十項）
（オ七十一項）
（オ七十二項）
（オ七十三項）
（オ七十四項）
（オ七十五項）
（オ七十六項）
（オ七十七項）
（オ七十八項）
（オ七十九項）
（オ八十項）
（オ八十一項）
（オ八十二項）
（オ八十三項）
（オ八十四項）
（オ八十五項）
（オ八十六項）
（オ八十七項）
（オ八十八項）
（オ八十九項）
（オ九十項）
（オ九十一項）
（オ九十二項）
（オ九十三項）
（オ九十四項）
（オ九十五項）
（オ九十六項）
（オ九十七項）
（オ九十八項）
（オ九十九項）
（オ百項）
（オ百一項）
（オ百二項）
（オ百三項）
（オ百四項）
（オ百五項）
（オ百六項）
（オ百七項）
（オ百八項）
（オ百九項）
（オ百十項）
（オ百十一項）
（オ百十二項）
（オ百十三項）
（オ百十四項）
（オ百十五項）
（オ百十六項）
（オ百十七項）
（オ百十八項）
（オ百十九項）
（オ百二十項）
（オ百二十一項）
（オ百二十二項）
（オ百二十三項）
（オ百二十四項）
（オ百二十五項）
（オ百二十六項）
（オ百二十七項）
（オ百二十八項）
（オ百二十九項）
（オ百三十項）
（オ百三十一項）
（オ百三十二項）
（オ百三十三項）
（オ百三十四項）
（オ百三十五項）
（オ百三十六項）
（オ百三十七項）
（オ百三十八項）
（オ百三十九項）
（オ百四十項）
（オ百四十一項）
（オ百四十二項）
（オ百四十三項）
（オ百四十四項）
（オ百四十五項）
（オ百四十六項）
（オ百四十七項）
（オ百四十八項）
（オ百四十九項）
（オ百五十項）
（オ百五十一項）
（オ百五十二項）
（オ百五十三項）
（オ百五十四項）
（オ百五十五項）
（オ百五十六項）
（オ百五十七項）
（オ百五十八項）
（オ百五十九項）
（オ百六十項）
（オ百六十一項）
（オ百六十二項）
（オ百六十三項）
（オ百六十四項）
（オ百六十五項）
（オ百六十六項）
（オ百六十七項）
（オ百六十八項）
（オ百六十九項）
（オ百七十項）
（オ百七十一項）
（オ百七十二項）
（オ百七十三項）
（オ百七十四項）
（オ百七十五項）
（オ百七十六項）
（オ百七十七項）
（オ百七十八項）
（オ百七十九項）
（オ百八十項）
（オ百八十一項）
（オ百八十二項）
（オ百八十三項）
（オ百八十四項）
（オ百八十五項）
（オ百八十六項）
（オ百八十七項）
（オ百八十八項）
（オ百八十九項）
（オ百九十項）
（オ百九十一項）
（オ百九十二項）
（オ百九十三項）
（オ百九十四項）
（オ百九十五項）
（オ百九十六項）
（オ百九十七項）
（オ百九十八項）
（オ百九十九項）
（オ百百項）
（オ百百一項）
（オ百百二項）
（オ百百三項）
（オ百百四項）
（オ百百五項）
（オ百百六項）
（オ百百七項）
（オ百百八項）
（オ百百九項）
（オ百百十項）
（オ百百十一項）
（オ百百十二項）
（オ百百十三項）
（オ百百十四項）
（オ百百十五項）
（オ百百十六項）
（オ百百十七項）
（オ百百十八項）
（オ百百十九項）
（オ百百二十項）
（オ百百二十一項）
（オ百百二十二項）
（オ百百二十三項）
（オ百百二十四項）
（オ百百二十五項）
（オ百百二十六項）
（オ百百二十七項）
（オ百百二十八項）
（オ百百二十九項）
（オ百百三十項）
（オ百百三十一項）
（オ百百三十二項）
（オ百百三十三項）
（オ百百三十四項）
（オ百百三十五項）
（オ百百三十六項）
（オ百百三十七項）
（オ百百三十八項）
（オ百百三十九項）
（オ百百四十項）
（オ百百四十一項）
（オ百百四十二項）
（オ百百四十三項）
（オ百百四十四項）
（オ百百四十五項）
（オ百百四十六項）
（オ百百四十七項）
（オ百百四十八項）
（オ百百四十九項）
（オ百百五十項）
（オ百百五十一項）
（オ百百五十二項）
（オ百百五十三項）
（オ百百五十四項）
（オ百百五十五項）
（オ百百五十六項）
（オ百百五十七項）
（オ百百五十八項）
（オ百百五十九項）
（オ百百六十項）
（オ百百六十一項）
（オ百百六十二項）
（オ百百六十三項）
（オ百百六十四項）
（オ百百六十五項）
（オ百百六十六項）
（オ百百六十七項）
（オ百百六十八項）
（オ百百六十九項）
（オ百百七十項）
（オ百百七十一項）
（オ百百七十二項）
（オ百百七十三項）
（オ百百七十四項）
（オ百百七十五項）
（オ百百七十六項）
（オ百百七十七項）
（オ百百七十八項）
（オ百百七十九項）
（オ百百八十項）
（オ百百八十一項）
（オ百百八十二項）
（オ百百八十三項）
（オ百百八十四項）
（オ百百八十五項）
（オ百百八十六項）
（オ百百八十七項）
（オ百百八十八項）
（オ百百八十九項）
（オ百百九十項）
（オ百百九十一項）
（オ百百九十二項）
（オ百百九十三項）
（オ百百九十四項）
（オ百百九十五項）
（オ百百九十六項）
（オ百百九十七項）
（オ百百九十八項）
（オ百百九十九項）
（オ百百百項）

第一條

この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む）の規定により選挙された委員にあつては、それだけ改正後の同法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む）の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ二第八項（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む）の規定により選任された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ二第三項（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む）の規定により選任されたものとみなし、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まゝ在任するものとする。

前項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十ノ改正規定により被選挙権を有しなくなった場合も、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まゝ在任するものとする。

第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條ノ二（同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む）の改正規定にかかわらず、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まゝ在任するものとする。

第二條

この法律施行後第六條の規定による市町村農地委員会の委員の総選挙又は都道府県農地委員会の委員の総選挙にかかわりなく、農地調整法第十五條ノ八又は第十五條ノ十の改正規定にかかわらず、委員の選挙及び補充は行われない。

この法律施行後第六條の規定による総選挙の日まゝ在任する委員は、農地調整法第十五條ノ九第一項及び第三項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の解任を請求することかできない。

第三條

この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。

前項の総選挙に用いる選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並に確定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の改正規定にかかわらず、政令で定める。

前項の規定により調製された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年四月九日まゝに据え置くとする。

昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ九第一項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

第七條 改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした
手続その他の行爲は、これらの改正前の規定に相當するこの法律又は
これに基いて發する命令の規定によつてした手続その他行爲とみなす。
第八條 自作農創設特別措置法(昭和三年法律第四十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三條第五項十年六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五
号として次の一号を加える。

五 昭和三十三年七月十五日現在において民法施行法(明治三十二年法律
第十号)第四十七條の規定する、永小作権の目的となつてい
る農地(同日以後適法に自作地となつた農地を除く。)

前條第一項の規定の適用については、農地を所有する者で自

ら耕作の業務を営むもの又はその者の同居の親族若しくはその
配偶者が耕作の業務を営むものが第二條第四項の規定する
特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地のある市
町村の区域内に住所を有しなくなつた場合において、引き
續き、その者の配偶者又はその者と同居して、二親等内
の血族が当該農地 に於いて耕作の業務を
を営んでおり、且つ、当該農地の所有者が当該農地のある市町
村の区域内に住所を有するに至る見込があるとき、市町村農
地委員会が認めるときは、その者は、当該市町村の区域内に
住所を有するものとみなす。

市町村農地委員会は前項の規定により当該市町村の区域
内に住所を有する ものとみなされる者を二年ごとに審査
し、同項に該当するかどうかを決定しなればならぬ。
第十二條の二第三項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなされるも、当該^{地役}地が、電線路の施設の利用に供されてい
る限り、その承役地の所有権を取得した者^{に対し}これをもち
て對抗すること^{が不得である。}
第十五條第三項中「牧野に於ては、命令の定めるところ
によりしを」命令の定めるところにより、牧野に於てはしに改
め、同條第三項として次の一項を加える。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定に
よる宅地又は建物の買収をしたとき、

一 宅地につき貸借権・使用貸借による権利若しくは地上権を有
する者又は建物の貸借権を有する者並びにこれ等の者の同居
の親族及びその配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得ら
れている場合

二 宅地又は建築物の所有者が近く自ら使用する事と相当とすべき場合

三 宅地又は建築物の位置、環境及び構造等により買収を不適当と
すべき場合

第四十條の二第四項中「二号以下を一号下の條の下に、
二号として添
の一号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條
の規定する永小作権の目的となつていた牧野（同日以後、適法に
自作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六條第三項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員会」を「都
道府縣知事、市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の
次に次の一項を加える。

第四項の規定する固有財産については、省令で固有財産法の特例を
定^りること^が得^る。

第五十條第一号中、「第三十條の二第三項の下に、」を「第三十七條第二項

に於いて準用する場合を含む」とを加え、同條オニ号中「当該官吏」と「当該官吏長」
に改め、同條中「オニ号又はオニ号」と「オニ号、オニ号又はオニ号」に改める。

オ九條 前條中、自依農創設特別措置法オ四條オ三項の改正規定は、同法オ三條
の規定による農地の買収でこの法律施行前に同法オ六條オ五項の規定

オ十條 自依農創設特別措置法オ十五條オ一項の規定による申請は、
昭和二十五年一月一日以後は行ふこととすべきなり。

オ十一條 小作調停法(大正十三年法律オ十八号)の一部を添うよりに改正
する。

オ五條中「市町村長及郡長」と「市町村農地委員会(当該工地区
所在地ニ農地調整法オ十七條、ニオ三項、規定ニ依り設置せ

ラレタル地ニ農地委員会、アルトキハ当該地ニ農地委員会以下同じ
及市町村長」に改める。

オ八條オ三項中「市町村長及郡長」と「市町村農地委員会
及市町村長」に改める。

オ九條の次にオ十一條を加える。

オ九條ノニ 裁判所調停ヲ申立テ受理シタルトキハ調停前
の争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員会ヲシテ

調停ヲ爲シシムルコトヲ要ス但シ当該争議ニ付既に市町村
農地委員会、勸解ヲ經タル場合其他争議ノ実情ニ鑑ミ市

町村農地委員会、勸解ヲ不適当ト認めル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
オ十二條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」と「何時ニテモ」に改める。

オ十三條中「市町村長又ハ郡長」と「市町村農地委員会又ハ市町村
村長」に改める。

オ十四條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長」と「オ十七條
ノ市町村農地委員会又ハ市町村長」に改め、同條オオ十八條ノニヒシ、

オ十五條の次にオ十一條を加える。

オ十八條 裁判所調停ヲ爲セントスルトキハ小作官又ハ小作主專ノ

意見ヲ聽クコトヲ要ス

オ十九條及オ二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改
めり。

オ二十九條オ一項中「調停ニ適當ナル者」を「（農地委員会）郡道府縣ノ推
薦シクル者」に改めり。

オ四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会及市
町村長」に改めり。

オ十二條 市町村農地委員会及郡道府縣農地委員会ノ委員ノ任期
年ニ同す。行例ニ同す。法律（昭和二十三年法律オ二百七十三号）ハ、
廢止す。

附則

この法律は公布の日から施行する。但し、オ一條中「農地調整
法」九條オ三項ノ改正規定は、昭和二十五年一月一日から
施行する。

理由

農地委員会ノ階層別構成ヲ改メ、農地委員会ノ委員ノ選挙手續ヲ衆議院議員
選挙法及公地方自治法ニ準ずるようニシ、（不在地主ノ範圍ヲ改メ）宅地、建物等ノ買収基準ヲ明確ニシ、

民法施行前に設定セル永小作權ヲ整理すると共に小作調停制度ヲ改正する
等ノ必要があるからである。これハ、この法律案ヲ提出する理由である。

農地調整法の一部を
改正する等の法律案

正誤表

頁行	誤	正	頁行	誤	正	頁行	誤	正
一七	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一	親族	親族
二〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二	親族	親族
二二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三	親族	親族
二四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	四	親族	親族
二六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	五	親族	親族
二八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	六	親族	親族
三〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	七	親族	親族
三二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	八	親族	親族
三四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	九	親族	親族
三六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一〇	親族	親族
三八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一一	親族	親族
四〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一二	親族	親族
四二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一三	親族	親族
四四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一四	親族	親族
四六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一五	親族	親族
四八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一六	親族	親族
五〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一七	親族	親族
五二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一八	親族	親族
五四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	一九	親族	親族
五六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二〇	親族	親族
五八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二一	親族	親族
六〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二二	親族	親族
六二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二三	親族	親族
六四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二四	親族	親族
六六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二五	親族	親族
六八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二六	親族	親族
七〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二七	親族	親族
七二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二八	親族	親族
七四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	二九	親族	親族
七六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三〇	親族	親族
七八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三一	親族	親族
八〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三二	親族	親族
八二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三三	親族	親族
八四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三四	親族	親族
八六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三五	親族	親族
八八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三六	親族	親族
九〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三七	親族	親族
九二	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三八	親族	親族
九四	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	三九	親族	親族
九六	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	四〇	親族	親族
九八	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	四一	親族	親族
一〇〇	親族	親族	三五	五行目	前項ノ面積ハ一尺ニ加ハル	四二	親族	親族

法律第

第一條 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同ジ」を加え、同條

第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加ふる。

前項ノ許可又ハ承認ハ左ニ掲ケル場合ニハ之ヲ行フコトヲ得ル

一 前項ニ掲ケル権利（耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トセザル権利ヲ除ク

以下本項ニ於テ同ジ）ヲ取得セントスル者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶

者カ当該権利ノ目的タル農地、牧草地又ハ放牧地ヲ自ら耕作又ハ養畜ノ業務

ノ目的ニ依ラスルモノト認め得ル場合

二 前項ニ掲ケル権利ヲ取得セントスル者カ当該権利ヲ取得スルコトニ因リ其

ノ者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ノ目的ニ依

スル農地ノ面積ノ合計カ自作農創設特別措置法律第三條第一項第三号ノ面積（

同條第三項ノ規定ニ依リ当該区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積がアルトキハ其ノ面ヲ超ユル場合又ハ比野ノ者ノ所有シ若ハ耕作若ハ養畜ノ業ヲニサスル農地、牧草地若ハ放牧地ノ面積ノ合計が同法第四十條ノ第二項第三号ノ面積（同條第三項ニ於テ準用スル同法第三條第三項ノ規定ニ依リ当該区域ニ付定メラレタル同号ノ面積ニ代ルベキ面積がアルトキハ其ノ面積）ヲ超ユル場合但シ市町村農地委員会が前述所屬知事ノ認可ヲ受ケテ当該権利ヲ取得セントスル者ノ旨ハ耕作又ハ養畜ノ業ヲ適正ト認メタル場合ヲ除ク

三 前項ニ掲ケル権利ヲ取得セントスル者か当該権利ヲ取得スルモ其ノ者又ハ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ耕作又ハ養畜ノ業ヲニサスル農地、牧草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計が北海道ニ在リテハ二町歩、都府縣ニ在リテハ三反歩ヲ基準トシテ都道府縣知事ノ定メタル面積ニ達セザル場合但シ市町村農地委員会が前述所屬知事ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四 農地、牧草地又ハ放牧地ニ付耕作又ハ養畜ノ業ヲニサスルコトヲ目的トシテ設けセラレタル地上権、永小作権、賃借地又ハ使用貸借ニ依ル権利ヲ有スル者か当該土地ヲ賃借セントスル場合但シ賃借セントスル者ノ疾病ニ因リテ

自ラ耕作、採草又ハ放牧スルコト能ハサル補填ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃借セントスル場合ヲ除ク

五 其ノ他前項ニ掲ケル権利ヲ取得セントスル者か当該権利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ養畜ノ業ヲニサスルコトニ因リ当該土地ニ付テハ耕作若シテ低下ヲ來スコト測ナル場合

都道府縣知事第一項ノ許可ヲ得ザントスル場合ニ於テ同項ニ掲ゲル権利ヲ取得セントスル者か耕作以外ノ用途ニ供スル用途ヲ超ユル面積ノ農地ニ付同項ニ掲ケル権利ヲ取得セントスルトキハ予メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條に第六項として次の一項を加ふる

第一項及前二項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第二十九條第二項ニ於テ準用スル同法第十六條ノ規定又ハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ賣渡シタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ建期ニ付テ準用ス

第五條第三号中「農地」を「同條第一項又ハ第六項ニ規定スル土地又ハ建物」に改める。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ為サントズル場合ニ於テ当該許可ニ係ル農地ノ面積が五十坪ヲ超ユルトキ（同一ノ事業ノ目的ニ使セラルル農地ノ面積ノ合計が五十坪ヲ超ユル場合ヲ指ム）ハ予メ農林大臣ノ承認を受クニシ

第六條に第四項として次の一項を加へる。

第一項及前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ採算若ハ家畜ノ放牧又ハ農地ノ開墾若ハ農地ノ開墾ニ伴フ土地ノ利用以外ノ目的ニ使スル場合ニ之ヲ準用ス

第九條第二項中「期間満了期末日乃至一年以内」の下に「（貸貸人ノ疾病ニ因

リテ自ら新借スルコト能ハサル為其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃借借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期間満了前一月乃至六月以内」を加え、同項但書を削り、同條第三項に次の但書を加える。

但シ賃借借ノ解約が小作讓渡法ニ依リ調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條に第七項として次の一項を加へる。

農地ノ賃借借ニ附シタル解除條條又ハ不確定期限ハ之ヲ定メガルモノト爲セ

第九條ノ二第ニ項中「第九條ノ三各号」を「第九條ノ三第一項各号」に改め

「同条」を「同項」改めり。

第九條の三に、ハの一項を加える。

前項但書、規定ニ依ル許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農地委員會ノ

承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第九條ノ四第一項及ビ第四項中「前條各号」を「前條第一項各号」に改める。

第九條ノ五第一項中「行政官庁」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「第九條ノ三各号」を「第九條ノ三第一項各号」に改める。

第九條ノ六を次のよりに改める。

第九條ノ六 削除

第十四條ノ二第二項とレイ次ノ一項を加へる。

小作調停法並ニ第十條乃至第十四條ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ領賃借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル契約ニ付テ之ヲ準用ス但シ此等ノ規定中「小作官又ハ小作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産ノ事務ニ従事スル都道府縣ノ吏員ニシテ都道府縣知事ノ指定スルモノトス

二ノ内

第十五條第二項第二号中「農地関係」を「農地関係等」に改める。

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第十三項」に改め、同條第三項を次のよりに改める。

第四八五ノ各号ノ区分ノ一二項ニ被繼承権ヲ有スル者ニ就キ当該区分ニ屬シ

繼承権ヲ有スル者ノ遺贈シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 北相道ニ在リテハ五反及ビ、都府縣ニ在リテハ三反及ビ超ユル面積ノ小作

地ニ付耕作ノ業務ヲ営ム者

二 南相道ニ屬スル面積ヲ超ユル面積ノ小作地ヲ所有スル者

三 耕作ノ業務ヲ営ム者又ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二号ニ該當セザル者

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有シ且ツ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ営ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ耕作ノ業務ノ目的ニ依リテ

小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各号ノ区分ヲ定ム
第十五條ノニ第五項に次の後段を加へる。

小作地ヲ所有スル者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者ノ
親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居
セハルニ至リタルモノノ所有スル小作地ニ付亦同ジ

第十五條ノニ第五項の次に次の二項を加へる。

第三項ニ於テ小作地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者カ賃借權、使用貸借ニ依リ權利
地上權、永小作權又ハ賃借ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ使スル農地ヲ謂フ

同項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ営ム者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者
カ有スル前項ニ屬スル權利ハ之ヲ当該耕作ノ業務ヲ営ム者ノ有スルモノト者
做ス

第十五條ノニ第八項の次に次の二項を加へる。

ニノ外

第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル面積ノ
アル農地ニ在リテハ当該面積（市町村農地委員会当該面積ヲ以テ若シク不相
当ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積）

土地台帳ニ登録セラレタル面積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員会ノ定メ
タル面積トス

第三項各号ノ区分ハ遊券種又ハ複遊券種ヲ有スル者ノ登録セラレタル第十五
條ノ五ノ規定ニ依リ濶狹セラレタル遊券人名法ノ区分ニ依ル但シ遊券人名法
ニ登録セラレタル者ニシテ遊券人名法ニ登録セラレズモノノ複遊券種ノ区
分ニ付テハ当該遊券人名法調製ノ期日ニ依リ之ヲ定ム遊券人名法ニ登録セラ
レタル者ニシテ遊券人名法ニ登録セラレズモノノ複遊券種ノ遊券
種ノ区分ニ付亦同ジ

第十五條ノニ第十一項に次のように改めらる。

第三項ノ規定ニ依リ遊券セラレズモノノ遊券ノ規定ハ同項第一号ノ区分ニ依リ

者ニ在リテハ二人、同項第二号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ二人、同項第三号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ二人トス

第十五條ノ二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ同項各号ノ区分ニ属スル者ニ付増加スベキ委員ノ定数ノ比率ハ前項ニ規定スル委員ノ定数ノ比率ニ等シキコトヲ旨シ且増加スベキ委員ノ定数八十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ三第一項中「同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」の下に「ニシテ年齢二十年以上ノモノ」を、同項に次の但書を加え、同條第二項中「第四項」を「第五項及第九項」に改める。

但シ農地ヲ所有セズ且市町村農地委員会カ命令ノ定ムル所ニ依リ耕作ノ業務ニ附随セザル者ト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

三、外

第十五條ノ四から第十五條ノ八までを次のように改める。

第十五條ノ四 市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ関スル事務ハ市町村ノ選挙管理委員会之ヲ管理ス

第十五條ノ五 市町村ノ選挙管理委員会ハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ是ノ選挙権者ヲ調査シ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ市町村農地委員会委員選挙人名簿ヲ編製スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請ノキトキ又ハ申請ニ錯誤有ハ雖アルトキハ市町村ノ選挙管理委員会ハ漏れヲ以テ選挙人名簿ヲ調査シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得

選挙人ノ年齢ハ選挙人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス
選挙人名簿ニハ選挙人ノ氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム農地又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム小作地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第五項ノ定ニ依リ其ノ者ノ所有

スル農地ト看做サレタル農地ヨ含ムノ面積ヲ記載スベシ但シ第十五條ノ
三第一項ニ規定スル同名ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選挙人ニ付テハ氏名及生
年月日等ヲ記載スルヲ以テ足ル

第十五條ノ二第六項及第九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ面積ハ第十條ノ二第九項ニ規定スル面積トス

第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登録セラレタル選挙人名
簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人タルベキ者一人
ヲ定メ選挙ノ期日前二日迄ニ投票管理員ニ之ヲ届出サレコトヲ得但シ同一人
ヲ届出サレコトヲ妨ケズ

前項ノ届出アリタル者ハ委員候補者死シ又ハ委員候補者タルコトヲ辞シタ
ルトキハ其ノ者ノ届出ニ係ル者ヲ除キ以下同様ニ第十五條ノ二第三項各号ノ
區分ニ付二人ヲ超エザルトキハ当該區分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票立會人ト
シ二人ヲ超ユルトキハ当該區分ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立會人ニ

ハヲ超ユスベシ

第十五條ノ二第三項各号ノ區分ニ付投票立會人二人ニ選セザルトキハ二人
ニ選セザルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ参加スルモノ投票所ヲ閉ジ
マキ時刻ニ至リ二人ニ選セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ選セザルニ至リタルト
キハ投票管理員ハ当該投票區ニ於ケル当該區分ノ選挙人名簿ニ登録セラレタ
ル者ノ中ヨリ一人ニ選スル迄ノ投票立會人ヲ選ハシ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投
票ノ期ニ至ルニ至リ投票立會人ノ選出ハ前項ノ規定ハ投票立會人ニ
付テ準用ス

第十五條ノ二 衆議院議員選挙法第二條 第一三條乃至第十七條、第四十一
條及第四十四條並ニ衆議院議員選挙法中改正前中(昭和二十年法律第四十
一號)別表八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付テ準

用又但シ衆議院議員選挙法第三條中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日
、同法第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項
中次年ノ十二月十九日トアルハ次年ノ三月四日トス
第十五條ノ八 地方自治法第十七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條
、第二十四條第一項第二項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十
二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第
三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條
乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條
乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六
十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十五條第
一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六
十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條ノ規定ハ普通地方

公共団体ノ長及都道府縣ノ議會ノ議員ノ選挙ニ関スル部分ヲ除クノ外市町村
農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付テ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七
條中「第三十條ノ規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ六ノ規定」ト第
六十條第三項中「第九十二條旨しくは第四百一十一條」トアルハ「農地調整法
第十五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わないで当選人を定
めること」ト又ハ更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の
不足数が第六十三條第一項にいう議員の員数の數と通じて当該選挙區に
おける議員の定数（選挙區が いときは議員の定数）の大部分の一を越えらる
に至つたとときトアリ、第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定
めること」ト又ハ更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の
數が前條第一項にいう当選人の不足數と通じて当該選挙區における議員の定
数（選挙區がいときは議員の定数）の大部分の一を越えらるに至つたとときト

⑤

第五十六條
前條第一項
衆議院議員
は第六十一
由が生じ

月二十日

同條第三項

第三十一條

第三十

第二項、第

第四十二條

第五十五條

條乃至第六

第六十條第

二項、第六

十八條

六八普通地方

／外市町村

第五十七

規定トイフ

一、關於調整法

二、出選人を定

三、出選人の

後選考區に

一を起するに

出選人を定め

おとの区画の

ける議院の定

まつたとをレト

④

第五十八條中三項中「理由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において
 前條第一項但書の規定若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受け得
 る者があるとき」と、又、「その期限経過後に生じた場合において前條第二項若しく
 は第六十五條第一項の規定の適用を受け得る者があるとき」とをレトアルハ、
 由が生じた場合において前條第一項但書の規定若しくは第六十條第一項

アルハ「選挙を行ひおいて当選人を定めること」がでまひとき（市町村農地
 委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じ
 てもなお通じて二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道
 府縣知事の承認を得たときを除く。）ト、第六十三條第二項中「第六十條
 第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合」トア
 ルハ「市町村農地委員の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人と取りかか
 った者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合におい
 て第五十五條第二項若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受けられた
 者で当選人と取りかかつた者があるときは」トアルハ「当選人と取りかか
 った者があるとき」ト、第七十二條第一項中「第十條及び第十一條並びに第
 百四十一條第二項」トアルハ「第十條及び百四十一條第二項」トス
 第十五條ノ九を第十五條ノ二十五とし、第十五條ノ十を削る。

第十五條ノ十五第二項第二号中「農地関係」を「農地関係等」に改め、同條
 を第十五條ノ九とする。

第十五條ノ十六を第十五條ノ十とする。

第十五條ノ十一を次のように改める。

第十五條ノ十一 市町村農地委員会ノ委員（第十五條ノ二第十三項ノ規定ニ
 リ選任せられたる委員を除く）ハ当該市町村農地委員会ノ設置せられたる市
 町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置せられたる都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙
 權ヲ有ス

市町村農地委員会ノ委員ノ被選挙權ヲ有スル者ハ当該市町村農地委員会ノ設
 置せられたる市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置せられたる都道府縣農地委員
 会ノ委員ノ被選挙權ヲ有ス

第十五條ノ十二を第十五條ノ二十三とする。

第十五條ノ十一の次に次の一條を加へる。

第十五條ノ十二 都道府縣農地委員会ノ委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙ス

前項ノ選挙区ハ第十五條ノ二第三項各号ノ区分毎ニ特令ノ定ムル所ニ依リ都

道府縣ノ選挙管理委員会之ヲ定ム

都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル選挙人ノ所屬ノ選挙区ハ選挙人ノ

住所ノアル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十三を次のように改めらる。

第十五條ノ十三 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ニ関スル事務ハ都道府縣ノ

選挙管理委員会之ヲ管理ス

第十五條ノ十四第二項を次のように改め、同條を第十五條ノ三十三とす。

主務大臣ハ中央農地委員会ノ請求ニ因リ都道府縣農地委員会ノ解散ヲ命スル

コトヲ得

五ノ内

第十五條ノ十三の次に次の三條を加へる。

第十五條ノ十四 都道府縣ノ選挙管理委員会ハ都道府縣農地委員会ノ委員ノ選

挙ヲ行フ場合ニ於テ都道府縣農地委員会委員選挙人名表ヲ第十五條ノ十七ニ

於テ準用スル第十五條ノ二第三項各号ノ区分ニ従ヒ各選挙区毎ニ調製シ其ノ

指定シタル場所ニ於テ之ヲ関係人ノ縦覧ニ供スベシ

前項ノ選挙人名表ニハ氏名及住所、年齢スル市町村農地委員会ノ名簿等ヲ記

載スベシ

地方自治法第六十六條第一項第三項前後第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選挙

人名表ニ付テ之ヲ準用ス

第十五條ノ十五 都道府縣農地委員会ノ委員ノ選挙ノ投票区ハ都道府縣ノ選挙

管理委員会ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票区ヲ設ケタルトモハ都道府縣ノ選挙管理委員会之ヲ皆

不スベシ

第十五條ノ十六 都道府県道管理委員会特ニ必要アリト認ムルトモハ都道府

県農林畜産会ノ委員ノ選挙ノ 際ニ付設クルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ十七モ次ノように改め多。

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至 第十三項第十四項本文改第

十五條ノ次ノ規定ハ都道府県農林畜産会 ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十八第一項及び第二項中「議決」の下に「ハ決定又ハ裁決ヲ旨ム

」トを加え、同條を第十五條ノ二十八とし、第十五條ノ十九及び第十五ノ二十

中「第十五條ノ十五」を「第十五條ノ十九」に改め、第十五條ノ十九を第十五條

ノ三十一とし、第十五ノ二十を第十五條ノ三十二とする。

第十五條ノ十七の次に次の三條を加へる。

第十五條ノ十八 都道府県道第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項

第四項、第二十七條第一項、第二十四條第六項第七項、第二十九條、第三十一

條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三

十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第

四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項

第四項乃至第五十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項

第三項、第六十條、第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三

條、第六十四條、第六十五條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條

第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二

項、第七十三條ノ規定ハ普通地方公共団体ハ市長及び市町村ノ議會ノ議員ノ選挙

ニ關スル部分ヲ除クノ外都道府県農林畜産会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但

シ地方自治法第四十條第四十二條中「第三十條ノ規定」トアルハ「農地調

整法才十五條ノ十七に於いて準用する第十五條ノ六の規定ト、^甲第六十條第
 三項中「第九十二條若しくは第九十四條」トアルハ「當地調整法第十五條
 ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わない」当選人を定めること
 ができず又は^{併せて}選挙を行わないで当選人を定めてもなほ当選人の不足数が六十
 三條第一項に於いて議員の欠員の数を通じて当該選挙区における議員の定数（
 選挙が行いときは議員の定数）の二分の一を超えらるに至つたとせしトアリ、
 第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めること」ができておらず
 は選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項に於いて
 当選人の不足数を通じて当該選挙区における議員の定数（選挙が行いときは
 議員の定数）の二分の一を超えらるに至つたとせしトアルハ「選挙を行わない
 で当選人を定めること」ができておらず（郵政府選挙区委員会の任期満了前六
 箇月以内）に当選人に不足又は委員に欠員が生じたので該を通じて二人以下であ

六

る場合において郵政府選挙区選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たとせし除
 く。』ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共
 団体の議会の議員に欠員が生じた場合」トアルハ「郵政府選挙区委員会の委
 員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とせらばなかつた者があるとき、又はそ
 の期満経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは
 第六十五條第十一項の規定の適用を受けたる選挙区に当選人とせらばなかつた
 者があるときは」トアルハ「当選人とせらばなかつた者があるときは」ト、第
 七十三條第一項中「第十條及び第十一條並びに第九十四條第二項とトアルハ
 「第十條及び第九十四條第二項」トス

第五十
 前條第
 規定が
 手由が

一 附則 十、伊 第六十條

一 附則 第十條 第六十條第一項の期限前に生じた場合において
前條第一項但書の例外を有しなくは第六十五條第十一項の規定の適用を受け得
る者があるとき、又は、その期限経過後に生じた場合において前條第二項若し
くは第六十五條第十一項の規定の適用を受けたる場合があるときとす。トアルハ
理由が生じた場合において前條第一項但書の例外があるときとす。ト

一 附則 第十條 第六十條第一項の期限前に生じた場合において
前條第一項但書の例外を有しなくは第六十五條第十一項の規定の適用を受け得
る者があるとき、又は、その期限経過後に生じた場合において前條第二項若し
くは第六十五條第十一項の規定の適用を受けたる場合があるときとす。トアルハ
理由が生じた場合において前條第一項但書の例外があるときとす。ト

第五十條 第六十條第一項の期限前に生じた場合において
前條第一項但書の例外を有しなくは第六十五條第十一項の規定の適用を受け得
る者があるとき、又は、その期限経過後に生じた場合において前條第二項若し
くは第六十五條第十一項の規定の適用を受けたる場合があるときとす。トアルハ
理由が生じた場合において前條第一項但書の例外があるときとす。ト

第十五條ノ十款 第十五條ノ二款ニ依リ、（姓名等）一ニシテ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙権ヲ有スル者ハ該区分ニ属シ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙権ヲ有スル者ノ二分一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選挙セラレタル市町村農地委員会ノ委員ニシテ該区分ニ属スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ市町村、選挙管理委員会ニ請求スルコトヲ得第十五條ノ二第ニ
第十五條ノ二第ニ依リ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙権ヲ有スル者ハ第十五條ノ十二款一項ニ規定スル選挙区分ニ属シ其ノ各ト同一ノ選挙区分ニ於テ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙権ヲ有スル者ノ二分一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選挙セラレタル第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第ニ規定ニ依リ当該選挙区分ニ於テ選挙セラレタル都道府県農地委員会ノ委員ニシテ該区分ニ属スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県、選挙管理委員会ニ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ請求アリタルトシテ、都道府県、選挙管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ハ選挙権ノ有ラズルモノトシテ、都道府県農地委員会又ハ市町村農地委員会ニシテ、（姓名等）一ニシテ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙権ヲ有スル者ノ二分一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選挙セラレタル市町村、選挙管理委員会ニ請求スルコトヲ得又
第十五條ノ二第ニ依リ選挙ノ、（姓名等）一ニシテ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙権ヲ有スル者ノ二分一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選挙セラレタル市町村、選挙管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ニ於テ選挙人姓名確定後直ニ之ヲ請求スベシ
第十五條ノ二第ノ規定ノ適用ニ付テハ同項ノ区分ハ同項ニ掲タル者ノ登載セ

ラレタル遊学人名義ノ区分トス

櫻葉院議員遊学法第二十九條及第三十條第一項ノ規定ハ第一項ノ同意又ハ議決ニ付之ヲ準用ス但シ第二十九條中「但シ遊学人名義ニ登録セラルベキ確定判決書ヲ所持シ遊学ノ当日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理若ハ之ヲシテ投票ヲ納ガシムベシ」トアルハ「但シ確定判決ニ因リ遊学人名義ニ登録セラレベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ」トス

第十五條ノ二十 都道府縣ノ遊学管理委員会ハ本法ニ依リ市町村ノ遊学管理委員会ノ権限ニ及セシメタル事項ニ付市町村ノ遊学管理委員会ヲ指揮監督ス
農林大臣及全口遊学管理委員会ハ本法ニ依リ都道府縣ノ遊学管理委員会ノ権限ニ及セシメタル事項ニ付都道府縣ノ遊学管理委員会ヲ指揮監督ス
地方自治法第五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十五條ノ二十一ニ之次ノように改メ

七

第十五條ノ二十一 市町村農地在員会ノ委員、都道府縣農地在員会ノ委員又ハ

中央農地委員会ノ委員ハ相兼ヌルコトヲ得ズ

都道府縣農地委員会ノ委員ハ都道府縣ノ議會ノ議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第十五條ノ二十二ニ至第十五條ノ三十四ニシテ、第十五條ノ二十一の次に次の一條を加ふる

第十五條ノ二十二 委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由アルトキハ都道府縣知事ハ第七五條ノ二第三項(第十條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ包含)ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員会ノ委員又ハ都道府縣農地委員会ノ委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第四項本文(第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ包含)ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ總委員トアルハ總委員ノ過半数トス
地方自治法第九十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十三ノ次に次の一條を加へる。

第十五條ノ二十四 市長ハ自己ニ同意ノ親族及長ノ配偶者ニ関スル事件ニ付議
事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会ノ同意
アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條ノ二十五ノ次に次の二條を加へる。

第十五條ノ二十六 地方自治法附自二十七條第一項第三項第四項及附自二十八
條ノ規定ハ市町村農地委員会又ハ都道府縣農地委員会ノ同意ノ資格ノ有無ノ
決定ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員会ノ処分(第十四條ノ四
又ハ農地調整法ノ一部を改正スル法律(昭和二十二年法律第三十四号)前則
第三條第三項ニ規定スル裁示ヲ除ク)ニ對シ不服アル者ハ処分ノアリタル日
ヨリ二月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル訴願ニ對シ裁決ヲ附ガントス
ルトキハ都道府縣農地委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ得ス

第十五條ノ二十八 の次に次の一條を加へる。

第十五條ノ二十九 都道府縣知事ハ農地関係弄調整ノ爲 必辱アルトキハ本表
ニ依リ市町村農地委員会ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員会ニ
処理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員会ニ処理セシムル事項
ニ關シテハ本法ニ依リ都道府縣農地委員会ノ権限ニ属セシムル事項ハ都道府
縣知事之ヲ処理シ本法ニ依リ都道府縣農地委員会ニ對シテ勸スベキ訴願ノ提
起ハ都道府縣知事ニ對シ之ヲ行フモノトス

第十五條ノ三十二の次に次の一條を加へる。
第十五條ノ三十三 農地関係ノ調整ニ要スル費用ハ口頭ニ於テ之ヲ負擔ス但シ

当市若くは町に依り市町村農地委員会又は都道府県農地委員会が小作関係
相續関係又は他種地権ノ利用関係ニ付付テ解任ニ付又ハ養育ハ二町制又ハ
都道府縣ノ旨トス

第十七條第一項「市町村農地委員会」を「都道府県農地委員会」に、
「当該官吏」に改める。

第十七條第二項「第六項」を「第十一項」に改める。

第十七條第五項中「当該官吏」を「当該官署」に改める。

第二條 前條中 農地調整法第四條の改正規定は、この法律施行の際既に存する同
條第六項の土地又は可移物に關する契約を当該契約に係る権利の設定又は移転に關
する登記及び当該土地又は可移物の引渡（民法（明治二十九年法律第八十号）第
百八十三條及び第八十四條に規定する引渡を除く。）のいづれもが完了していな
いものについては適用する。



第三條 第一條印農地調整法第三條、第四條又ハ第五條の改正規定は、それ
ぞれその規定施行の際既に農地の上に存する借貸債に適用する。

第四條 この法律施行の際既に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員で
ある者は、改正前の農地調整法第十條、第二十三條第一号から第三号まで（改正
前の同法第十五條ノ十七）において準用する場合を含む。この規定により改定され
た委員にあつては、それぞれ改正後の同法第十五條ノ二第三項第一号から第三号
まで（改正後の同法第十五條ノ十七）において準用する場合を含む。この規定によ
り改定されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ二第八項へ改正前の同法第
十五條ノ十七において準用する場合を含む。この規定により改定された委員にあ
つては、改正後の同法第十五條ノ二第三項へ改正後の同法第十五條ノ十七にお
いて準用する場合を含む。この規定により改定されたものとみなす。この法律
施行後最初に行われる總選挙の日まで在任するものとする。

2 前項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ八又は同法第十

五條ノ十一ノ改正規定により被選挙権を有しなくなった場合でも、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まで、なお、当該規定により被選挙権を有するものとみなす。

3 第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條ノ二（同法第十五條ノ十）において準用する場合を含む。この改正規定にかかわらず、この法律施行後最初に行われる総選挙の日までは、なお、従前の規定による。

第五條 この法律施行後第五條の規定による市町村農地委員会委員の総選挙又は都道府県農地委員会委員の総選挙がそれぞれ行われるまでは、農地調整法第十五條ノ八又は第十五條ノ十八の改正規定にかかわらず、委員の選挙及び補充は、行わない。

2 この法律施行後第五條の規定する総選挙の日までは、農地調整法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会及び都道府県農地委員会委員の解任の請求は、このことかである。

第六條 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律公布の日から起算して四箇月以内でなければならぬ。

2 前項の総選挙に用いる選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の改正規定にかかわらず政令で定める。

3 前項の規定により調製された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日まで扱え置くものとする。

4 昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

第七條 改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした手続その他の
の行爲は、これらの改正前の規定に相当するこの法律又はこれに基いて発する命
令の規定によつてした手続その他の行爲とみなす。

第八條 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように
改正する。

第三條第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号として次の
一号を加える。

五 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法（明治三十一年法律第十
一号）第四十七條に規定する永小作權の目的と母つていた農地（同日以後適
活に自作地と母つた農地を除く。）

第四條に第三項及び第四項として次の二項を加える。

前條第一項の規定の適用については、農地を所有する者で自ら耕作の業務を

営むもの又はその者の同居の親族若しくはその配偶者が耕作の業務を営むもの
が第三條第四項に規定する特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地の所
有市町村の区域内に住所を有しなかつた場合において、引き続きその者の配
偶者又はその者の同居の親族若しくは同居の血族が当該農地について耕作の業務
を営んでおり、且つ、当該農地の所有者が当該農地のある市町村の区域内に住
所を有するに至る見込がある市町村農地委員会が認めるときは、その者は当
該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。
市町村農地委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する
ものとみなされる者を二年ごとに審査し、同項に該当するかどうかを決定し得
れば足りぬ。

第十二條の二第三項の次に次の一項を加える。

第一項又は第三項の規定による地得權の設定は、その登記がなすも、当該
承取地が、地得權の施設の用に供されている限り、その承取地の所有權を取得

した者に譲りこれをもつて譲渡することとする。

第十五條第一項本文「自営農に専ら」を「専ら」は当該農地につき所有権その地の権利を有する者として「自営農」となるべき旨で同條の規定による農地の譲渡を受けた日から(箇内)第二項中「前項」を「才」一項に、同條第三項中「牧野」を「つては、命令の定めるところにより」を「命令の定めるところにより、牧野に於ては」に改め、同條第二項として次の一項を加へる。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定による宅地又は建物の買収をしない。

- 一 宅地への賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれら者の同居の親族及びその配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得られていた場合
- 二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用するに相当とする場合
- 三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不相当とする場合

第四十七條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号として次の一号を加える。

- 二 昭和二十三年七月十九日現在において、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた牧野(同日以後適法に自作牧野となつた牧野を除く。)

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員会」を「都道府県知事、市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する國有財産については、省令で國有財産法の特例を定めることとする。

第五十條第一号中「第三十條の才」を「(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同條第二号中「当該官吏」を「当該官

夏更替に改めらる。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第二号又は第四号」に改めらる。

第九條 前條中自作農創設特別措置法第四條の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買収でこの法律施行前に同法第六條第五項に規定する農地買収計画が公告されたものについては、適用しない。

第十條 この法律施行前に自作農創設特別措置法第六條の規定による農地の買収を受けた者については、改正後の第十五條第一項の規定中「同條の規定による農地」の買収を受けた日から一箇年以内」とあるのは、「この法律施行後一箇年以内」と読み替へるものとする。

第十一條 小作調整法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会（当該土地の所在地ニ農地調整法第二十條ノニオシテ規定ニ依リ設置セラレタル地居委員会ノアルトキハ当該地居農地委員会以下同ジ）及市町村長」に改めらる。

第八條第三項中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会及市町村長」に改めらる。

第九條の次に次の一條を加へらる。

第九條ノニ 裁判所編制ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前當該爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員ヲシテ 調停を爲サシムルコトヲ要ス且シ當該爭議ニ付決ニ市町村農地委員会ノ調解ヲ経タル場合其ノ他爭議ノ事情ニ鑑ミ市町村農地委員会ノ調解ヲ不適當ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラス」を「何時ニテモ」に改めらる。

第十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員会又ハ市町村長」に改めらる。

第十八條中「小作官 前條ノ市町村長又ハ郡長」を「第十七條ノ市町村農

此委員会又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノニとし、第十七條ノ次に
に次の一條を加へる。

第十八條 裁判所附屬事務ヲ兼サントスルトキハ小作官又ハ小作主ノ意見ヲ聽
クコトヲ要ス

第十九條及第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主」に改めらる。

第二十九條第一項中「調停ニ適當ナル者」を「都道府縣農地委員会ノ推
薦シタル者其ノ他調停ニ適當ナル者」に改めらる。

第四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員会及市町村長」
に改めらる。

第十二條 市町村農地委員会及市町村農地委員会ノ委員ノ任期將ニ満
スル特別ニ選出スル委員（昭和二十三年法律第百七十三号）は、廢止す

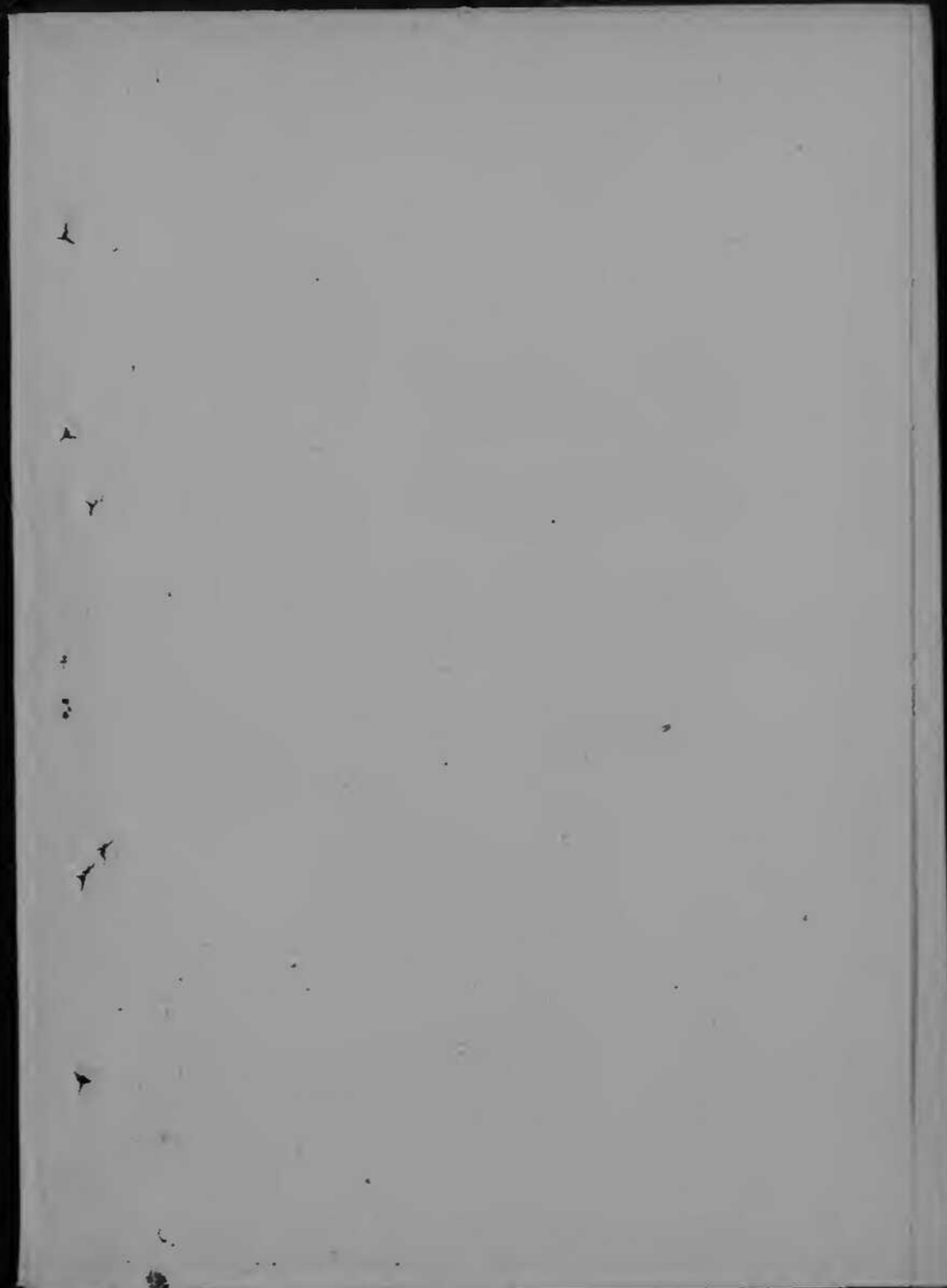
附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、第一條中「~~農地調整法第九條第三項~~
の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

理由

農地委員会の臨時組織を改め、農地委員会の委員の選挙手続を衆議院議員選挙
 法及び地方自治法に準ずるようにし、不在地主の範圍を改め、宅地、建物等の買収
 基準を明確にし、民営地行前に認可せられたる小作権を整理すると共に小作網規制費
 を改正する等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。



半律法業地法第... (Title of the document)

第一條 本法は... (Article 1 text)

第二條 本法は... (Article 2 text)

第三條 本法は... (Article 3 text)

農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry)

トニ... (Main body text of the document)

第九條ノ六 調停

第九條ノ六 調停

第十條ノ二 第二項として次の一號を補充する。

小作調停成立ニ關シテ乃茲第十二條及第十三條ノ規定ハ農林、海
軍地又ハ農林ノ改良其ノ促進ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ
之ヲ申請スルハ其ノ促進ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ
作官又ハ小作主等ノ促進ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ
ニシテ農林ノ改良ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ

與之天のよりに改めらる。

一 北海道ニ在リテハ五反少、福地ニ在リテハ二反少ヲ越スル農
地ノ小作地ニ付新作ノ規定ヲ適用スル者
二 前項ニ關シテ農地ノ改良ニ關シテ農地ノ改良ニ關シテ
三 新作ノ規定ヲ適用スル者ハ農地ノ改良ニ關シテ農地ノ改良ニ關シテ
セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有スル者ハ小作地ニ付新作ノ規
定ヲ適用スル者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ新作ノ規
定ノ目的ニ於テハ小作地トノ區別ノ規定ニ依リ同項合符ノ區分ヲ定ム
第十條ノ二 第五項に次の規定を補充する。

小作地ノ改良ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ
スル者ノ改良ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ
同項ノ規定ニ付テハ其ノ改良ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ農林ノ改良ニ關シテ

第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第六項第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第七十八條ノ規定ハ普通地方公共団体ノ長及都道府縣ノノ組合ノ職員ノ選挙ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員會^{委員}ニ行^レテ之ヲ專用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條ノ規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ六ノ規定」ト、第五十六條第三項中「學田が、第六十條第一項ノ期限前に生じた項百において別條第一項出賣の持業者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた持業者があるとき」トアルハ「學田が生じた項百において別條第一項出賣の持業者があるとき」ト、

農 林 省

の規定の適用を受けた持業者があるとき、又はその期限前に生じた項百において別條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた持業者があるとき」トアルハ「學田が生じた項百において別條第一項出賣の持業者があるとき」ト、

新しくは、前頁第十一トアルハ「衆地所管十五箇ノ二十一ト、第六十二條第一項中「遊學を行わぬので、人を起めることか

農林省

でもすべし、是れ遊學を行わぬので、遊學人を起めても、遊學人の個
尾數の第六十三條第一項にいう遊學の欠員の數と、遊じて遊學の
に對する遊學の起数一遊學區が、いとまは、遊學の起数一の六分の一
を起せるに遊つたことを一トアリ、第六十三條第一項中「遊學を行わ
ぬので、遊學人と起めることか、でも、すべし、遊學を行わぬので、遊
人を起のし、でも、その欠員の數が、遊學一遊學區に、遊學人の個
と、遊じて遊學の起数一遊學區が、いとまは、遊學の起数一の六分の一
の起数一の六分の一を起せるに遊つたことを一トアルハ「遊學を行わ
ぬので、遊學人と起めることか、でも、すべし、遊學を行わぬので、遊
員の内、遊學の起数一遊學區が、いとまは、遊學の起数一の六分の一
の起数一遊じて二人以下である場合に、遊學の起数一遊學區が、いとま
か、遊學の起数一遊學區が、いとまは、遊學の起数一遊學區が、いとまは、
第六十二條第一項中「遊學を行わぬので、遊學人を起めることか

...人ノ住所ノア...

...十五ノ十三...

...十五ノ十三...

...十五ノ十三...

...十五ノ十三...

...十五ノ十三...

...十五ノ十三...

...十五ノ十三...

...十五ノ十三...

第十七條ノ十七之項ヨリ下ニ改ムル事

第十七條ノ十七 地方自治法第七十七條ノ二項三項並ニ
又及第十五ノ八ノ項並ハ郡町村並ニ
第十七條ノ十八第一項及第二項中「以下」ノ下段一ノ二六
又「以下」一と云ハ、同條並第十五條ノ二十八とシ、第十
又第十五ノ二十ノ中「以下」ノ十五一と「以下」ノ十五一
又第十五ノ十九ノ中「以下」ノ三十一とし、第十ノ二十を第十五
三十二とシ。

第十七條ノ十七之項ヨリ下ニ改ムル事

第十七條ノ十七 地方自治法第七十七條ノ二項三項並ニ
第十七條ノ十八 地方自治法第七十七條ノ三項一
第十八條ノ二項並ニ
第十九條ノ二十一ノ第一項、第三十二條第一項第三項並ニ
第十三條、第二十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第
十七條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條、
第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、
第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、
第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、
第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、
第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、
第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、
第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、
第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、
第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、
第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、
第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、
第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、
第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、
第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百條、第一百零一
條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零四條、第一百零五條、
第一百零六條、第一百零七條、第一百零八條、第一百零九條、第
百一十條、第一百一十一條、第一百一十二條、

農林省

第十七條ノ十七 地方自治法第七十七條ノ二項三項並ニ
第十七條ノ十八 地方自治法第七十七條ノ三項一
第十八條ノ二項並ニ
第十九條ノ二十一ノ第一項、第三十二條第一項第三項並ニ
第十三條、第二十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第
十七條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條、
第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、
第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、
第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、
第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、
第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、
第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、
第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、
第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、
第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、
第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、
第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、
第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、
第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、
第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百條、第一百零一
條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零四條、第一百零五條、
第一百零六條、第一百零七條、第一百零八條、第一百零九條、第
百一十條、第一百一十一條、第一百一十二條、

要に

てとて、この選挙を行つたので、選挙人として、選挙人の
六十二名、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

めくれず

第十五條ノ十九 第十五條ノ二 第三項各号ノ区分ノ一ニ属シ市町
村區區委員ニノ委任ノ選挙権ヲ有スル者ハ該區區分ニ属シ市町村區
區委員ノ委任ノ選挙権ヲ有スル者ニ分ノ一以上ノ区區ヲ得テ同項
ノ規定ニ依リ選挙セラレタル市町村區區委員ニノ委任ニシテ該區區
分ニ属スルモノノ委員ノ解任ヲ有セシムル所ニ依リ 市町村ノ選
挙管理委員会ニ請求スルコトヲ得

第十五條ノ二 第三項各号ノ区分ノ一ニ属シ市町村區區委員ノ委員
ノ選挙権ヲ有スル者ハ第十五條ノ十二第一項ニ規定スル選挙区區ニ
属該區分ニ属シ其ノ者ト同一ノ選挙区ニ於テ市町村區區委員ノ委
員ノ選挙権ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ区區ヲ得テ第十五條ノ十七
ニ於テ採用スル第十五條ノ二 第三項ノ規定ニ依リ該選挙区ニ於テ
選挙セラレタル選挙区區委員ニノ委任ニシテ該區區分ニ属スル

農林省

モノノ委員ノ解任ヲ有セシムル所ニ依リ該選挙区區委員ノ選挙権
委員ニ請求スルコトヲ得
別一項ノ規定ニ依リ請求アリタルトキハ該選挙区區委員ノ選挙権委員
ハ市町村ノ選挙管理委員会ハ選挙ナク其ノ区區ヲ告示スルト其ニ属
する選挙区區委員又ハ市町村區區委員ニ之ヲ通知スベシ
前項ノ告示アリタルトキハ第一項及第二項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ
告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル委員ノ委員ノ解任ノ請求ハ此項ノ委員
ノ委員ノ選挙アリタル日ヨリ六月内ヘ之ヲ請求スルコトヲ得ヌ
第一項及第二項ノ規定ニ依リ請求アリタルトキハ第十五條ノ二 第一項ノ規定
ニ依リ選挙セラレタル選挙人各該選挙区ノ日ニ於テ之ニ投票セラレタ
ル者トシ其ノ二分ノ一ノ数ハ該選挙区ノ選挙管理委員会又ハ市町村
ノ選挙管理委員会ニ於テ選挙人名簿記載區區ニ之ヲ告示スベシ

都道府県
選挙区

第一項及第二項ノ規定ノ施行ニ付テハ前項ノ区分ハ同項ニ準ズル者
ノ多寡セラレタル選舉人名簿ノ区分トス

第三項ノ規定ニ依リ選舉人名簿ノ区分ハ第一項ノ同
項ノ規定ニ依リ之ヲ準用ス但シ第三十九條中「但シ選舉人名簿ニ準
據セラルベキ裁判決断ヲ所得シ選舉人名簿ニ記載所ニ與ル者アルト
キハ投票管見者ハ之ヲシテ以テ選舉人名簿ニ準用スルベシトアルハ「但シ
是項決断ニ依リ選舉人名簿ニ準據セラルベキ者ハ此ノ規定ニ在ラズ」ト
ス

第十五條ノ二十 縣選出議員ノ選舉官選出議員ハ本法ニ依リ市町村ノ選
出議員選出議員ノ組織ニ準セシメタル事項ニ付市町村ノ選舉官選出議員
ニ準テ組織セラル

農林省

陸軍省

地方自治法第五十一條第一ノ規定ハ第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十五條ノ二十一 市町村並ニ選出議員ノ選出、都道府縣並ニ選出議員ノ
選出又ハ中央官廳選出議員ノ選出ハ前項ノ規定ニ準テ組織セラル

第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年
第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年
第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年
第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年

第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年
第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年
第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年
第十五條ノ二十二 委員ノ任職ハ二十一年

めくれず

第十五條ノ二十四條本文ハ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ
當ルノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ總務長トアルハ該委員
ノ選挙トス

地方自治法第九十三條第二項乃總務長ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之
ヲ準用ス

第十五條ノ二十三の次に次の一條を加ス。

第十五條ノ二十條 委員ハ已ニ四歳ノ歳及氏ノ配偶者ニ同スル
事件ニ付職務ニ參與スルコトヲ得ス但シ市町村農地委員又ハ郡道
村道農地委員ノ例置アリタルトキハ該職ニ就任シ先西スルコトヲ
得

第十五條ノ二十五の次に次の二條を加ス。

第十五條ノ二十六 地方自治法第二十七條第一項第三項第四項及第
百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員又ハ郡道村道農地委員ノ選
任ノ資格ノ有無ノ決可エ付之ヲ準用ス

農 林 省

第十五條ノ二十七 本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員又ハ郡道
村道農地委員又ハ農地調査法の一部を改正ス。法律一昭和二十二年法律第
三十四號ニ附屬第三條第三項ニ規定スル規定ヲ撤クニ付シ不
ル者ハ処分メアリタル日ヨリ二月内ニ郡道村道農地委員又ハ郡道
村道

郡道村道農地委員ノ規定ニ依リ補給セラレタル者ニ付シ該法ヲ為
サントスルトキハ郡道村道農地委員又ハ郡道村道農地委員ノ規定ヲ撤クコトヲ要ス

第十五條ノ二十八條の次に次の一條を加ス。

第十五條ノ二十九 郡道村道農地委員又ハ郡道村道農地委員ノ職務ノ
トキハ本任ニ依リ市町村農地委員又ハ郡道村道農地委員ノ職務ニ
農地調査委員又ハ農地調査委員ニ代理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府縣警察委員會ニ処理セシムル事項ニ關シテハ本法ニ依リ都道府縣警察委員會ノ権限ニ關セシムル事項ハ都道府縣警察之ヲ兼掌シ本法ニ依リ都道府縣警察委員會ニ對シテ為スベキ所關ノ事項ハ都道府縣警察ニ對シテ行フモノトス

第十五條ノ三十二の次に次の一條を加え。

第十五條ノ三十三 土地關係ノ糾紛ニ關スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負擔ス但シ糾紛者ノ申出ニ依リ申可行政地政委員會又ハ都道府縣警察委員會方小作關係、相續關係ノ土地等ノ利用關係ニ付行フ時該ニ關スル費用ハ市町村又ハ郡町村ニ負擔トス

第十七條中「行政官廳」を「主計大臣又ハ都道府縣警察」に、「都道府縣警察」を「都道府縣警察」に改め。

第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第十一項」に改め。

農 林 省

第十七條ノ五第四中「助官吏」を「自治官吏更員」に改め。
第二條 前條中、自治警察委員會組織の改正規定は、この法律施行の際に存す。同條第六項の七又ハは是項規定する次第で都道府縣警察委員會の設置又は移轉に關する事及ビ自治官吏更員又は警察の別表（其法一明治二十九年法律第八十九号）第六百八十三條及ビ第六百八十四條に規定する別表を改く。このいすれもが完了していないうものにつきても是項規定を適用す。

めくれず

前項ノ場合ニ於テ尚項ノ規定ニ依リ都道府縣知事ハ該地ノ事務ニ関シテ
▲ル各項ニ関シテハ本法ニ依リ都道府縣知事ハ該地ノ事務ニ関シテ
▲ル各項ハ都道府縣知事之ヲ委任シ本法ニ依リ都道府縣知事ハ該地ノ事務
ニ関シテ為スベキ所ノ権限ノ授給ハ都道府縣知事ニ對シ之ヲ行フモノト
ス

第十五條ノ三十二の次に次の一節を加ふる。

第十五條ノ三十三 土地開墾ノ調査ニ要スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負
担ス但シ該費者ノ申出ニ依リ市町村並ニ地政委員會又ハ都道府縣知事
員會ガ小作關係、租佃關係ノ土地開墾ノ費用全額ニ付テ行フ時該ニ
要スル費用ハ市町村又ハ都道府縣ノ負擔トス

第十七條中「行政官廳」を「主計大官又ハ都道府縣知事」に、「各
項費共々」を「土地開墾費共々」に改むる。

第十七條ノ二條一項中「第六項」を「第十一項」に改む。

農林省

第十七條ノ五條中「農林省長」を「農林官吏更員」に改む。
第二條 前條中、土地開墾法第六條の改正規定は、この法律施行の際
現に存する同法第六條の七及び八は同法第六條の七に修正して同法の
規定は移轉し同法第七條及び八は同法第七條の規定に改め一併一併
二十九年任期の八十九号一號百八十三號及び百八十四號に規定す
る別表をなく、^のいづれも完了してないものについても同法
を適用する。

一節 第三條中土地開墾法第九條の改正規定は、その法律施行の際
土地開墾法の上に移する賃貸借契約に適用する。

一節 この法律施行の際現に市町村並ニ地政委員會又ハ都道府縣知事
員會の委員たる者は、土地開墾法の規定にかかわらず、この法律
施行後初に行われる市町村並ニ地政委員會又ハ都道府縣知事員會の
委員に選任により委員が選任するまで在任する。

第三條 第一條中改定同法第九條第二項、第三項又は第七條の改正規定は、それぞれその規定施行の際に最遅の上記存する日又は改正前に適用する。

第四條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙された委員にあつては、それぞれ改正後の同法第十五條ノ七第三項第一号から第三号まで（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙されたものと同みなし、改正前の同法第十五條ノ二第八項（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ二第十三項（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任されたものと同みなし、この法律施行後最初に行われる選挙の日まで在任するものとする。

同法に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十一の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、この法律施行後最初に行われる選挙の日まで、なお当該規定により被選挙権を有するものと同みなす。

第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條ノ二（同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この法律施行後最初に行われる選挙の日までの間は、なお、従前の規定による。

第五條 この法律施行後第六條の規定による市町村農地委員会の委員の選挙又は都道府県農地委員会の委員の選挙は、それぞれ行われるまでは、農地調整法第十五條ノ八又は第十五條ノ十八の

又正規定にかかわらず、委員の選挙及び補充は、行われない。

この法律施行後第六條に規定する選挙の日までの間は、
整法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかわらず、同
項の規定による市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の
解任の請求をすることができない。

第六條 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙
の期日は、改定で定める。但し、それは、この法律公布の日から四箇月以内でなければならぬ。

前項の選挙に用いる選挙人名簿の調査、調査、修正の申立及び
決定並びに決定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ
五及び第六十五條ノ七の改正規定にかかわらず、政令で定める。

前項の規定により^{三月四日}改定された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、
昭和二十六年^{三月四日}まで効力を有するものとする。
昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正

規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人
名簿は、改定したる。

めくれず

改正規定にかかわらず、委員の選挙及び補充は行われない。

2 この法律施行後第六條に規定する選挙の日まで~~の期~~は、~~選挙~~改正法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の解任の請求をすることができない。

六 此の法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙の期日は、政令で定める。

2 前項の選挙に用いる選挙人名簿の編製、検査、修正の申立及び決定並びに決定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び同第十五條ノ七の改正規定にかかわらず、政令で定める。

3 前項の規定により~~三月四日~~された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年~~三月四日~~まで補充し得るものとする。

4 昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、補充しない。

昭和二十六年三月四日

第七條 改正前の地籍調査法又はこれに基いて編ずる組合によつてした
手続その他の行為は、これらの改正前の規定に前出する。この法律又は
これに基いて発する命令の規定によつてした手続その他の行為とみな
す。

第八條 旧作務法附設特別測量法（昭和二十一年法律第四十三号）の一節
を次のように改正す。

農 林 省

第三條第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号
として次の一号を加え。

五 昭和二十三年七月十五日現在にかつて民法施行法（明治三十一
年法律第十一号）第四十七條に規定する水小作權の目的となつて
いた土地（同じ以後民法に自作地となつた土地を除く。）

第四條第三項及び第四項として次の二項を加え。

第一項の規定の適用については、測量を所有する者で自ら研
究の業務を営むもの又はその者の所有の土地の面積若しくはその配割者亦
耕作の業務を営むものが第二項前項に規定する市町村の専田以外の
正當の専田に因つてその専田のある市町村の区域内に住所を有しな
くかつた場合にかつて、引き続きその者の配割者又はその若と同居
していた二親等内の直系が当該土地について耕作の業務を営んでお
り、且つ、当該土地の所有者が当該土地のある市町村の区域内に住

五條 この法律施行後初めて行われ、市町村農林委員会及び都道府県農林委員会委員の選挙の選挙手続に關する選挙人名簿の調査、調査、修正の申立及び決定並びに選挙に關する期日及び期日等は、第一條の選挙にかかわらず、農林大臣が定む。

六條 市町村農林委員会又は都道府県農林委員会委員の選挙でこの法律施行前に選挙の期日の指定があつたものについては、第七條の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

第七條 改正前の法律の規定又はこれに基づいて発する命令によつてした手続その他の行為は、これらの改正前の規定に抵触するこの法律又はこれに基づいて発する命令の規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第八條 自作農保護法(昭和二十一年法律第三十三号)の第一節を次のように改正す。

農 林 省

第三節 第五條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号として次の一をを加え。

五 昭和二十三年七月十五日現在にかゝりて本法施行法(明治三十一

年法律第十一号)第四十七條に規定する水小作地の目録となつていた土地(同日以後本法に自作地となつた土地を除く。)

第六條に第三項及び第四項として次の二項を加え。

農林省第一項の規定の適用については、農地を所有する者で自ら耕作の業務を営むもの又はその者の所有の農地若しくはその配偶者が耕作の業務を営むものが第二條第四項に規定する特別の農地以外の正当の事由に因つてその農地のある市町村の区域内に住所を有しなくかつた場合にかゝりて、引き継ぎその者の配偶者又はその者と同居していた二親等内の血族が当該農地について耕作の業務を営んでお

り、且つ、当該農地の所有者が当該農地のある市町村の区域内に住

所を有するに當り見込がある」と市町村自治委員会が認めるときは、
その者は当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村自治委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住
所を有するものとみなされる者を二半ごととに審査し、同項に該当す
るかどうかを決定しなければならぬ。

第十二條の二第三項の大に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その効力がなく
ても、当該承役者が電線路の建設の用に供されてゐる限り、その承
役地の所有権を取得した者に譲渡して譲渡することを得ない。

第十五條第一項本文中「自作農となるべき者又は当該農地につき所
有権その他の権利を有する者」と「自作農となるべき者が同條の規定
による農地の買受を受けを日から一箇年以内の一、町長第二頁中「

一七〇七
行

者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の所有の
権及びその配偶者のまた、所有が農地以外の財産から得られて
いる場合

- 二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用する事を理由とする場合
- 三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とす
る場合

第四十條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号とし
て次の一号を加える。

- 二 昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條
に規定する水小作権の目的となつていた牧野一圃日以後適法に自
作牧野となつた牧野を除く。

新を有するに當り見込がある」と市町村地価調査委員会が認めるときは、
その者は当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村地価調査委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住
所を有するものとみなされる者を二年ごとに審査し、同項に照準す
るかどうかを決定しなければならぬ。

第十二條の二第三項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなく
ても、当該承役地が電線路の建設の用に供されていゝ限り、その承
役地の所有権を取得した者に對してこれを有するものと看做す。

による地地の買渡を受けた日から一箇年以内の一に、同條第二項中「

一併改め、同條第二項として次の一項を加える。

政府は、左の各号の一に照準する場合、前項の規定による宅

農 林 省

地又は建物の買取をしなす。

一 宅地につき賃借権、返借貸借による権利若しくは地上権を有す
る者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の所有の
瑕疵及びその賠償者の主たる責任が該建物の所有権から得られて
いる場合

二 宅地又は建物の所有者が近くより使用する事を理由とする場合

三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買取を不適当とす
る場合

第四十條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号とし
て次の一号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條
に規定する水小作権の目的となつていた牧野一圃日以後遺法に自
作牧野となつた牧野を除く。

所を有するに類の見込がある」と市町村自治地委員会が認めるときは、その者は当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村自治地委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者を二年ごとに審査し、同項に照準すべからざるかを決定しなければならぬ。

第十二条の二第三項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その受益がなくとも、当該水田地が電線路の建設の用に供されていゝ限り、その承継地の所有権を承継した者又は該地役権の承継者たる者に、前項を「第一項」に、同条第三項中「牧野にあつては、命令の定めるところにより」を「命令の定めるところにより、牧野にあつては」に改め、同条第二項として次の一項を加える。

四 農 林 省

地又は建築物の買収をしない。

一 宅地につき買収後、又は買収による権利若しくは地上権を有する者又は建築物につき買収後を有する者並びにこれらの者の同族の親族及びその配偶者の主たる住所が農業以外の職業から得られてゐる場合

二 宅地又は建築物の所有者が近く自ら使用する事を相与とする場合
三 宅地又は建築物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合

第四十條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号として次の一号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在において、農林省施行法第四十七條に規定する水小作権の目的となつていた牧野（同日以後適法に自作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員会」を「都道府縣知事、市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の一項を加ふる。

前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の適用を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「(第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二号中「当該官民」を「当該官民」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條 前條中自作農制改訂法第四條第三項の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買収でこの法律施行前に同法第六條第五項の規定する農地買収計画が公布されたものについては適用しない。

5.

第十一條 小作制度法(大正十三年法律第十八号)の第一節を次のように改正する。

第五條中「市町村農地委員会」を「市町村農地委員会(当該土地の所有権を有する者は改正後、第一号の二第三項の規定に依り設置せられたる農地委員会ノアルトキハ当該農地委員会以下同ジ)及市町村長」に改める。

第八條第三項中「市町村長」を「市町村農地委員会及市町村長」に改める。

第九條の次に次の一項を加ふる。

第九條ノ二 農地買収法ノ第五條ニ於テシタルトキハ同法第三條ノ二

めくれず

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員会」を「都道府県知事、市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の規定を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二号中「当該官民」を「当該官民」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條 前條中自作農耕作許可法第四條第三項の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買収でこの法律施行前に同法第六條の上段の規定する農地買収許可の公告されたものについては、適用しない。

農林省

第十一條 小作法第四條（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村農地委員会」を「市町村農地委員会（当該土地の所有主又は農地法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル農地買収委員会ノアルトキハ当該農地買収委員会以下同ジ）及び市町村農地委員会」に改める。

第八條第三項中「市町村農地委員会」を「市町村農地委員会及び市町村農地委員会」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二 裁判所裁判ノ申立ヲ文書シタルトキハ裁判所書記官

ノ日勤タル主任ノ所任地ノ町長官職地委員全クシテ撤去ラサシム
ルコトヲ要スルシテ撤去等ニ付テニ町長官職地委員全ク撤去ラサシム
ル事合^其ノ町長官職地委員ニ付テニ町長官職地委員全ク撤去ラサシム
ムル事合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何種ニテモ」に改める。
第十七條中「市町村長又ハ都長」を「市町村長地委員又ハ市町村
長」に改める。

第十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ都長」を「第十七條ノ市
町村長地委員又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノ二とし、第
十七條の次に次の一條を附える。

第十八條 裁判所附設ヲ爲サントスルトキハ小作官又ハ小作主
並見ヲ選クコトヲ要ス
第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作主又ハ小作主一
人」に改める。

第二十九條第一項中「國許ニ過当ナル者」を「普通用^ノ地委員
會ノ推薦シタル者又ハ國許ニ過当ナル者」に改める。

第四十三條中「市町村長及都長」を「市町村長地委員及市町村
長」に改める。

第十二條 市町村長地委員及都長並普通用^ノ地委員の任期を
二年とする等別に規定する法律（昭和二十三年法律第二百七十三号）は、
廢止する。

この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において、
昭和二十五年一月一日から施行する。

委員会の組織別議決を改め、委員会の委員の選挙手続を兼
手兼足兼重議決委員等及び地方自治法に準ずるようにし、不在地主
の範囲を改め、毛北、延喜寺の買収基準を明確にし、民法施行期に
定められた永小作権を整理すると共に小作調停制度を改正する等の必
要があるからである。これがこの法律案を提出する理由である。

二四農政第一二六四号

昭和二十四年五月二日

農林次官 片柳眞吉

法務廳長官

農地調整法の一部を改正する等の法律案の正誤
に関する件

さきに閣議を請うた農地調整法の一部を改正する等の法律案に誤があつたので別紙のように訂正された。

農林省

裏面白紙

別紙

農林省

裏面白紙

農地調査法の一部を改正する等の法律案 正誤
 第一條中「第十五條ノ二第五項に次の後段を加える。」は、「第十五
 條ノ二第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次の後段を加える。
 の誤。

「農地調整法の一部を改正する等の法律案」提案理由説明

農 林 大 臣

農地調整法の一部を改正する等の法律案の提案理由を併説明致します。

農地改革の幸に各関係者の努力によりまして好成績を以て一段落致しました。これにより農家は九割以上が自作農となり、現下いろいろ困難な事情はございますが、ともかくも一応安定した基礎の上に農業経営を行って行くことか、できるやうに努力したことは、是に同慶に存する次第であります。

農地問題は、もとよりこれを以てことごとく解決致したとは云えません。今後土地改良や農地の交換分合等に充分の努力を傾けなければなりません。また農地改革の成果を永久に確保致しますために農地調整法と自作農創設特別措置法の二つの法律を存置致すことも必要であります。

今回の改正法律案は右二つの法律即ち農地調整法及び自作農創設特別措置法の今後における運用を考へまして、農地改革後の新しい農村の姿に照し合せて、これに適合するやうに所要の修正を加へたいと存するものであります。

即ちその第一は農地委員会・構成の問題であります。現行法では地主、自作二、小作五という定数になっておりますが、農地改革後の農村の實情から見て、これか各当でないことは極めて明かでありまして、仮りに現行法の通りとしますと、全体の九割を占める自作農の代表が二名ということになるわけであります。農地委員の任期は、第四回國會において本年の六月三十日までと、小作二の、近く第二回の総選挙を行わなければならぬのであります。これに先立ちまして農地委員会の議決を定数も改めなければならぬのであります。農地委員会の新しい構成につきましても種々の條件を考慮致しまして慎重に研究致し、その結果、自作的な人が非常に多い現況に鑑みましてこれを六とし、ある程度農地を小作している人を二、ある程度農地を貸付けている人を二と致したものであります。

第二は不在地主の定義についての問題であります。改正案におきましては、農業を営んでいない者加他の職業についたためなどの事情によって離村致し、その配偶者なり親子兄弟が依然として農業を営んでおり、且つ本人も将来帰村する見込が、あります場合は、これを在村地主として処理致すこととし、以て職業上の理由等による移転に支障を与えないやうに取扱いたいと思つてあります。

今回の改正法律案の内容は以上二点の外、農地移動統制の基準の明確化、小作調停制度の改善等の内容を含んでありますが、併参考に供するためお手許に法律案の要綱をお配り致してありますので、詳細はそへによつて御覧下さいたいと存じます。なにとぞ慎重に御審議の上速に御可決ありんことを併願い致します。

◎第一條の一部を次のように修正する。

○第十五條ノ一の改正規定を次のように修正する。

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第五項」に改め、同條第三項を次のように改め、同條第四項から第六項までを削る。

委員ハ被選挙権ヲ有スル者ニ就テ選挙権ヲ有スル者ノ選挙

シタル者十人ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條ノ二第四項後段を次のように改める。

但シ増加スベキ委員ノ定数八十人ヲ超エルコトヲ得ズ

○第十五條ノ三の改正規定を次のように修正する。

第十五條ノ三第一項中「若シ当該市町村ノ區域内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル面積ノ

農地ノ所有スル者又ハ此等ノ者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」を「又ハ其ノ同居ノ親

族若ハ其ノ配偶者ニテハ、年齢二十年以上、六十歳以下に改め、同項に次の但書を加ふる。

但シ当該市町村農地委員会が省令ノ定ムル所ニ依リ耕作ノ業務ニ常時従事セザ

ル者ト認めル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ三第二項を次のように改める。

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル面積ノア

ル農地ニ在リテハ、当該地積ハ市町村農地委員会当該地積ヲ以テ算シテ不相

当ト認め、別段ノ面積ヲ定ムルトモ、其ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル地積ナ

キ農地ニ在リテハ、市町村農地委員会ノ定ムル面積トス

○第十五條ノ五第一項中「第十五條ノ三第三項各號ノ区分毎」を削り、同

條第四項中「所有シ若シ又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ムル作地、

(第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ三第五項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有

スル農地ト看做ラレタル農地ヲ含ム)を削り、同條第五項中「第十五條ノ三第六項、第

七項及第九項」を「第十五條ノ三第二項」に改める。

○第十五條ノ六第一項中「自己ノ登録セラレタル」を削り、第三項中「第十五條ノ二

第三項各號ノ区分ニ付」及び「当該区分ニ付テハ」を削り、「三人」を「二人」に改め、同條

第三項中「第十五條ノ三第三項各號ノ区分ニ付」を削り、「当該区分」及び「但書を削り、「三人」を

「二人」に改める。

同條

○ 第十五條ノ八中「第三十七條乃至」を「第三十

七條（衆議院議員選挙法第二十三條ノ規定ヲ適用ス

ル部分ヲ除ク）、「第三十八條乃至」に、「及第百二

十八條乃至」を「第百二十八條及第百五十六條乃至

第百五十八條」に改める。

○ 第十五條ノ十一中「第十三條」を「第五項」に改

める。

○ 第十五條ノ十二第二項中「第十五條ノ二第三項各

款ノ区分毎ニ」を削る。

○ 第十五條ノ十四第二項ヲ改正規定中「中央農地委

員會」を「中央農地委員会」に改める。

○ 第十五條ノ十四第一項中「第十五條ノ十七」を「於テ

準用スル第十五條ノ二第三項各款ノ区分ニ從ヒ」を

削る。

○ 第十五條ノ十七第一項中「第十三項第十四項」を

「第五項第六項」に改める。

○ 第十五條ノ十八中「第三十七條」の下に「八衆議

院議員選挙法第二十三條ノ規定ヲ適用スル部分ヲ除

ク」を加え、「及第百二十八條」を「第百二十

八條及第百五十六條乃至第百五十八條」に改め

る。

○第十五條ノ十九第一項及び第二十項中「第十五條ノ第三項各號ノ区分ハ一ニ屬シ」ト、當該区分ニ屬シ」及び「ニシテ當該区分ニ屬スルモノノ全員」トを削リ、同條第一項中「同項」トを「第十五條ノ第三項」ト改メ、同條第五項中「全員」トを削リ、「此等ノ委員」トを「其ノ委員ニ付」ト改メ、同條第七項を次のように改メ、同條第八項を削る。

前 五項ノ規定ニ依ル解任ノ効力ニ關シテハ地方自治法第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第九十八條及第二百五十六條乃至第二百五十八條ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第六十六條第一項中「選挙」ト關シテは選挙の日、當選ト關シテは第五十九條第二項又は第四項ノ告示シトアルハ「第十五條ノ十九第三項ノ規定」トヨリ告示

承トス

○第十五條ノ二十一第一項中「中央農地委員會議」ト「中央農地委員會議」ト改める。

○第十五條ノ二十二第二項中「第十三項」ト「第五項」ト、同條第三項中「第十四項」ト「第六項」ト改める。

○第十七條ノ二の改正規定を次のように修正する。

第十七條ノ二第一項を次のように改める。
特別ノ事情アル市町村ニ設置セラルベキ市町村農地委員會議ニ關シテハ政令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

○第十四條の一部を次のように修正する。

○第十四條第一項中「第一号から第三号まで」及び「それ」ト水

